

目 次

○第1号（9月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 3 一般質問について	6
◇ 松井保夫君	7
◇ 清水健一君	22
◇ 金井佐則君	29
◇ 柳田キミ子君	41
◇ 南 千晴君	51
日程第 4 議案第66号 工事請負契約について	66
日程第 5 認定第 1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定について	67
日程第 6 請願・陳情について	76
日程第 7 平成24年度榛東村一般会計決算の審査について	76
散 会	76

○第2号（9月12日）

議事日程 第2号	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79

日程第 1	会議録署名議員の指名	7 9
日程第 2	認定第 1 号 平成 2 4 年度榛東村一般会計決算の認定について	7 9
補足説明		1 2 2
日程第 3	認定第 2 号 平成 2 4 年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について	1 2 2
補足説明		1 2 8
日程第 4	認定第 3 号 平成 2 4 年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について	1 2 8
日程第 5	認定第 4 号 平成 2 4 年度榛東村老人保健特別会計決算の認定について	1 3 1
日程第 6	認定第 5 号 平成 2 4 年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について	1 3 3
日程第 7	認定第 6 号 平成 2 4 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について	1 3 9
日程第 8	認定第 7 号 平成 2 4 年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について	1 4 4
日程第 9	認定第 8 号 平成 2 4 年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について	1 4 7
日程第 1 0	認定第 9 号 平成 2 4 年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について	1 5 0
日程第 1 1	認定第 1 0 号 平成 2 4 年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について	1 5 2
日程第 1 2	認定第 1 1 号 平成 2 4 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について	1 5 6
日程第 1 3	報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について	1 6 4
散 会		1 6 6

○第 3 号（9 月 1 7 日）

議事日程 第 3 号	1 6 7
本日の会議に付した事件	1 6 7
出席議員	1 6 8
欠席議員	1 6 8
説明のため出席した者	1 6 8

事務局職員出席者	168
開 議	169
日程第 1 会議録署名議員の指名について	169
日程第 2 議案第67号 榛東村税条例の一部を改正する条例について	170
日程第 3 議案第68号 榛東村子ども・子育て会議条例について	175
日程第 4 議案第69号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	179
日程第 5 議案第70号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	182
日程第 6 議案第71号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について	184
日程第 7 議案第72号 村道の路線認定について	186
日程の追加について	187
追加日程第1 議案第80号 榛東村子ども・子育て会議条例について	187
日程第 8 議案第73号 平成25年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について	190
日程第 9 議案第74号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	199
日程第10 議案第75号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	201
日程第11 議案第76号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)について	202
日程第12 議案第77号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)について	205
日程第13 議案第78号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号)について	206
日程第14 議案第79号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第3号)について	207
日程第15 請願・陳情について	209
日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	210
日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	210
日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	210
日程第19 平成24年度榛東村一般会計決算の審査結果について	211
日程第20 議員派遣について	212

議長挨拶..... 2 1 2
閉 会..... 2 1 3

平成 2 5 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

9 月 4 日 (水)

平成25年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

平成25年9月4日（水曜日）

議事日程 第1号

平成25年9月4日（水曜日）午前9時10分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 一般質問について
 - 日程第 4 議案第66号 工事請負契約について
 - 日程第 5 認定第 1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定について
 - 日程第 6 請願・陳情について
 - 日程第 7 平成24年度榛東村一般会計決算の審査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君	代表監査委員	岩崎唯雄君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼申し上げます。

ご承知のように、前橋育英が甲子園を舞台に群馬県勢として14年ぶりに成し遂げた日本一の快挙を心から祝福したいと思います。夏の全国大会で22年ぶりの初出場初優勝もすばらしいが、何よりも感動したのは、このチームは、劣勢になってもひるまず守り抜き、活路を見出すその姿勢であります。それは、1、2回戦を続けて1－0でしぶとく勝ち抜いたことにもうかがえました。さらに驚かされたのが、9回の裏2アウト走者なしの状況から2点差をひっくり返した準々決勝戦であります。ぎりぎりのところでチームを救ったかたい守備が目につかれます。数々のすばらしいプレーが多くの県民に勇気と感動を与えてくれました。選手一人一人に健闘をたたえたいと思います。

さて、国政に目を向けますと、消費税増税が景気に与える影響などを各界の代表60人から聞く政府の集中点検会合が8月31日まで開かれました。秋の決断を表明している安倍晋三総理が、予定どおり増税するかどうかの判断に役立てるとのことです。国民の痛みを伴う増税だけに、慎重に手続を進める姿勢を示し、総理の独断と見られないようアピールするねらいもあると思います。

しかし、国の借金残高が1,000兆円を超え、財政状況が先進国で最悪とされる日本の消費税増税は、国際公約となっています。財界など消費税賛成者は、予定どおり実施しなければ、日本の財政への国際的な信認が失われると訴えています。本来、消費税増税とセットであるはずの社会保障改革の議論が進んでいないことに対する不信の声も出ています。政府は、膨張し続ける社会保障費に歯どめをかけ、安心できる将来像をより明確に示さねばなりません。会合では、消費者の代表から「増税分が公共投資に流れないように」と、くぎを刺す声も上がっています。総理は、9月以降の景気動向などの指標を踏まえて、増税実施の最終判断を下し、財政再建と景気回復をどう両立するか、会合で示された意見と疑問に真摯に答え、国民の納得が得られる説明と決意を示してもらいたいと思います。

本日から始まる本定例会は、5名の議員による一般質問や平成24年度決算の認定、条例の一部改正、補正予算など多くの重要議案等が提案されております。議員各位におかれましては、十分なご審議をお願いいたします。

また、本日は大変お忙しい中、代表監査委員の岩崎唯雄さんにご出席をいただいております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算の審査に当たられ、大変お疲れさまでした。決算等審査意見書につきましては、後ほどご報告をいただくこととなりますが、予算が適正かつ有効に使われるよう、議会としても監視機能を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

今年は例年にない猛暑日が続いておりますが、議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

なお、本日は、区長、民生児童委員の皆さんには、傍聴、大変ご苦勞さまです。傍聴されます皆様へ申し上げますが、「傍聴人心得」をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成25年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

ここで、あらかじめご報告を申し上げます。本日午後の会議に13番早坂通議員が所用のため欠席したいとの届け出がありました。

地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席と岩崎代表監査委員の出席を求めています、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程に従い、会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

7番南千晴さん、8番金井佐則君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第3回定例会の会期は、本日4日から9月17日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日4日より17日までの14日間と決定いたしました。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで村長より、本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆さん方には、いつも村政運営にお力添えをいただきまして、まことにありがとうございます。

す。

また、きょうは傍聴人として区長さんを初め民生委員さん、多くの皆さん方のご出席を得まして本会議ができることを本当に喜んでおります。

いつも私、申し上げておるんですけども、傍聴の皆さん方が、いろいろなところから意見を聞きながら、それを村に反映させるために我々にいろいろなアドバイスをしていただければということをお願いしているところであります。

では、よろしく願いいたします。

第3回定例会が9月4日から17日までの14日間開催していただけることに、まずもって御礼申し上げます。

9月に入り、幾分過ごしやすくなりましたが、この夏は猛暑日が続きました。そういった中で、第95回全国高校野球記念大会が行われ、初出場で初優勝を果たした前橋育英高校は、同じ群馬県人として心から祝福を申し上げるところであります。

また、村においては、少年野球の榛東ヤングホープスにおきましても、県大会で優勝し、さらに関東大会で、優勝こそ逃しましたが、立派な成績を上げてくれました。また、中体連においても、各種目に関東大会出場、そして柔道、剣道、体操においては全国大会というところで活躍をされております。吹奏楽においては、北小学校、中学校が西関東大会に出場を決めました。村を担う私にとって、とても誇らしく感じております。このようなすばらしいことは、村民にとっても勇気づけられることだろうと思います。

さて、政治においては、ねじれ国会が解消をし、安定政権となりつつあります。今の焦点としては、先ほど議長が申し上げましたように、消費税引き上げ時期、あるいは憲法改正といったところかと思っております。

榛東村におきましては、農業用水維持管理基金の運用として始めた榛東村白子の海ソーラーポート発電所が7月から稼働し、順調に発電が行われており、議員皆さん方のお力添えのたまものと感謝をしているところでございます。

今後の喫緊施策としましては、10月ごろまでに提出される榛東村地域活性化基本計画にのっとり、初期、中期、長期に事業仕分けを行い、観光・経済振興のために事業推進を図っていきます。また、企業誘致にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

議員各位におかれましては、今まで以上に村政運営にお力添えをお願い申し上げるところであります。

それでは、今回上程させていただく主な議案等についてご説明申し上げます。

まず、工事請負契約についてでございますが、来年度、児童が新たなプールで活動できるためと同時に、南小講堂建設を計画どおり進めるために提案するものであります。

次に、条例関係でございますが、榛東村税条例の一部を改正する条例、榛東村国民健康保険条例の

一部を改正する条例、榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び榛東村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴うものでございます。

榛東村子ども・子育て会議条例につきましては、子ども・子育て会議を設置するためのものであります。

村道の路線認定でございますが、新井地区と広馬場地区の2路線について、新たに認定していただきたく提案をするものであります。

次に、補正予算でございますが、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、学校給食事業特別会計、自然エネルギー発電事業特別会計並びに上水道事業会計となっております。いずれも補正の必要が生じたので、提案させていただきました。

次に、平成24年度の決算認定でございますが、一般会計におきましては、歳入決算額が49億711万1,992円、歳出決算額が46億4,312万8,848円、差し引き額2億6,398万3,144円の増となりました。また、一般会計と特別会計と合わせた額につきましては、歳入決算額においては86億4,700万1,394円、歳出決算額が81億2,004万7,387円で、差し引き額5億2,659万4,007円の増となりました。

このほかに上水道事業会計の決算としまして、収益的収入決算額が2億5,887万2,178円、収益的支出の決算額が2億5,239万9,140円、差し引き647万3,038円となりました。また、資本的収入決算額は1億363万1,000円、資本的支出決算額が2億5,955万5,632円、差し引き1億5,592万4,632円の減となりました。

これらの決算に対しましては、ご意見をいただき、今後の執行あるいは次年度の予算に反映していきたいと考えております。

また、この決算につきましては、岩崎監査委員を初め、議会から選出されております監査委員には、年間を通していろいろとご協力、そしてまた決算をしていただきましたことを心より御礼申し上げます。

以上が、本会議に上程させていただく主な内容となっております。よろしくご審議の上、議決をお願い申し上げ、説明並びにあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。



◎日程第3 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

それでは、質問順位1番 榑井保夫君の質問を許可いたします。

2番 榑井保夫君。

〔2番 榑井保夫君登壇〕

○2番（榑井保夫君） 皆さん、おはようございます。

この4月に初めて当選をさせていただきました自衛隊出身の榑井でございます。私は、今の12旅団指令部、そしてその前身の師団司令部に約10年間勤務をさせていただきました。それに今回、村の監査委員ということで、岩崎代表監査委員と一緒に村の監査を実施しているところでございます。短い将来、榑東村のために大いに貢献できると、私自身、自負しているところでございます。

議員になって4カ月強たちますけれども、2つほど感ずるところがありますので、皆さんに紹介させていただきます。

1つは、村の職員の方は、本当に一生懸命、毎日毎日、各分野で頑張っておられるんだなど。1つ例を出させていただくと、私は、目の高さが一番いいと思っています。皆さん、村の方が来て対応するときに、まず最初、立って来られますから、職員の方は立って対応します。時間がたつと疲れてきます。お座りください。自分たちも座って対応をします。こういうものの考えというのは、できそうでできないんですね。この辺を私、昼休み等で見させていただいて、感心をしているところでございます。

先日8月1日に、当選されました山本大臣が榑東村を来庁されたということで伺っております。そのときに、村長、議長は不在でございましたけれども、副村長以下で対応されたということで聞いています。実は私、群馬県防衛協会の事務局長で、山本先生の出納責任者が、会長の町田錦一郎氏がやっておられますけれども、そちらから榑東村の対応はすばらしかったぞと、こういう話も伺っております。これもひとえに、職員の方が毎日自分たちで一生懸命目標を持ってやっている姿だなど、このように思っています。

2つ目は、阿久澤村長の話なんですけれども、安倍総理大臣と同じようなキャッチフレーズと……

○議長（高橋 正君） 榑井さん、暫時休憩。

午前9時17分休憩

午前9時18分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

2番 榑井君。

〔2番 榑井保夫君発言〕

○2番（榑井保夫君） まず初めに、村民が安心して通行できる道路管理について質問させていただきます。

初めに、自衛隊の前の道路、南北に走る道路なんですけれども、村民の皆さんが、散歩している

方々、そして自衛隊の中でも駆け足に出る隊員、歩道がなくて困っていると。写真でちょっと紹介させていただきますけれども、これ自衛隊前の道路ですね。見るからに、今、車があるんですけども、歩道がないんですね、これ。大型が来ると、基本的には全然進めません。

そういう中で、この歩道を解消するには、私は、あそこに自衛隊に側溝のふたをしていただければ、歩道が確保できるのかなと、こうに思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 柁井議員の質問にお答えさせていただきます。

かねてから私もそういったことで目を配っていたところでございます。この件に関しましては、本年度、群馬県防衛施設周辺整備促進協議会が毎年実施しております要望にあわせて、北関東防衛局長に対して口頭で要望したところでございます。

今指摘されておるのは、村道蛇ヶ見井戸尻線というところでございまして、それに面したところの総延長458メートルの水路整備については、東日本大震災の影響で、この破損部分を平成23年度に50メートル修繕していただきました。その後、駐屯地側でのほかの施設の改修とあわせ、計画的に改修すると返答を得ております。

また、本年度、水路の補修の一環として、延長は現段階では未定ではありますが、溝ぶたを設置できる構造に整備すると聞いております。駐屯地地内の厳しい予算の中から計画的に整備される関係から、側溝を設置していただければありがたいので、特に設置場所のお願いはしておりません。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時21分休憩

午前9時22分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回、柁井議員の一般質問を受け、地域住民の安全の観点からも重要なことと考えられますので、今後、何とかこの箇所を優先的に整備するよう、駐屯地側に要望していきます。その中で、本年度は難しいとしても、来年度以降整備を検討するとの回答を得ておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 柁井保夫君発言〕

○2番（柁井保夫君） よろしくお願いをいたします。

なお、優先順位としましては、信号機から南北に50メートル、ここが一番狭い地域でございますので、そこを優先的に実施していただきたい、このように思います。

続きまして、個人では管理に困難な地域、これについてちょっと質問をいたします。

村をおりて柳沢寺へ行く道路なんですね。ここは、私、榛東村に来て38年間、一つも変わっておりません。この道路を通るときに、大型車は反対車線に出て、それで通行します。なぜかという、上がつかえてしまうので。こういう状態がずっと続いています。

それで私が心配しておりますのは、これは通学路になっています。事故というのは、いろいろ要件がかみ合ったときに起こることでございます。例えば、風が吹いてきた、上の枝が落ちてきた、ドライバーがよける、そこに子供がいた。こういうふうな、要件が幾つも重なったときに事故は起こるものなんですね。

ですから、これはもちろん地権者の管理というのは当然でございますけれども、これは多分、村も何回も何回も言われている事項だと思うんですけれども、三十何年間もできないと、こういう場所であれば、村の管理が必要と思うんですけれども、いかがですか、担当課長。

○議長（高橋 正君） 清水建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 個人の土地から道路上へ張り出している樹木などにつきましては、所有者による伐採をお願いしているところであります。本年度におきましても、広報により、このことにつきましてお願い文を出させていただきました。

なお、柁井議員の質疑のあった場所でありますけれども、道路の幅員はほぼ確保されていると思います。ただ、指摘のあったように、路面より3メートル強の高さのところでは枝の張り出しがございます。一般車両の通行には支障はないと思われませんが、越境しておりますので、所有者に伐採のお願いをしてまいりたいと思います。

なお、建設課のほうでその伐採をということでありますけれども、民法上の制限、また公共のルールを守る、守ってもらうという観点からも、所有者により伐採していくことが大事ではないかと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 柁井保夫君発言〕

○2番（柁井保夫君） よろしくお願いをいたします。

再度繰り返します。三十何年間、上を伐採等されておられませんので、それも含めまして、よろしくお願います。

それに関連いたしまして、これは個人がサザンカをずっと植えているんです。村が刈れと言うと、白線道路まで刈る。私は、この中まで刈っていただきたい。ここも通学路。この状態で車が2台通ったら、子供たちが自転車で行き来できない、とまらなきゃならない、すべて。この辺も含めまして、課長、よろしくお願います。

それと、通学路等の整備、これについて入ります。

ずっと今まで写真等もまだあるんですけども、お見せしたいところですけども、担当課長、一生懸命やっていたとということ。

ただ、通学路については、私が一番心配しているところがあります。八幡9号線、これについて、今どういう状況か、課長、お願いします。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 八幡9号線につきましては、村のほうで道路整備を計画しております。現在、土地の所有者に対し、買収に応じてもらえるよう、交渉しているところでございます。まだその方向性がはっきりとは見えておりませんが、買収ができ次第、道路整備を行うということで考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、課長が話されましたように、あそこは本当に懸案場所でございます。もうあの話が始まってから、かれこれ六、七年たとうかというふうに思います。去年なんですか、事故があったので、非常に憂慮しているところでございますけれども、今、村としては、議員の皆さん方にお願ひし、地元の人たちの了解を得られれば、すぐにでも建設をしたいというような予算も持っております。

今現在は、双方のいろいろな事情がございまして、なかなか話は進まないんですけども、ある程度設計はできております。その設計を示しながら地元の人たちのご理解を得ていると、今そういう段階でございまして、私としては、いい方向に向かっているんじゃないかなというような感触を受けておりますけれども、ただ、相手があることでございますので、そこいらを慎重に進めながら整備を行っていききたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時28分休憩

午前9時28分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 八幡9号線をよろしくお願ひいたします。

それで、1つつけ加えさせていただきます。

現在の八幡9号線については、自衛隊の前に信号ができたということで、信号待ちの時間を惜しむ方は、あの通学路、八幡9号線を通る方が相当ふえています。そういう関係上、道路も穴ができていて、側溝は片方落ちている、こういう状態でありますので、建設課長については、よくその辺も把握をしながら、次に整備が入るから整備しなくていいんだという形でなくて、その辺も、子供たちが毎日通っているわけですから、整備のほう、よろしく願いをいたします。

続きまして、八州高原のソフトバンク榛東ソーラーパークについて質問をいたします。

ソフトバンクソーラーパークにつきましては、2,700万強のお金を使って、24年7月に開始をしているわけですが、村民の方は、ソフトバンクに貸して、村が3%収入を得れば、3年後には固定資産税という形、これだけでいいんだよなど、こういう考えをお持ちなんです。この辺で少し私たちはずれがあると思うんです。よく調べました。

例えば、東日本大震災が起きた3カ月後に、榛東村議会につきましては決議で、ソフトバンクメガソーラーの誘致に関する決議を協議しています。その中で1つ、県全体の産業観光分野などへの波及効果、これを期待するんだと。村長につきましては24年3月13日に、ソフトバンクとの建設協定を結んでいます。この中でも、波及、普及、こういう言葉が載っています。それと、榛東村エネルギー推進に関する条例、この中の3条にも同じような言葉が載っています。これは普及啓発ですね。

ということで、2,700万云々使った中で、昨年度、雷雨等の雨裂で整備にかかったお金、これを、総務課長、お幾らか説明してください。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 昨年度の工事費につきましては、2,074万8,000円でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） その中で、雨裂等の整備費、これが入っているという認識でよろしいですか。雨で雨裂等が入った整備があったじゃないですか、昨年。それも入っているという認識でよろしいですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一応入っている予定です。入っています。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） そういう中で、先ほども申し上げましたとおり、観光、振興、普及、こういう言葉がありますので、事後、ことしも相当雨が多かったです。来年、再来年も多いかもしれません。

これからも台風が来るかもしれません。雨裂等が入って整備、これからも実施していきますね、課長。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） その状態を見て、必要に応じて整備することになれば、また議会等の承認を得て工事費を計上していきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

今まで整備をされてきた中では、2,000万何がしかかかっております。そして、それには発電所をスタートをかけるまでの整備資金、それから周りのその間にいろいろ事故があったのを手当てしたということで、スタートをさせていただきました。そして、万全を期してはおりますけれども、自然災害等でこれからどんなものが出てくるか、これはわかりません。これは想定できません。そんなときには、今、課長が申しあげましたように、議会の皆さん方にご相談を申しあげて、やはり予算をとって整備をしていかなければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 私もその方向だと思います。なぜなら、始めるときに、事後も波及、普及、観光と、こういう言葉を明記されておりますので、なるべく抑えるところは抑えるという方向で実施をしていっていただきたいと思います。

その中で、八州高原ソフトバンクソーラーパークについて、観光面についてお伺いします。

現在、そして将来、観光についてはどのような施策をお持ちですか。産業振興課長、お願いします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 八州高原の観光の振興ということでございますが、本年度、観光資源の調査研究といたしまして、昨年、大学連携事業によりまして作成した榛東村ふるさと公園周辺活性化基本構想の内容を発展させ、年次別における施設整備事業や、またその費用対効果、またそのための施策等の基本計画を今年度策定しております。その中で、榛東ソーラーパークの活用を検討していければと考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） せっかくあのようなすばらしいものができているので、観光、振興にも活用

していただきたいと思います。

リーフレット、そして太陽光で動くこういうものも販売したり、いろいろ考えたらよろしいかと思
います。それと、八州からふるさと公園へ連れてくるルートとかいろいろあるかと思うので、いろ
いろ考えながら、観光、八州高原、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、榛東村白子の海ソーラーポート、これについて質問をいたします。

7月1日に開始をされまして、特に充電状況、これについて説明をいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 杉井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

7月1日から売電が行われ、東京電力の7月12日の検針によりますと、購入電力量2万2,420キロ
ワットアワー、購入予定金額94万1,640円となっております。また、8月14日の2回目の検針では、
購入電力が7万5,094キロワットアワー、購入予定金額が315万3,948円となっており、合計の購入予
定金額は、45日間で409万5,588円となりました。

ちなみに、昨日現在の、下に玄関のところにあるんですけども、ビッグパッドという標識板があ
ります。そこで発電量が見られるようになっていました。そこで、昨日の13時44分現在では、売電量が
14万5,729キロワットアワー、売電収入が612万円となっております。7月から始めて、きのうの13時
44分現在で612万円となっております。これを1日あたりに売電収入を直しますと、約9万4,000円と
なります。計画では6万5,500円ぐらいだったんですけども、1日あたり9万4,000円ということで、
計画をはるかに上回る売電となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 計画どおり、それ以上ということで認識をさせてもらってよろしいですか。

今後、やっぱり雨の日とか曇りが多くなりますので、村としての年度を考えれば、計画どおりで進
行していると、こういう認識をさせていただきます。

それでは、村民の皆様に対する広報についてお伺いしたいんですけども、今、役場の入り口を入
ったところに、ビッグパッド、総務課長が言われたのがあって、表示されておりますけれども、それ
と、こういう榛東白子の海ソーラーポート、すべてPRされておるところでございますけれども、私
は、村に入ってきた人たちがわからないんですね。インターネット関係でわかる方もいらっしゃるま
すけれども、大きなものをつくって、村民の皆様に表示したらどうですか。これだけ1日売り上げが
上がっているよ、売電しているよと。いかがですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 栢井議員さんの質問に答えさせていただきます。

ご承知のとおり、榛東村白子の海ソーラーポートにつきましては、農業用水維持管理基金の運用で行っております。したがって、利益をまず第一と考えて計画しております。なるべく経費についてはかけない方針で利益を生み出すという形で、そういう方針で行っておりますので、村民の方で、興味があって、どのくらい発電しているかと見たい方につきましては、庁舎の玄関付近にありますビッグパッドで、そこで見ていただきたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、課長が申し上げましたように、今回のソーラー事業は、自主財源確保が目的だという中で、なるべく経費をかけないようということでございます。それで、玄関先にあるビッグパッドについては、村で用意したんじゃなくて、建設しましたシャープさんが寄贈してくれたものを使って、利用しているというところでございます。

そういった中で、村民に、これだけできたよ、できたよという宣伝もいいけれども、経費をかけないという点から、寄附された機材を使って村民に周知徹底を図っていったり、それから機会あるごとに広報なり議会広報なりに載らせていただいて周知をしたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） やっぱりソフトバンクのソーラーと白子の海ソーラーポートについては、榛東村のPR、すごくあると思うんですね。そういう中で、今伺いましたように、経費の削減等もありますけれども、20年間あるわけですから、これを考えれば、やはり皆さんに表示できるようなものを考えていっていただきたいというのが私の気持ちです。頭の奥に置いていっていただきたいと思えます。

続きまして、白子の海のソーラーパネル、これの損傷補償ですけれども、保険等に入っていると思うんですけれども、どんな場合に適用するのかしないのか、これをちょっと説明してください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 質問にお答えさせていただきます。

保険につきましては、町村会を通して財団法人全国自治協会の保険に入っております。したがって、財団法人全国自治協会建物災害共済業務規程により適用されることとなります。

どんなときにおりるのかということで、店舗につきましては、第6条にその中で規定されておまして、火災、落雷、爆発、物体の落下、車両の衝突、風水害、土砂災害等でございます。

また、逆にどんなときにおらないのかということ、免責についてなんですけれども、それにつきま

してはまた9条に記載されておりまして、保険を掛けている関係者の行為もしくは重大な過失、共済の目的の紛失、盗難、自然消耗、劣化またはさび、かび、ひび割れ、核燃料物質等に起因する損害、戦争、革命、内乱、テロ等ですね、あと噴火、そういった場合はおりないということになっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） わかりました。なぜ補償かといいますと、白子の海のソーラーポートについては、非常に道路から近いんですね。そういう中で、若干、私、心配しているところがあります。石ぐらいなら大丈夫だという話もありますけれども、実際やったことのない話なので、その辺も含めまして、今後どういうことが起きるかわかりませんので、補償については確実に保険等へ入って実施をしていただきたいと、このように思います。

続きまして、4番目の質問、防災・減災の対策について質問します。

まさに先ほど地震が起きて、私の時間を3分間食われましたけれども、9月1日11時58分が、基本的には関東大震災から90年になるんですね。地震学者によりますと、100年に一度、関東大震災規模の地震が起きると言われています。南海トラフ、東京の直下型地震、これ等で防災訓練を皆さんやっておられますけれども、その備えなんです。そういう中で、この間の埼玉県、千葉県の竜巻等を含めまして、防災、これについて少し伺いたいと思っています。

3.11の宮城県地震、あったんですけれども、水道管が新しく、耐震型になっています。ライフワークの水は、基本的には確保されたんですね。そういう中で、我が榛東村の水道管、これについては、耐震になっているのかなっていないのか、事後、その計画はあるのか。課長、お願いします。

○議長（高橋 正君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 初めに、各浄水場の防災・減災の現状についてですけれども、現在、新井浄水場南部P C配水池、新長岡浄水場、梨木平浄水場の配水池には、緊急遮断弁を設置しております。震度5以上の緊急時の地震対応ということで、給水の確保を図っております。

また、水道管等の基幹管路の耐震化計画につきましては、平成20年に、水道施設の技術的基準を定める省令の一部が改正されましたので、施設及び管路の耐震基準が示されました。大規模な改造のときまでは新基準の適用を猶予という適用がありますので、今後、できるだけ早期に計画を策定して、老朽管等の更新を含め、管網整備による安心・安全な水道施設を目指して、安定供給の整備体制を計画的に推進して、給水の万全を図りたいと考えております。基幹管路以外のものにつきましては、現在も老朽管等の布設がえ等は実施中でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 次からいろいろな大きな工事をするときには、逐次耐震化をしていったほうが、私はよろしいかと思えます。やはりライフワークの一つ、水、水の確保が一番だと私は思えますので、計画をつくって、逐次、大きな整備があるときにやっていくという形にさせていただきたいと思えます。

続きまして、橋と、あと村道とあるんですけれども、これの調査については、先日伺いましたら、やっておるという話でございますので、そういう認識でよろしいですね、課長。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 耐震関係の調査でありますけれども、橋につきましては、正式な耐震診断は行ってはおりません。簡易なものについて行っております。

また、道路ということでもありますけれども、道路につきましては、のり面が土羽ということで限定をさせていただきますと、耐震診断の対象となる路線は現在ございません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 橋が1級、2級、云々あるんですけれども、これはやっぱり確実に調査しておいたほうがいいと思えます。地震によって、橋、これで分断されるというのはいっぱいありますので、これをよろしく願いいたします。

続きまして避難所、これについて伺います。

土日を使いまして、榛東村の各コミュニティ、ふれあい館、その他の避難所をすべて回ってまいりました。私が回ってきた中で、送電線、電柱、ブロックで積み上げたところにある避難所といろいろありまして、すべてがすべて本当に安全なのかなという形で見せていただきましたけれども、担当課長、安全性についてはどうですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） お答えさせていただきます。

避難所が本当に安全かどうかということは、その災害の発生の種類や規模、そういうことによって変わってきます。したがって、避難所が安全かどうかと言われれば、実際はわかりません。

けれども、そこの指定している避難所が実際のときに使えないということであれば、何らかの対応ですぐにほかの避難所に移すという、そういう形を考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） ちょっと考えが違うと思うんですね。避難所というのは、避難所で村が指定しているということは、そこにみんな、何かあったら集まってくるんですよ。例えば、台風、全部流されていく、地震、つぶれていく、自分のうちがつぶれていなければ避難所には行かないですよ。そういうものの考え方をすれば、いろいろな考え方の中で、いろいろ考えていくと、いろいろな災害の中でいろいろ考えていくと。これじゃだめなんです。すべての災害に対応できる避難所じゃなければだめなんです。今後、この辺も考えていっていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この前、埼玉と千葉に竜巻が起きましたね。そのときに、中学校の体育館、これがガラスでやっぱり大変なことになっております。そういったことで、多分、その中学校も避難所となっております。

そういう災害の種類等いろいろによって、本当に安全かどうかというのは、なかなか実際わかりません。そういうことで、松井議員さんがおっしゃるように、完全に安全なところというのは、実際はわからないと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） それは違います。理由は、今回の竜巻でも、体育館に逃げて、2階にあるガラスでけがをされた子供さんたちがいっぱいいます。2階の、まずカーテンを閉めるんです。そういう基礎ができていないだけの話なんです。老婆心ながら、それは言わせていただきます。

続きまして、その避難所の件ですけれども、看板、南部コミュニティ避難所と、こう書いてあるんですね。非常にわかりにくいところがあるんですよ。私は、ダブルのほうがいいと思います、片面だけじゃなく。ダブルで、両方から来て見える避難所。

それともう一つは、村が指定してある避難所の中で、看板も何もないところが数カ所あります。これについても早急に是正をしていただきたい、このように思います。

よろしいですか、はい。

続きまして、災害に関する訓練なんですけれども、県の防災訓練が、9月7日、県としてありますけれども、榛東村も、私、上毛新聞で昨年かことしの初めに見たんなんですけれども、ひとりでお住まいの方々を地図上にプロットして、それで、何かあった場合については、区の人たち、消防の人たち、こういう方が速やかに駆けつけて救助するんだと、こういうやり方が上毛新聞に載ったんですけれども、非常にいいことだと思うんですね。

ただ、実行動ができるかできないかが問題になってくると思うんです。ですので、村としての総合訓練等を実施したほうが私はいいと思うんですけれども、いかがですか、課長。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 毎年、職員を対象に、対策本部を設置した訓練は実施しております。しかし、村全体としての訓練となると、各種団体の実施時期の調整、また予算、そこに勤めている関係のそういういろいろな問題があります。私も全体の訓練というのは必要かと思っておりますけれども、ことしについては特に計画していない状態です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この避難所と、それから確保することと避難訓練というのは、これはもう本当に喫緊の問題で、大切なことだと認識しております。その中で、今、課長が申しあげましたように、その時期とか、それからどういう人たちに参加していただくとか、そういった非常にきめ細かな計画の中で予算繰りをしなきゃということもございます。することを前提でこれから考えていきたいと、こんなふうに思います。

そして、今まで全然しなかったというわけではございません。村民対象でやったのはございませんけれども、何しろ災害が起きたときには、どこもそうですけれども、自治体の職員、我々が主体になって、その先頭に立って住民の安全・安心を確保しなきゃならないという観点から、毎年、職員に対してはやっております。ことしこの間の9月2日に、4時30分に招集をかけたまま、そして、その対策本部を開きまして、そこにどのくらいで集まれるか、それから人員点呼はできるか、それから各分掌の仕事が速やかにできるかということをチェックさせていただきまして、約1時間半かけてやらせていただいたところです。講評としては、非常にてきぱきとその対応にできたというところで、私も職員に対しては、今のところ、ある程度そういうものについて認識があるんじゃないかというような評価をしているところです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） わかりました。将来的には何年に一度か総合訓練ということでお願いをしたいと思っておりますけれども、今、職員の話が出ましたけれども、地震等によって車も使えない、職員の方はどう登庁されるのか、歩いてくる人、そういうことも逐次調べておいたほうが、私はよろしいかと思っております。

続きまして、あと10分で2つ実施します。

村内における観光・振興の施策について。

村外には、いろいろ東京に行って、榛東村サロン・ド・G等を実施し、村長以下実施されておるんですけども、村内における観光・振興の施策についてということで、実は私、榛東村に来て40年たつんですけども、一番脳裏にあるのは、ビングスインの屋上で食べたときの前橋の夜景なんです。いつかまたあの夜景を見てみたいと、今の状況では無理なんですけれども、見てみたいと思っているぐらい脳裏に残っています。こういうものがやっぱり観光の一步なのかなと、こういうふうに思っています。

そういう中で、8月7日に榛東村の納涼大会、これは自衛隊であったんですけども、これは平成の合併前の近隣5カ町村を含む自衛隊の納涼大会なんです。ですので、私は、盆に皆さん村に帰ってこられる方たちを中心に、榛東村大納涼大会を、村長、開いたらよろしいかと思うんですけども、これは毎年とは言いませんけれども、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 村長ということですが、前段として私がちょっと答えさせていただきます。

大納涼祭ということですが、地区、各区で、本日お見えの区長さんのご努力によりまして夏祭り等が開催されているということは、皆さんもご存じだと思います。産業振興課では、ふるさと公園のお祭りや、毎年10月に開催しておりますしんとう・村づくり祭、また11月の役場庁舎前で開催する農畜産物展等で、関係する皆様に大変お世話になっているところでございます。

柁井議員さんがおっしゃる大納涼祭ですが、1つの祭りを実施することには、関係者の協力や計画等が事前にしっかりしていないとできないと考えております。議員のご質問の一大イベントの実施ということですが、もちろん予算もあります、事前の計画や職員体制、関係する団体等のご協力がないと実施できないと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常に柁井議員の先進的なご意見、非常に感動しております。村を躍動させるには、やはりそういったものが必要じゃないかというふうに思います。

ただ、大イベントということで、やったらどうだということですが、今、課長が答弁したとおり、1つのイベントの実施にしましては、村を挙げての納涼祭とかいうようなことでございますけれども、関係者の協力や計画が大前提としてなってきます。そういった実施要綱もつくったり、それから時期的にも非常に忙しいという中で、今、各区でもやっていただいております。

そして、村の観光・経済の振興ということで、今私が考えておりますことは、先ほどから申し上げ

ておりますように、去年の1年、大学連携モデル事業で基本構想をつくりました。その基本構想を今回は地域活性化基本計画ということで、10月ごろまでに、初期、中期、長期という形で出てきて、それを精査しながら、その中に、今、杉井議員が言われるその大会というかお祭りを入れていきたいなというふうに思っております。

そして、この議会が終わりますと、ことしのイベントの反省と、それから今後につなげる会議を持ちます。そのときに提案させていただきたい、するかなと思っていることが、今、私の胸の内では、各区に子供たちの御神輿がありますよね。それを一大イベントにつなげていったらどうかと。子供神輿大会とか子供神輿大集合とかというようなものをつくり上げていったらどうかというような、これは決定ではございません。私の思いでございます。そういう思いがあります。

それからもう一つは、経済活性化のために、今、非常に地産地消が叫ばれておりますので、軽トラ市を、農家の人たちとも相談しながら、月に1回、1日やるんじゃなくて、朝7時から9時ごろまでの時間帯でやっていったらどうかという、今、計画というか案を持っておりますので、議会が終わった後、イベント・大会の反省会もございまして、そんなところで提案させていただき、議論をさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 榛東村の観光・振興ということで、外には東京まで行っているいろいろやっておるんですけども、村内の観光・振興について、私は、おもてなしの気持ちを持っていかなくゃいけないと、このように思っています。

そういう中で、これは消防だよ云々という話になるんですけども、これ見てください。これは中央公民館の前にある榛東村文化財案内板です。これ、要らないなら撤去するべきですよ。こういうふうに、おもてなしの気持ちがあるんだったら、やはり村にこういうものばかりなんですよ、今、村長。これ消防に話したら、そうじゃないです、やっぱりこれは行政の管理がなくなっていると私は思っています。

これも、中央公民館の前に立っているんですよ。もう全然見えません。さびています。要らないなら撤去したほうがいいですよ、こういうのは。か、きれいにつくるんです。こういうおもてなしの気持ちというのは、やっぱりまだ足りないんじゃないかと思います。

耳飾り館、見えないんです、花で。こういう気持ちを、こう見えるようにしてやったりしなければ、来た人が全然見えないんですよ、観光で来た人が。この気持ちというのがやっぱり一番必要だと思うんですよ。

それと、私は榛東村のメインストリートとはどこかなと、こう問われたことがあるんです。これは人によって違うかもしれないですよ。家のそばがメインだよという方もいらっしゃると思うんです。私は、産業道路から清野、ここへ役場ができたからですよ、自衛隊にくっついて。これがメインスト

リートだと私は思っています。昔は、渋川安中線というんですかね、役場が下だったんです。

やはりまず最初にメインストリートから一つでもきれいにしていく。これがおもてなしの気持ちだと思います。もう時間がないんです。お答えは結構でございます。と、私は思っています。

それと最後に、自衛隊との共存共栄について伺います。

私のほうからもう一方的に意見を言わせていただきますけれども、自衛隊との共存共栄、究極の目標は、自衛官が村民になる、近づく。どんどん近づくんです。そして、自衛隊に何かあったら、それを村として援助してやるんです、いろいろな面です。これが究極の共存共栄だと私は思っています。

そういう中、先日、シルバーの方が自衛隊の官舎を清掃していたんです。これはシルバーへお金を渡しているんだから別に問題ないんだよと言われる方がいますけれども、社会福祉協議会ですね、おりますけれども、自分の住んでいるところを自分できれいにしない自衛官なんて、私は考えられません。

そういう中で、こういう考えがあるんだよ、ここの旅団長、榛東村のことは駐屯地でやれと。旅団長は榛東村に住んでいるんですよ。榛東村の村民なんです。こういう考えになってはいけないと思うんです。その辺も含めて、私は共存共栄というのはそういうものだと思います。

春秋の道路愛護については、官舎の人たちはみんな出る。自衛隊の中で、警備に関係ない人は、外へ出てきて清掃するんです。そういう気持ちがなければ、共存共栄になっていきません。

一方的に私がお話ししましたけれども、村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長、時間がないので簡単に。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 榊井議員おっしゃるとおりだと思います。共存共栄というのは、2つ以上の者が、互いに敵対することなく助け合って生存していくということだと思います。自衛隊に関しては、隊員が職務に精励するのに勇気が出るような支援をしていくのが地域住民であり、また、そのお返しとして、自衛隊の中で村民にそういった気持ちで恩返しをしてくれることが共存共栄というふうにご考えておりますので、これからもそういう精神を大事にしながら進めてまいります。

○議長（高橋 正君） 以上で、2番榊井保夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで、開会を20分からはたいと思います。休憩といたします。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位2番清水健一君の質問を許可いたします。

1番清水健一君。

〔1番 清水健一君登壇〕

○1番（清水健一君） 初めての一般質問に立たせていただきます、1番、公明党の清水健一でございます。4月の選挙戦におきまして、576票、本当に多くの方々の期待を背負ってこの場に立たせていただいたことに深く感謝申し上げ、また本当に感慨深い思いでいっぱいであります。ともかく、私自身、榛東村のために尽くしていく、この1点で今回スタートを切らせていただきました。人のために尽くすことが最も大事ですとの公明党創立者の言葉をしっかりと胸に秘め、一生懸命頑張っていく決意でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

現在、学校でのアレルギー事故は年々増加し、今年年間300件に上っております。そこで、今回、食物アレルギーを持つ子供の学校での対応について質問をさせていただきます。

以降、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 1番清水君。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 通告に従いまして質問させていただきます。

昨年12月、東京都調布市の小学校5年生の女兒が、給食を食べた直後に体調を崩し、搬送先で死亡したという痛ましいニュースがありました。このニュースはご存じですか。

○議長（高橋 正君） 清水学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この問題につきましては、テレビや新聞等で大々的に取り上げられております。また、国を通じまして県のほうから通知等がございます、知っております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） この事故は、5年生の女兒がおかわりをした際に、誤ってチーズ入りのチジミを食べてしまった事故であります。娘を亡くしたお母さんは、アレルギーを自覚していた娘がなぜおかわりをしたのかわからず苦しんでおられました。新盆に娘さんの親友が語ってくれたことを聞いて納得したといいます。親友によると、あの日、給食に出たチーズ入りのチジミは不人気で、たくさん残っていた。それで、給食を残さない完全記録を目指していたクラスに貢献したかったから、めったにしないおかわりをしたということでもあります。クラスのために頑張ろうと無理してこんなことになり残念。でも、そうだったのかと納得しました。報告書で終わらせるのではなく、子供の命を守ることを最優先に対応してほしいというお母さんの言葉が報道されています。

女兒の死亡原因として、アレルギー反応の一つであるアナフィラキシーショックを起こした可能性

が指摘されていますが、アナフィラキシーショックとはご存じですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） アナフィラキシーショックにつきましては、アレルギー反応によりまして、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時に、かつ急激に出現した状態であると認識しております。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） 昨今、多くの子供たちが食物アレルギーを持っております。平成19年の文部科学省による全国の公立小学校を対象に実施したアレルギー疾患に関する調査報告書では、1,227万人の生徒のうち約1割が何らかの疾患を持っていることが明らかになりました。中でも食物アレルギーは、小学生2.8%、中学生2.6%、高校生1.9%の有病率でした。そのほかの調査結果を総合して報告書では、児童・生徒の食物アレルギーの有病率は1から3%の見解が示されています。場合によっては命にもかかわるアナフィラキシーの既往症も、小学生0.15%、中学生0.15%、高校生0.11%でした。これは、決して軽視できない結果です。

そこでお伺いします。本村におけるアレルギー疾患の子供の把握はどのようにされてきましたか。中でも食物アレルギーの子供とアナフィラキシー既往の子供さんは、どのくらい村内に在籍しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えいたします。

アレルギー疾患の対象者の把握につきましては、すべての幼稚園、小・中学校で、学校生活管理指導票の作成、家庭調査票や健康診断事前調査票により把握を行っております。

食物アレルギー対象者数でございます、北幼稚園では3名、南幼稚園では4名、北小学校で36名、南小学校で12名、榛東中学校で6名で、合計61名でございます。

なお、食物アレルギーのアナフィラキシー既往の在籍者につきましては、今のところございません。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） 食物アレルギーをお持ちのお子さんの多くは、アナフィラキシーの既往をお持ちの方が多いと思いますが、全員がアナフィラキシーになるとは限りません。しっかりと把握をしていくことが事故防止の第一歩となると思いますので、まずは把握をしっかりとお願いいたします。

また、過去に本村の学校管理下でのアナフィラキシーの事故報告はありますか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 過去に本村の学校管理下でのアナフィラキシーの事故報告は、今のところございません。

○議長（高橋 正君） 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番（清水健一君） アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず、運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることが知られています。児童・生徒に起こるアナフィラキシーのほとんどは食物です。文部科学省が全国公立学校の児童・生徒約1,280万人を対象に行った調査では、食物アレルギーのある生徒は約33万人で、アナフィラキシーショックを起こしたことがある児童・生徒は約1万8,000人でした。これは決して軽視できない結果です。

生死にかかわるほどの非常に危険な状態になるアナフィラキシーショックを発症した場合、アドレナリンの自己注射薬エピペンを打つのが効果的とされています。自己注射薬エピペンをご存じですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） エピペンにつきましては、これは商品名でございまして、アドレナリン濃度自己注射薬であると認識してございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番（清水健一君） このアドレナリン注射なんですけれども、食物アレルギーのほか、ハチの毒物による症状にもききます。2011年から保険適用となり、医師からの処方が必要であります。大人用、子供用の2種類があります。文部科学省のガイドラインでは、エピペンを初期症状のうちに打つのが効果的、呼吸器系の症状が出たらすぐに使用するべきであると明記されています。

本村に、エピペンを処方されている、また携行している生徒はおりますか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） お答えいたします。

幼稚園、小学校、中学校で調査を行いました。今のところ、エピペンを携行している児童・生徒等はございません。

○議長（高橋 正君） 1番。

[1番 清水健一君発言]

○1番（清水健一君） 昨年12月に調査された結果によりますと、群馬県内でエピペンの処方を受けている児童・生徒は52人、急性アレルギー反応アナフィラキシーショックを起こす、そういったお子さん、アレルギーの既往ということでお持ちのお子さんは337人もいらっしゃいました。

今後、本村においても、エピペンを携行するお子さんが出てくる可能性は大いにあると思います。エピペンを携行するお子さんが出てからエピペンの対応を検討するのでは間に合わないと思います。もうエピペンを携行するお子さんが出ることを想定してしっかりと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） アナフィラキシーショック状態となった場合には、それについてはエピペンが非常に有効であると言われております。教育委員会といたしましても、学校における自己注射薬の必要性、使用方法や管理方法、学校給食における対応などにつきまして、今後検討を行っていきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 2008年4月、文部科学省より、学校がアレルギー疾患の児童・生徒にどう対応すべきかをまとめたガイドラインが発表され、その中で、アナフィラキシーショックに対処するエピペンを本人にかわって教職員らが打つことは医師法に違反しないと示されています。このことから、本年2月14日、高崎市の幼稚園、小学校、中学校の養護教諭を対象に、エピペンの使用研修会が行われました。小児アレルギーの専門医を招いたものであります。これだけでは足りない、教職員も全体として、エピペンをいつ注射する機会があるかもしれないということで、全校研修会の開催もぜひ検討していきたいというニュースも流れています。

本村でもエピペンの使用研修会の開催を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えいたします。

アナフィラキシーショック状態となった場合には、そこに居合わせた先生がエピペンを注射することとなると思います。今後、必要に応じてエピペン使用講習会やアレルギー対応講習会の開催を検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 調布市の事故でも、女兒はエピペンを携行していたようですが、教職員が本人の意思を優先する余り、エピペンを注射するのがおくれ、不幸な結果を招いたようであります。

本村においても、事故から学び、事故を食いとめるためにも、緊急時対応マニュアルの策定を検討していただきたいと思います。他の行政では、教育委員会を中心に、学校給食における食物アレルギー対応のマニュアルが策定されております。本村においても、アレルギー対応の認識を共有していく

ためにも、また本村の実態と現状に合った対応をしていくためにもマニュアルの策定が必要であると
考えます。教育長の見解を求めます。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

群馬県の学校保健審議会というのが、ことしの3月15日に開催されております。そこで事務局のほうから、先ほど清水議員さんのほうからお話があったように、県内の食物アレルギーの児童・生徒の数であるとか、アナフィラキシーショックの既往の児童・生徒等々報告されました。

今後の対応として、県のほうはアレルギー疾患対応検討委員会というのを立ち上げて、群馬県独自に、学校現場で具体的に行動できるマニュアルの作成をして配布するというところでございます。県のほうに、当初は8月までに配布予定だったんですけども、おそいで問い合わせたところ、9月中にそのマニュアルが配布されるという報告を受けました。したがって、本村としても、そのマニュアルを受け取り次第、今後の対応を考えていきたいというふうには考えております。

先ほど来、お話が出ていますように、特にアナフィラキシーショックを起こしたお子さんの対応については、調布市も若干躊躇して対応がくれたということがございますので、現場にいる先生方については、実技の研修会を行わなければならないというふうに考えていますので、県のマニュアルを受けて、村としてもマニュアルを作成して、特にエピペンについては、専門家の指導を受けながら、教職員がすぐ使えるような研修会を開きたいと、現在はそのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

また、文部科学省によりますと、食物アレルギーによる事故は、全国どこの学校でも起こり得るとして、教職員個人でなく学校全体での対応が必要と指摘しています。各学校の現実に合ったマニュアルを作成すべきだとしています。本村でも、緊急時の対応策をまとめたマニュアルをつくって、しっかりと各校の指針づくりに生かしていただきたいと思います。

さて、それではアレルギーの対応に対して大変不安をお持ちの保護者の方々にとっては、本村のアレルギー対応がどうなっているのかということを知りたいと思われるのは、当然の欲求だと思います。例えば、詳細献立表や、現状での学校給食のアレルギー対応、教育委員会によるアレルギー対応の手引きなど、村のホームページなどを通じて公開してはどうかと思います。保護者のもとに直接出向いての質問会や説明会も、有効な情報公開の手段の一つであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えします。

食物アレルギー対象の児童・生徒が年々増加しております。このような中で保護者の方は、学校現場における対応が一番心配になることと思っております。教育委員会といたしましても、今後、保護者への情報の提供を重視いたしまして、保護者会などに説明を行うとともに、アレルギー対応マニュアルなど、必要な情報をホームページのほうに公表していきたいと、そんなように考えております。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） しっかりと情報公開をしていただくことが、不信や不安を和らげる唯一の方法ではないかと思っておりますので、積極的な公開をお願いするものでございます。

本年7月より渋川市では、市内の全幼稚園、小・中学校を対象に子ども安心カードを実施しました。これはご存じですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この関係につきましては、清水議員さんからご紹介、ご指導いただきましたので、ありがとうございます。

また、渋川広域消防本部の担当者にも役場のほうにお越しいただきまして説明を受けておりますので、存じております。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） この子ども安心カードは、児童・生徒らが病気やけが、アレルギーの症状で救急搬送される際、学校と消防署が迅速に対応できるようにとのカードです。特にアレルギー性の疾患は緊急を要する場合が多く、正確な情報が欠かせません。渋川市教育委員の担当者は、緊急時は現場が混乱することも考えられるとし、一刻を争うときのやりとりに、安心カードは非常に有効であると話しています。本村でも子供の命を守るための施策として実施していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 渋川市の子ども安心カード、これについては見させていただいております。本村では、各小・中学校、幼稚園におきまして、緊急連絡調査票、健康診断事前調査票を備えております。内容につきましては、渋川市の子ども安心カードと同様の記載がしております。緊急時につきましては、以前から、子供を病院に連れていくときに先生が持っていくこととしておりますし、救急車を呼ぶ場合につきましては、先生が救急隊員に渡すか、携行して一緒に行くこととなっております。

今後、群馬県の行動マニュアル等が示されましたら、内容をさらに充実して、緊急時の対応に備えたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） 渋川広域消防本部の担当者によると、子供を対象にした緊急時対応のカード作成は全国初の取り組みとした上で、渋川市、吉岡町、榛東村の渋川広域で取り組んでもらえたらと抱負も述べています。本村もしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

最後の質問になります。食物アレルギーを持つお子さんの災害時の子供の対応についてお伺いしたいと思います。

昨年の5月、日本小児アレルギー学会が、災害時の子供のアレルギー疾患パンフレットを作成いたしました。災害時には、環境の悪化に弱いアレルギーの子供にとって大変な状況になります。実際に東日本大震災でも多くの声が上がっております。このパンフレットは、避難所で暮らすアレルギーの子供のために作成されました。保護者や周囲の方、行政の方に利用できるようになっております。無料でダウンロードできますので、ぜひ本村でもしっかりと備え、避難訓練の折などに活用していただくことを要望いたします。また、避難所運営等にかかわってまいります行政の方々にも、ご一読ぜひお願いしたいと思います。

支援食や炊き出しには、食物アレルギーの原因となる食物が多く含まれています。そこで、備蓄食料の中には、どのようなアレルギー対応食品、またアレルギー対応粉ミルクが含まれているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 清水議員さんの質問に答えさせていただきます。

備蓄用食料の中にアレルギー対応食品は、今のところ食料はありません。ありませんが、ご承知のとおり、平成25年度予算、当初予算で予算確保しております。予算額は、備蓄用食料として8万2,000円を確保しており、これから購入するところであります。

平成25年度購入予定としまして、卵アレルギー対応パンの缶詰を10個、アレルギー源25品目不使用の離乳食5種類セットを10セット、アトピー用防災食5種類セットを10セット、牛乳成分を使っていない粉ミルクを10個、それと普通の保存水1箱48本入りを6箱購入する予定でございます。まだ発注等しておりませんので、特に購入していただきたいという希望も、アレルギー対応食品の希望がございましたら、その旨申し出ていただければ検討したいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） しっかりと用意をしていただきたいと思います。

災害時に支援食が配られまして、それは大変に貴重なものですが、アレルギーの原因食物が含まれていれば、患者は食べることができません。周囲の方々への周知の徹底をお願いいたします。また、非常時にアレルギーが起こることをみずから言い出せない場合も多くあり、苦勞する患者さんも多いと聞いております。積極的な声かけもお願いしたいと思います。炊き出しには原因食材を使わない工夫を考えてあげなければいけませんし、個別に調理をできる状況であれば、患者の食材を分けて、自分で調理することを認めてあげていただきたいと思います。食物アレルギーへの理解と配慮を災害時においてもぜひ積極的に行っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 正君） 以上で、1番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番金井佐則君の質問を許可いたします。

8番金井佐則君。

〔8番 金井佐則君登壇〕

○8番（金井佐則君） こんにちは。

何か暑い暑い夏がいよいよ終わりを告げるのかなというような陽気になってまいりましたけれども、ここ二、三日、大変おかしな陽気になっております。ご存じのように、埼玉でも巨大な竜巻でかなりの被害が出ておるといふようでございます。

私、久方ぶりに一般質問をさせていただく機会を持たせていただきました。通告のしてありますとおり、南小プール建設のことについて、自席に戻ってこれから質問させていただきます。大勢の傍聴の皆様方の前で、大変緊張しております。まじめに質問をさせていただきますから、執行にはまじめにお答えいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 正君） 8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 先ほども申しました、南小プール建設ということで質問させていただきますけれども、最初に、この入札執行が行われる前というのは、指名委員会というのがあるというふうにお聞きをしております。それから、私の認識では、副村長が代表になり、課長が、何名だかわかりませんが、そこへ参加して、指名委員会というのがあるんだそうでございます。これはあくまで

も村長の諮問機関ということで、そこで指名が決まりますと、村長に答申をし、村長が最終的に決定をすると私は認識でおるんですけれども、総務課長にお聞きいたしますけれども、私の認識で間違っておるでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 先ほど指名委員会と申しましたけれども、正式には建設工事等入札審査選定委員会でございます。あとは内容的にはそのとおりでございます。諮問機関で、指名競争入札の参加者の選定案をそこで提出しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、ほとんど私の考えというか、それでいいのかなと思うんですけれども、今回もこの南小プール建設について選定委員会が開かれました。その中で、村内業者のJV、ジョイントベンチャー、すなわち共同企業体としたらどうだというような、その委員会の中でお話は出たんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） その要綱に、6条の3項になっていますけれども、要綱によりますと、委員会は非公開となっておりますので、内容については遠慮させていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） その委員会の話の中で、本議会の議員が一般質問しているんですけれども、それも非公開なんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 非公開にさせていただいております。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 大変わからないわけでありまして。なぜ非公開にしないといけないのか、私には理解に苦しむところでありまして、課長の何か意志がかたそうなので、何度言ってもこれは答えが出てこないということだと思っておりますので、それでは今回、村内企業、村内事業者等を指名から外すといえますか、指名をしていないんですけれども、これはどういうお考えで村内企業者をこの入札執行から外したのか、これは副村長にお伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） どうやって外したかというふうなことです。別に外した覚えというのはなくて、公平な見地から選定をしたつもりであります。

まず、各事業体の各課から上がりますと、選定委員会というものが開かれまして、その中において指名していくというふうな形の中から、今回の南小の関係は、施設ですか、そういうふうな関係で、特に設備というような形になってきますので、勘案するところ、村内業者では完結するのが非常に難しいというふうに判断をいたしました。また、そういうふうな中から、今回指名をした業者は、売上高20億というふうな状況の中の中堅以上の会社を選定をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうなってきますと、話が通告どおりいなくて前後するかもしれないので、それはひとつ私からも謝っておきますけれども、そうなりますと、今までこういうJVを組んで、この種の建設をしたことがないということではないですか。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 調べますと、過去にあります。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 私もそれを若干調べさせていただいたんですけども、北小学校のプールの改築ですとか、あるいは中学校のプールの新築、これは榛東村内業者のジョイントで行っております。これは、先ほど副村長が20億どうこう言われましたけれども、実績というのはしっかりとあるんですよ。また疑問がわくんですけども、なぜそこで、村内業者を指名から外したのかなという疑問がわいてくるんですけども、副村長、もう一度お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員にお答えいたします。

なお、きょうは建設業界の方も大勢来ておられます。よく聞いてほしいんですけども、ひとつお願いいたします。

今回は、指名業者の選定は、執行にゆだねられた村長の専権事項であります。指名業者の選定に当たりましては、業者の能力、施工実績等を十分に勘案して判断いたしました。従前は、村発注の工事については、きょう傍聴されております建設業界の皆さん方にいろいろとお願いをし、そしてまた、

地域の活性化の目的のために村内業者を多く指名してきたことは、既成の事実であります。

しかし、今回発注されます南小学校のプールに対しましては、先ほどからJVはどうかというお話がありました。分離発注方式、村内業者との共同企業体発注方式も、私自身、選択の中に考えておりましたが、本体工事が一体不可分の工事目的物の完成を目指しております。そのことから、発注時点で工種や工事内容を分離したり、企業側で施工分担することは非常に難しいケースだということで、私は今回、このような県内の大手業者に対して指名を行ったものであります。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、先ほど北小、中学校等も、立派な業績を残し、紛れもない事実で、これやったという事実があるんですけども、では、今回それから外した、今、村長は能力的なことというようなことを言うておられましたけれども、それでは能力ということになりますと、村内企業者にはその能力がないと私はとらえるんですけども、それでいいんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私は、能力はないとは申しません。今回の事業は、先ほど申し上げましたように一体不可分、これが大事なことなんです。業者同士で、できないことはないです。ただ、土木や施設ではなくて設備なんです。そういったものを分離した場合にどうかというところを私自身が考えたところであります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 設備を分離と言いますけれども、設備を分離して前回の北も中学校もやったんではないですか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） やった経緯はございます。ただ、先ほど申し上げましたように、執行長の分権でございます。そういった点を考慮して、私は考えさせていただきました。

それと同時にもう一つ、なぜしなかったかという、瑕疵担保というのがございます。こういったものについても、やはり今後の工事の上で、そしてまた工事をされた上では最重要視されるということでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 瑕疵担保という大変難しい言葉が出てきているんですけども、これは何か

不備でもあったときに弁済の能力がないというのが瑕疵担保ということではないんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） はい、そのようにとらえてください。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） ですので、1社ではなかなか厳しいところがあるのかなというふうを考えるんですけども、ジョイントベンチャー、共同企業体を組めば、その辺はクリアできる問題ではないですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどから申し上げましたように、前はどうかというのではなくて、現在の状況を踏まえた中で私が判断をさせていただいたということです。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 村長が今、盛んにそういうお話をされておりますけれども、それでは過日、いつだか忘れちゃったけれども、立見総務課長とお話する機会がありましてそんな話が出たときに、交付決定が遅いために、そのJVを組む書類を作成する時間的いとまがないのというようなお話をされたんですけども、この工事については、交付決定がいつあって、工事が終了するまでの工期というものはあるんですか、総務課長。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） すみません、手元に資料はございませんが、記憶の中では、国のほうの交付決定が7月1日だったかと思うんですが、工期につきましては、これは議会案件でございますので、完成については3月20日ということで予定しております。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうなりますと、7月1日に交付決定があったと。8月9日にこの入札執行が行われているんですけども、今、工期を聞きますと、3月、年度末ということであれば、なぜ急いで入札執行を行ったのか、急がなければならなかったのか、その辺のことを、理由をお聞きます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員もご承知だと思うんですけども、予算書を見れば一目瞭然だと思

ます。今回、南小学校のプールの建設に当たりましては、先ほどから言われているように、3月末日までに仕上げると。そして、その後の事業として南小学校の講堂建築がございます。講堂建築も次の年度にやるということで、今、計画を提示して、皆さん方もご承知だと思います。そのプールを早くに建設し、そのプールを解体して、そのプールの跡地に建設をするという予定でございます。

そしてもう一つは、子供たちの施設でございます。子供たちにいつときも不便をかけさせないように、執行では計画を立てて進めさせていただいているということでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、3月でなくても、プールを使用する時期、すなわち夏までにこれはすばいいいんではないかと私は思うんですけども、なぜこれほど急いだのかなというのは、今、村長が申されたとおりにかと思うんですけども、この交付決定について、交付金の内容、すなわち、どこの省庁から、仮に防衛ですとか文科省ですとかということからの交付金は、この1億3,200万ですか、この中、幾ら交付金は来るんですか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時8分休憩

午前11時9分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この南小のプールの建設工事でございますが、本年の年度当初の交付決定額でございますが、1,908万1,000円でございます。

ただ、ことしの24年の年度末の3月に、県のほうを通じまして、国の24年度の繰越予算事業に手を挙げないかということで、手を挙げさせていただいております。

この理由でございますが、交付決定が早くいただける、工事の発注が早くできると、そういった理由。それともう一つ、補助金が、通常ですと基準面積掛ける、これはプールの面積でございますが、基準面積掛ける3分の1が補助金となります。これが通常補助金でございます。

先ほど申し上げた1,908万1,000円でございますが、この国の繰越事業に手を挙げたということで、事業の工事費の実額で補助金が加味されるということで、3,029万1,000円の増額の交付決定を受けております。

したがって、合計の補助額は4,937万2,000円ということで、今回の補正予算にも上げさせていただいているところでございます。

したがって、この事業につきましては、国の繰越事業で補助金をいただいたということでござ

いますので、今年度内に工事を完成させなければならないという条件がございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、この4,937万円を補助金として、交付金としていただけるということでありますけれども、防衛のほうは補助金と、要するに交付金というのは一切、じゃ、ないということでもいいんですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 学校のプールにつきましては、防衛補助事業の対象外の事業でございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 今回、11社にお願いをして、入札願というんですか、して、辞退を初めからされたのが4社、そして7社が応札をした。その中で、1回目が不調に終わったということで、これは不落随契とか不調随契というんですけれども、それは村で考えておる工事予定価格より高かったのが不調に終わったということで、村長、いいんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） そのとおりでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そして、2回目でありますけれども、この7社全社に、もう一度見積もりをとってきてくださいというので連絡をしたんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 入札について申し上げます。

先ほど金井議員さんが言ったように、小学校プールについては11社指名して、最初、4社辞退、7社で1回目の入札を行いました。予定価格を超えており、落札者がございませんので、2回目の入札を行いました。そのときに、さらに5社辞退、2社による入札が行われました。2回目の入札金額は予定価格以上だったので、不調ということでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） ここに調書が出ておりますけれども、2回目で随意契約ということになった

わけですね。

〔「違います。2回目も不調です」の声あり〕

○8番（金井佐則君） 2回目が不調。ああ、そうですか。3回目というのは書いていないのでわからないんですけども、3回目で、じゃ、この2社にとって、1社に随意契約という形で、ここに工事を執行していただくということでいいですね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2回やって、不調ということでございました。そして、2回目の入札金額が予定価格の10%以内ということから、最低価格提出者に随意契約のための意見書を提出していただくとともに、参加業者に了解を得た上で、見積書の提出をしていただきました。

なお、提出方法につきましては、入札と同様の形式で行われ、開封の結果、予定価格以下でありましたので、仮契約を結ぶこととしました。

なお、この随意契約については、地方自治法施行令第167条22第1項第8号により、再度入札に付するも落札者がいないとき、随意契約はできることになっておりますということを申し添えます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、2回やって3回目ということなんですけれども、2回不調に終わりますと、もう一回入札執行やり直しというようなことはしなくてもいいんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一応2回までやって、落札者がいないときはもうそこで終わりです。それで不調であります。

一般的に、入札不調の場合、3つの方法があります。1番は、先ほど金井議員さんが言ったように、不落随契。この場合は、条件変更をしないで、そのままの形でやるという随契の方法ですね。方法の2つ目としては、指名がえです。設計書の変更とかそういうのはなしで、前のすべての業者を入れかえて行う方法。もう一つ、別途指名というのがあります、もう一つの方法として。これにつきましては、もう一度、設計図書を見直し、作成し直して、この場合も、原則、前の業者はすべて入れかえという。

それで、うちのほうで榛東村建設工事（委託品、物品その他を含む）発注に伴う入札契約の事務というのがありまして、それでいきますと、予定価格と最低価格との乖離差がおおむね10%以内のときは随意契約で行うという、そういうことが決められておりますので、今回は不落随契の形をとということでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） その件に関しまして、今、後ろに建設業界の方も来ておられますけれども、今までにも何回かこういった提案がございました。その都度、その参加者に対しまして、第2回までが不調であったということを申し述べ、第3回目については、2回目の一番最低価格の人に随意契約をさせてもいいかという了解を得た後に、今まで申し上げているような段取りでさせた事例が幾つかございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうなりますと、今回も3回目ということでそのお話をされたかと思うんですけども、ここの調書に載っているのは、2社の金額が出ておるんですけども、じゃ2社にお話をして、もう一度見積書を出してもらったということでいいんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） そのとおりです。

ごめんなさい、ちょっと待ってください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 3回目は1社です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 村の工事予定価格というのは、村長が決断をされるんだと思っておりますけれども、設計依頼をしてございます設計業者からは、設計価格というのがもちろん出てくるかと思うんですが、それから村長が、何%か知りませんが、切って、予定価格というのは決めると、そんな感じがするんですけども、そうなんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） そのとおりでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、今回の設計金額というのは発表できないわけですね。できるんですか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私が担当することになってからは、いつも議員さんの皆様方には経過報告として、このA5ですか、このものに随時、その設計単価、それから入札価格、だれが落としましたと、工期はこうですということをご報告しているところでございますけれども、今回はまだ議決をいただいておりますので、出せないということでございます。用意はしてあります、議決されるのを前提で。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 予定価格の適正というのがあるかと思うんですけれども、予定価格が適正に執行されているのかなという感じがする。なぜかという、予定価格が普通思っているより安く設定してあるので、不調というようなことになるのかなというような気がするんですけれども、その辺、村長、どうなんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私が一番、入札価格を決める上で考えておるのが3つございます。1つは村単独事業であるか、1つは交付事業であるか、1つは補助金事業であるか、これによって歩合が違ってきます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 余り好ましくない発言かなと思いますけれども、この設計業者が、何か設計金額は幾ら幾らですよというようなことで、こういう例えば入札を執行する業者に漏らすというようなことはないんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 絶対あってはならないことでございます。ですから、私が担当してからは、この入札価格の設定については、お昼過ぎの入札であれば10時か11時ごろ、それからお昼前の入札であれば朝一に入札価格を決めて入札場へ向かうということでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そういうことで、ぜひしっかりと適正な価格でやっていただきたいと、

こんなふうと思うわけですがけれども、ちなみに予定価格の公表、お隣の吉岡町では、それは要するに公表して、こういう価格でなりますよと。そして、それを土台に競争してくださいというような形をとっているんですけれども、榛東では予定価格の公示、公表はありませんが、今後もそのようなことでやっていくおつもりなんですか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 執行としましては、入札の公平性と、それから業者との癒着や官製談合があってはならないことから、事前に入札業者の公表とか、それから今、金井議員が指摘されております不落随意契約というようなことは、一切漏らしておりません。それが今回の議決前に、一般質問の議案提出の前にそういったものが議員に漏れたということは、ゆゆしい問題と考えております。

私としましては、先ほどから話されましたように、本件について関係者に、事前にそういう情報が入りましたので、事前に調査を実施して、官製談合防止のために、指名業者へは契約書、誓約書及び積算根拠資料等を入札以前に求めております。そして、万全を期して入札に臨んだところであります。

議員ご指摘の、なぜ村内業者を指名しなかったかについては答弁しましたがけれども、執行長としましては、村内業者育成も大事ではありますが、一番大事なことは、公正な入札が執行されることだと私は思っております。そんな中でも、今回のような執行機密が漏れいされているということであれば、これからは公正な入札制度の見直しが必要だということで、例えば一般競争入札も視野に入れなきゃかなというふうに思っているところであります。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 村長が今申しまして、私が情報が早いというようなご指摘かととっておるんですけれども、私もこの情報につきましては、課長ですとか職員ですとか、建設業者ですとかというところではないことをまず申し上げておきます。

それに、1点、お間違えになっては困るんですけれども、私は、榛東村内の土建屋の回し者では決してございません。先ほど村内業者の育成ということで村長がお話をされましたので、私も、3問目ですけれども、村内業者の育成ということで質問させていただきます。

村長、機会ある、折あるごとに、村内企業、村内業者の育成をするんだということで、ご挨拶の中に言っておられます。私も大賛成であります。

今回、村内業者でなくて、高崎市のほうの業者でありまして、高崎市のほうに1億3,000万ほどのお金がいくわけでございますけれども、これを村内業者がやった場合には、村内に、簡単に申して1億3,000万の金が落ちる。それに雇用も生まれる。若干ではありますけれども、雇用も創出でき、地域経済の発展にもつながるかなと、こんなことを思って、村内業者の方々にぜひこれからはやっていただきたいということと、もう一つは村内業者、しんとう広報、この間、8月号にも掲載をされてお

りましたけれども、水道工事業の皆さんには、貯水池ですとか揚水機場ですとかかなり水道施設がございすけれども、その草刈りもしていただいたというようなこと、ボランティアでやっていただいたというようなことも載っておりますし、村内建設業の皆さんには、一朝有事、災害が起きたときにはすぐに対処をしていただいていると。冬になって雪が降れば、その除雪も、ボランティア同然で、時間も構わずやっていただいております。また、村内のイベントについては、会場準備等でも大変お世話になっているということも加味をして、もう一回、村長にしっかりとお聞きをいたしますけれども、これから喫緊で南小学校の講堂、新井緑地公園、そして大きくは研修館等、あるいはアクセス道路というのがありますけれども、これからは村内業者を重視していただいて、まさに、先ほどどなたかが言いましたけれども、共存共栄ができるこの榛東村にしていきたいと私は思っておりますけれども、村長にしっかりとしたお考えを最後にお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員から幾つかの議案について、各建設に携わる皆さん方が、村のためにいろいろご奉仕をしてくれるということは、私も重々承知しております。

ただ、申し上げたいのは、その業者さんたちが、やるからこれをよこせということでやっているわけではないというふうに私は思っております。共存共栄という、先ほど申し上げましたけれども、お互いにその中で生きるために、正当な理由のもとにお互いに助け合うということは、これは大事なことでというふうに思っております。

金井議員が指摘するように、やはり村内業者が最優先というのは、私は今でも変わりはありません。ただ、事業の内容によっては、やはり今回取り入れたことも視野に入れなきゃかなというふうな思いはございますけれども、その建設内容、あるいは事業内容によってはまたこういう問題が出てくるのかなというふうに考えているところです。

いずれにしても、私たちは、皆さん方のご協力を得て、そして生活をしている人が多うございます。そんな中では、共存共栄、そしてまた村内業者にもそういった面でご協力を仰ぐということは多々あるわけでございますので、そのことは私は忘れません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） もちろん、村内業者は、仕事をよこせと、あるいは仕事をもらいたいからということでそういうボランティアをやっているわけでは決して私もないかと思っております。そのように、村も、やはり育成というのは、どうしても仕事を出してやらなければ育成にはなりません。口で育成と言いましても、やはり仕事をしていただいて、仕事をさせて、初めて育成かなというような気がいたしております。

村長にも、これから、その旨、趣旨を十分ご理解はいただいておりますけれども、村内業者をできる範囲内でしっかりと使う。それが村にとっても、また業者にとっても大変いいことでもありますし、村内企業、村内事業者、村内建設業者が元気が出ることは、榛東村も元気が出るのかなど、こんなふうにして、しかと村長にはこれからは村内業者を重視してほしいと。

時間がちょっとありますけれども、私の質問を終わります。

最後に、執行には丁寧なご答弁をいただきましたことに感謝を申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で、8番金井佐則君の一般質問が終了いたしました。

ここで、早いけれども昼食休憩としたいと思います。1時から開会いたします。

午前11時33分休憩

午後0時55分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

10番柳田キミ子さん。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の柳田キミ子です。

7月21日に行われた参議院選挙で、議席数も得票数、率ともに圧勝した自民党の安倍内閣は、消費税増税をするかどうかは秋に判断するとしております。日本経済は長年にわたって国民の所得が減り続け、深刻なデフレ不況に陥っています。日本共産党は、消費税に頼らない別の道を模索するための国民的な討論を呼びかけていきます。榛東村民の暮らし、命を守る立場で、本日の質問を行ってまいります。

1つ目は、各区にある村有地を利用して造成された街区公園の有効利用を進めるために、何が障壁となっているのか。現状と今後の施策に取り組む方針をただしてまいります。

ほかに2点について、自席に戻って続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 10番柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 榛東村には街区公園、あるいは呼び方がミニ公園といわれている広場が各行政区に整備されています。その街区公園の利用状況、活用状況なども含めて、少しお答えをいただきたいと思っています。

1区から21区の行政区の中で、設置されている街区公園は、すべての区が該当してはおりませんが、この街区公園を整備している区と、それからそうではないところにつきましてものばらつきが

あるのはなぜかについて、明快なお答えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 清水建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 街区公園の設置についてでありますけれども、現在設置をされている区につきましては、1区、2区、それから5区、9区から18区につきましては、南部公園として整備をされてございます。それから16区、19区、21区となっております。ほかの区につきましては、地元より設置要望はないというところもございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） それでは、1区、2区、5区、9区から18区、16、19、21のほかといたしますと、地元からの要望がないというのは、何区になりますか。12区、17区。でも、9区から18区までは南部公園になっていますので……。4区もありませんね。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時休憩

午後1時01分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 説明を追加させていただきます。

親水公園が設置をされておりますけれども、これにつきましては4区、6区、7区、3区の合同で設置をさせていただきます。

以上です。

〔「4、7」の声あり〕

○建設課長（清水喜代志君） 失礼しました。4区と7区ということでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時01休憩

午後1時02分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） それでは、街区公園が設置されている区について説明をいたします。

1区、2区、4区、5区、7区、9区、13区、14区、15区、17区、18区、16区、19区、21区でございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 街区、都市公園の、榛東村都市公園の設置及び管理に関する条例の中に、大宮公園、これは2区でよろしいんですか。あと下新井公園、これが21区ですか。宿公園が19区、親水公園が、今言いました4区、下ノ前公園が16区、倉貝戸公園が5区で、反田公園、これが1区ですか。1区。条例にはこういうふうな形で書いてあります。

その中身につきましては、区によっては街区公園は要らないよというふうな形。あとは、使い勝手が余りよくないので、合同で、例えば南部公園のように9区、13区、14区、15区、17区、18区というふうな形で合同でつくっているのもあるんですけども、そうしますと、その管理に関しまして、例えば私が住んでいる19区の宿公園につきましては、夏の草が茂る時期、5月から9月まで、毎月2回ほど日曜日、各班ごとに3つか4つぐらいの班ごとに決めまして、もう全部何月何日はこの班とこの班とこの班という形での除草作業をやっておりまして、区で管理をきちっとしている。草が生え過ぎたり、使うときに皆さんが嫌な思いをしないようにというふうな形での、区で管理はしております。ただ、この19区の公園につきましては、どうしてもこのきょうの私の一般質問の、利用しやすい公園にというふうなところで、利用しにくいですね。といいますのは、途中から段差になっておりまして、例えば球技、ソフトボールなりキャッチボールなんかをやっていて、キャッチボールの球を追いかけていって、走っていけば、間違っただけで下に落っこってしまうような形での危険もあるような状況なんですね。ほかの街区公園、わかる範囲内で村内を見てみましても、そういうふうな形で段差ができていて、これでは例えば子供たちが遊ぶのには本当に危険だというふうに思われるような街区公園は、19区の宿公園以外にはないように思われております。それで私は、ぜひ本当に利用しやすい街区公園の目的を達成されるような公園にさせていただいて、区民のお子さんを初め、それから家族の方たちも含めて集える場所とか、家族の団らんとかというふうな形の、条例で定められているその目的を達成することが、それで初めてできると思いますので、ぜひその形状を変える形になるんですけども、そのところを何とかやっていただけないかどうか、村長のお考えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、街区公園の目的でございます。

街区公園は、これは各区の行政区にゆだねまして、つくるかつくらないかは住民の意思表示でやらせていただいております。ですから、ある区とない区があるわけです。

そんな中で、宿公園につきましては、この費用というのは、防衛の民生安定事業の中の地域防災広

場という位置づけで、地域の皆さんが使うのであるから、地域の皆さんの意思に沿った公園にしますよと。そのかわり、その公園の手入れについては地元でやるんですよというのが条件なんです。そういう条件を承知の上で、皆さん方が公園をつくっていたということでございます。

宿公園につきましては、調べてみましたら、今、議員が指摘されておりますように、公園内の段差修理の陳情が、平成23年の1月に提出されましたけども、先ほど私は申しあげましたように、公園を建設する際に、地元と協議を行い、上の部分は軽スポーツ広場、それから下の部分については芝生広場と、段差のある利用形態で補助申請がされております。ですから、そのようにつくらせていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） そうすれば、その当時そのような形で、19区の宿公園の建設にかかわっていた方たちは、現在どういうふうに使われているのか。段差をなくすことによって、もっと使いやすくなるという、そういう状況を理解をしていないためだと思っております。

それで、平成23年1月に陳情を上げましたときには、本当に広い範囲の中で、長寿会の方も含めて、近くの南部保育園の園児の方も、保育士さんに連れられて、散歩などにも来たりして、宿公園は使ったりもするんですけれども、やはりそういうふうな形で、本当に安心して使えるようにするためには、やはり段差をなくす以外には、区民の憩いの場、それから村民の運動の場という、街区公園の設置の条例にも書いてある、このような形には目的を達することができないのではないかと。くどいようですけれども、そのような観点から、ぜひ段差をなくすというところで進めていってほしいんですけれども、こここのところで、ぜひ参考のための助言といいますか、こういうふうな形で何とか要望を達成できるかもしれないというような、方策とかも含めて、ぜひご答弁をしていただきたいと思うんですけれども。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 陳情が出たときには、私も経済委員会でやりましたんで、現地を見させていただきました。今、議員がおっしゃるような都合等は考えられるなど。それから、向かって左側の田んぼとそれから道路の境も非常に落差があって危険だなということは承知はしております。

ただ、先ほども申しあげましたように、防衛の補助金をいただいてやっております。これにはご存じのように網がかかっているわけでございます。ですから、それを改修する、改めるということになりますと、今まで補助を受けていたこれを全部国に返さなきゃならないというような事態が講じますと、非常に財政負担が出てくるんじゃないかなというふうにも思います。ですから、今、柳田議員が話されますように、そういうことはわかっている上で何とかならないかというお話でありますので、

できる、できないはともかく、一応どういうふうに通防衛のほうで返事をするかということも踏まえながら、考えさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 村長に今答弁をさせていただきましたような方向で、ぜひ、どんなふうになるかというふうなことも懸念はされますけれども、ぜひ進めるといいますか、検討をさせていただきますよう、再度、そうですね、要請するような形になりますけれども、そんなようなことで、この街区公園については終わりにさせていただきます。

次ですけれども、榛東村は非核平和都市宣言という宣言をしております、役場の入り口のところにも、幾つかの、例えば青色申告宣言だとか、部落解放。そういうスローガンで非核都市宣言という広告塔をつくっていただいております、総務課の管理でそこが回るような形になっていて、角度が変えるような形になっております。

そうしまして、私がここの一般質問の項目の中に書きました平和学習の取り組みというふうなことなんですけれども、その前に、榛東村につきましては、いろいろと非核、核兵器廃絶、反対の運動につきましては、いろいろとご協力をいただいていることがありまして、毎年8月の6日が広島に原爆が投下された日、9日に長崎に原爆が投下された日、15日が終戦記念日ということで、その8月6日の広島に原爆が投下された日を目指して、平和行進ということで、行進をする行動がありまして、例えばここですと、7月の初めころの日曜日なんですけれども、榛東村を出発をいたしまして、そしてその榛東村を出発のときには、村長から激励の挨拶、それから励ましのご挨拶とかをいただきまして、激励金も、お祝い金をいただきまして、あとは「榛東村」と書いたペナントを、それは旗のところに全部回った市町村のペナントを、広島まで、あるいは長崎まで全部持っていきように引き継いでいけますけれども、そういうふうな形で毎年、お世話になっていることに関しましては、本当にありがたいと思っております。榛東村を出発をしまして、すぐに第12旅団の門のところで、12旅団に対して、非核のための、自衛隊として、こういうふうなことに心がけてくださいという要請文などを読ませていただいて、受け取っていただいて、そこからまた下って、吉岡町に歩いていきまして、吉岡町から今度は、最終的には渋川市役所、吉岡町役場を経由して渋川市役所まで歩いていくという、そういう平和行進を毎年やっております、その運動に関しても、榛東村からは、これまでも物心両面のといいますか、協力をいただいていることに関しましては、本当に感謝をしております。

そうしまして、この質問の本旨のほうに戻りますけれども、戦争を二度と起こさない、そのために平和について、学校の教育の現場で、どういうふうにして取り組んだらいいかというふうなことで、ぜひ、今の学校現場では平和問題、非核に関しての取り組みがどういうふうになされているかという現状につきまして、あとは今後につきまして、お考えがありましたらお聞かせをしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） それでは、学校教育現場の平和学習の取り組みということでお話をさせていただきます。

まず、平和学習につきましては、小学校6年生の社会科、それから中学校での歴史及び公民分野で、社会科の授業を中心に学習をしております。小学校6年生の社会科から中学校3年生ということで、発達段階の違いはあるんですけども、そのねらいとしては、国際社会に生きる民主的、平和的な国家と。社会の形成者としての公民的な資質の基礎を養うという目標で学習に取り組んでおります。

平和学習につきましては、歴史学習よりも公民的な分野で重点が置かれているのが実情でございます。小学校段階では、特に公民で日本国憲法の前文を、原文だと難しいので、子供たちにわかりやすく直してあるんですけども、紹介をして、その前に歴史の学習をしておりますので、戦争というのは、人の命を奪って、生活を破壊するだけではなく、心に大きな傷跡を残すことになり、その結果、平和のとうとさであるとか、平和への誓いを学習いたします。中学校の公民分野では、平和主義と憲法第9条と、こういう小単元がございますけども、この中で、戦争を放棄して、戦力を持たず、交戦権を認めないという学習を行っております。

あわせて、歴史の学習の中で、特に小学校段階では、「戦時下の人々の生活」というところで、食糧不足であるとか、学校生活も非常に軍隊式になっていると。それから、戦争終結に向けて、沖縄戦、本土空襲、それから広島・長崎への原爆投下。特にその中でも広島原爆につきましては、非常に教科書の中に多くの資料が入っているということでございます。

今後につきましてはですけども、私としては子供たちが社会科という教科の学習を中心にして、戦争のもたらす、核の恐ろしさ等をしっかり認識して、今後のまた学習生活につなげていけばいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 学校現場での平和についての学習の様子とかがわかりました。

あと、義務教育の最終学年で修学旅行に広島へというふうな、私の提案なんですけれども、なかなか、なぜ義務教育のうちか。義務教育も6年、最終学年は6年生もありますけれども、やはりいろいろ戦争の背景などについて学んだ上で、原子爆弾を落とされた戦争の行く末を理解するためには、やはり小学校6年生ではちょっと大変かなということで、中学3年生の、義務教育の最終学年。このところで広島へ。長崎もありますが、やはり距離的にこころの榛東村からでは距離が遠いということもありまして、その手前である広島に修学旅行でいろいろ現実というものを、特に原爆資料館の見学をすることで、ぜひその戦争について学んでいく機会にさせていただきたいというふうな思いがあります。

そうしまして、なぜ義務教育の期間かといいますと、その義務教育というのは、もう小学校1年生に上がったときからずっと同じ、本当に何でもわかり合えるといいますか、かけがえのない友達といいますか、そういうつながりのある集まりが、義務教育の期間を過ごした生徒だと思しますので、そういう小さいころから一緒に育ってきた仲間と一緒に、日本のこの現実を、現状を学ぶ。そこに義務教育の間に、資料館などを見て勉強するというのがいいのではないかと私は思います。

榛東村から広島・長崎のほうに関しましては、距離が遠いので、高校生になってからは、そちらのほうに行く。高校の修学旅行で広島に行っているというところは聞いておりませんが、そういうことはあり得るとは思いますが、私はそうではなくて、小さいときから一緒に育ち、学んできた仲間の集団で、その現実を学び合える、そういう機会を、修学旅行というふうな形でぜひ実現をできるようにと思ひまして、一般質問に取り上げてまいりましたが、私が議員になって間もなくのころ、まだ尾崎さん、女性の教育長さんのときも、この問題を取り上げましたところ、やはり距離が遠いことで、移動に時間がかかるというふうなことで、経済的な負担、保護者の方にもかかるしというふうな、そういうふうな2点の理由で、そのままになって、現在に至っているんですけども、そのような大変な、すぐには実現できないような困難な問題も抱えておりますが、今後の方向として考えられないかということの回答を、教育長なり村長なりでお願いできますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 中学校の修学旅行で広島へと、そういう話でございますけども、現在は榛東中学校は2泊3日で京都・奈良という日程で行っています。これにはそれなりの理由があるということで、1つは京都・奈良というのは、子供たち、生徒が社会科の歴史学習の中で非常に大きな意味を持っている地域であるということ。それから、範囲が京都市内というふうに限られておりますので、中日を使いまして、生徒たちが班をつくって自主的な行動で朝旅館を出発して、夕方帰ってくる。子供たちの事前の学習でいろいろ下調べをして、自主的な活動ができると。そういう利点で行っているんだろうなというふうに思います。

一方は、柳田議員さんのほうの、広島原爆資料館。非常にお気持ちは私もよく理解できます。子供たちにとっても、中学生という多感な時期に直接戦争を体験していない子供たちが、あの資料館でいろんなものを見ることによって、いろんなことを考えさせられる。日本の将来も考えるでしょうということで、非常に意義あることかなというふうには考えております。

前教育長のほうから、その質問を受けて、移動時間という問題が出ています。一つはそういうデメリットもあると。現在は京都まで行って、その後バス。広島までいくと、新幹線で1時間以上もその先にかかるということ。それから、保護者の経済的な負担もより多くなるだろうと。あわせて、教員の学校旅費の問題も出てきます。教員が引率するのに旅費が非常にふえて、ほかの出張に行けなくなるというデメリットもあるのかなというふうに思います。

もう一つは、やっぱり京都・奈良も意義ある方面でありまして、子供たちが高校進学したときに、現在、京都・奈良に修学旅行に行っている高校というのは、県内71校中のたったの5校でございます。これは進学校がやっているという状況で、そこに例えば入れ込むと、子供たちが京都・奈良は個人的に行かなくてはならないことになってしまうというふうな気もいたします。費用面でも、およそ概算でことし榛東中学校は6万円近くかかりましたけども、広島まで足を延ばすと、1万円以上オーバーしてしまうということでございます。あわせて、子供たちの班行動がどうなんだろうかと。中日ができるかなという懸念もあるということで、京都・奈良をとるか、広島をとるかということで、実際には県内では広島まで足を延ばしているのは2校と。県内の中学校では2校ということですよ。

ただ、実現が全く不可能ではないというふうに思います。実際に実施している学校があるわけですので、このことはやっぱり現場とどちらを優先するか。どちらにとって子供たち大事かということをもう一度ゼロから考えることも可能であるということで、柳田議員さんの質問については、こういうご意見もいただいておりますけど、中学校にちょっと検討させるということはお約束しておきたいと思います。ただ、現状では先ほど申しましたように、デメリットが非常に多いので、大変難しい問題が含まれているというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 村長はいかがでしょうか。村。学校関係は教育委員会というふうな担当にはなっているかと思っておりますけども、考え方のほうではいかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 教育長と全く同じです。それで今、教育長が最後に申し上げたように、そういう面も一つの選択肢として研究してみるよという指示を教育長のほうから関係のほうへ出ておりますので、その結果を踏まえてまた教育長とのお話し合いをして進めていきたいというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 7月から8月、やはり戦争について考える時期。マスコミを通して、原爆の慰霊祭の様子がテレビで中継をされしておりますので、そういう時期に、近くの榛東村の身近なところでも、原爆の写真展をしたりとか、あとは被爆体験。もう本当に高齢になっている方たちで、生のお話を聞けるのは、もうそう長くはないんじゃないかなと思われるような方たちのお話を聞く機会をつくったりとか、そういうことなども計画をできなくはないものですから、今までは被爆者の方のお話ということは、今まではやっておらなかったけれども、原爆の写真展に関しましては、

広島・長崎、それから3月1日のビキニデーの写真とかも含めての写真展はやっておりましてけれども、これからにつきましては、そういうふうなせっかくの機会のときには、一応生徒の皆さんにもたくさん見ていただきたいというふうなことも含めて、関係の学校とか教育委員会のほうに案内を差し上げて、興味のある方といいますか、たくさん見ていただけるような形でやっていきたいなどは思っております。

それから、修学旅行で広島・長崎というふうなことは無理なんですけども、村として平和に対する、行政としても平和に対する取り組みをとというふうなことで、例えば毎年出なくてもいいんですけれども、職員を派遣をしていくとか、そういうふうなことにしましては——すみません、村長。あれですよ。今突然だから、回答は無理ですよ。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今、確かに村としても、この非核平和都市宣言ということをやっているわけですので、自治体としての平和への取り組みというのは、非常に大事なことかな。

先ほど議員さんのほうから、平和行進のときの、私のほうも説明なされて、村長のほうからも説明ありましたけれども、何かアクションをさらに起こす必要はあるんだろうなというふうには感じていますが、具体的な方法につきましては、村長と相談をしていきたいなど。この場ではちょっと即答できませんので、その辺ということでお願いできればありがたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） わかりました、ありがとうございます。

次の問題なんですけれども、ここの通告書のところでは、緊急時の支援制度というふうな形で書きましたけれども、緊急時というよりは、生活困窮者への資金制度の創設、支援制度の創設というふうな形のほうが表現が適切かと思います。それといいますのも、例えば生活保護を受けるような状態ではないというふうなところで、いずれは自分で自立をして生活をしていけるという状態なんです。ただ、今はその職場に働いてはいるんだけど、お給料日まで、例えば約1カ月間ぐらいの間なんですけども、その間の生活費、例えば職場まで車で通うそのガソリン代とか、あと家賃とかは、もう滞納もしたりとか、あと水道なんかも滞納したり、あるいはガスなんかはもう前橋の業者が早速もう持っていったみたいなのことのような状況になった場合の、例えばその大家さんには、いずれお給料が入れば家賃を払うんだから、だから今はとにかく緊急の事態で大変なんだから、大家さんからお金を借りればいけないかというふうな、そういう手もあって、そういう話も出たことがあるんですけれども、ちょっとそれも無理だというような形だったんですけれども。社会福祉協議会では、福祉資金ということで、借りられないことはないんですけれども、村税、税金を滞納している人

には、税金が原資の貸付資金なので、それは無理というふうなことがありましたので、こういう場合に、どうこの住民の方を救える、援助してあげる手だてがあるのかについて、村の施策についてあれば、お答えしていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 現在、生活困窮時に対する融資制度として、議員さんのおっしゃいました榛東村社会福祉協議会の小口生活資金貸付制度、また各都道府県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度が挙げられます。

質問されたケースであれば、県社協の貸付限度額10万円の緊急小口資金が、連帯保証人を必要とせず、無利子で据え置き期間2カ月、償還期間8カ月という制度の活用が考えられます。

この資金の申請窓口は、村の社会福祉協議会となっており、同協議会に設けられています生活福祉資金貸付審査会で厳正な審査を受けた後、県社協へ提出される仕組みとなっておりますので、詳しくは村の社会福祉協議会へ相談していただきたいと存じます。

また、県社協では、ホームレスといった住居のない離職者に対しては、臨時特例つなぎ資金貸付制度というものも扱っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） せっかく青木課長が説明してくれたのに、すみません。最後のホームレスの離職というのは、窓口はどこおっしゃいましたでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） こちらのほうは県社協のホームページで見ましたので、最初に県社協のほうへ相談していただきたいと思います。その結果、窓口は村の社会福祉協議会ということであれば、社会福祉協議会のほうへ出向いていただきたいと存じます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 今まで、かつてこういうような状況で、村、どこに相談に行ってもいいかわからなくて、村の窓口にというふうな事例があって、どのような形で話をしていたか、わかれば。参考までに聞かせていただきたいと思いますが。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 貸付金につきましては、ほとんどの自治体が減免制度とい

うのを設けていまして、それによって生活困窮を支援することを前提としておりますので、自治体、
自体がお金を貸す制度を設けていないケースがほとんどなんですよ。

ネットなんかで見ると、本当にまれにそういうものを行っている町村が見受けられます。国では、
生活保護受給者や生活保護に至るリスクのある生活困窮者層が増加していることなどの背景から、新
しい生活困窮者支援制度の創設を目指して、生活困窮者自立支援法及び子どもの貧困対策の推進に関
する法律をそれぞれことしじゅうに成立させまして、27年4月から施行させようとして取り組んでおりま
す。

この制度の内容につきましては、今月25日に予定されている説明会である程度明らかにされると見
込まれますが、質問で提案された制度と類似する内容が盛り込まれているか、注視していきたいと考
えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

以上で10番、柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時55分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位5番南千晴さんの質問を許可いたします。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君登壇〕

○7番（南 千晴君） 7番南千晴でございます。

国立社会保障・人口問題研究所がことしの3月に発表しました日本の地域別将来推計人口によりま
すと、榛東村の人口は、2020年に1万4,293人、2025年に1万4,076人と減少し、2040年には1万
2,952人になると発表がありました。また65歳以上の人口は、2010年には2,821人が、2040年には
4,487人にふえるとされ、本村は3人に1人が65歳以上の村ということになります。将来に向かって
人口減少と高齢化が進む中において、将来にツケを残さない持続可能性のある財政運営を行うことが
必要であると考えます。今後、高齢化が進むことによって税収は減少する一方、福祉関係の歳出は増

加していくと見込まれます。

また、インフラの老朽化が進めば、補修費が必要となり、施設を整備すれば、管理費等のランニングコストがかさみます。不安要素の多い中で、財政の規律を確立することが重要だと考えます。今回は本村の財政状況や財政運営について、将来を見通した財政運営を考えてくださっているのか。また、村民の声を届けるべく登壇させていただきました。

以下、自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） まず、財政についてお伺いいたします。

平成24年度の決算におきまして、本会議で認定を議決というか、議会に上程されるわけですが、実質公債費比率が6.0%であり、平成22年度は5.5%と県内上位でしたが、23年度には5.9%と0.4%下がり、ここ数年悪化してきております。

また、公債負担比率については、平成9年の20%から年々徐々に改善し、平成22年には5.4%と低くなりました。しかし、それをピークに、また平成23年度は6.7%、平成24年度には7.1%と上昇し、財政の硬直化が高まっている状況が見られます。今後、公共下水道事業や農業集落排水事業も含めて、起債の償還がふえていくと懸念しておりますが、その起債のピークに関しまして、起債のピークがいつごろで、どのような状況となるのか。現時点の推計について、担当課長、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 起債の償還のピークということですが、一般会計においては、現時点で将来の借入れを地方交付税の不足分の代替である交付税算入のある臨時財政対策債のみ2億5,000万円を平成30年まで借りたとして、ピークは平成33年度で約4億円を超える見込みでございます。

一般会計については以上でございます。

○議長（高橋 正君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 公共下水道事業につきましては、インフラ整備の工事のほうを平成31年まで計画をしております。24年度末の起債残高が22億4,116万7,000円、起債償還につきましては、平成24年度が1億1,722万6,000円、償還ピークは平成34年を予定しております。この時点で2億742万3,000円になる見込みでおります。工事の時期によりまして、一、二年のピークのずれがあるかと思っております。

また、農業集落排水事業につきましては、24年度末の起債残高は19億2,762万1,000円、起債の償還につきましては、7,632万7,000円となっております。25年度以降の償還のピークは、平成28年から平

成40年までの13年間ほぼ同額の1億736万3,000円になる見込みであります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今、一般会計と下水等のピークの状況がわかりました。冒頭でも申しましたように、これから榛東村も、人口推計によりますと、高齢化、そして人口減少が起こっていくと。それと一緒に償還もしていかなければならない。そういった時代を迎えてくるということがわかりました。実際にそのような場合、例えば2040年の人口推計、1万2,952人といった場合に、税収等が今と比べてどのくらいになっていくのか。そのあたりも推計で、考えられる範囲で構いませんので、教えてください。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 歳入というんですかね。税制が今のままで推移すると考えますと、現状ぐらいの13億ちょっとかなということでございます。ただ、これとは別に、これからご審議していただく平成24年度実質公債費比率は6.0%、将来負担比率は該当なしということでございますので、5年ぐらいについては大丈夫というよりは安心していただける数字ということであると考えます。10年後については、特に推計、予測はしてございません。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 2040年の推計のように人口が減って高齢化になっても税収は変わらないということですか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 消費税の増税が本年度10月初めに決まるというような、制度の何というんですかね、改正があるとも限りませんので、2040年まではなかなか推計が、逆にいうとできないということでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 推計できないというようなことでありますが、単純に考えれば、労働世帯が経れば、その分税収が減っていくのは予測できることだと思います。

先ほども、一般会計のほうでは33年度がピーク。また公共のほうでは2028年から40年の13年間ぐらいが多いということで、本当にこれから償還が今よりもふえていくということがわかりました。

今年度の当初予算の編成方針で、村長は歳入準拠というような予算編成方針を発表しておりました。しかしながら、当初予算では、未確保財源を起債とあと2億数千万、約3億円ぐらいの財政調整基金からの繰り入れという内容になっておりました。単純に考えまして、今年度のように毎年約3億円繰り出していくと考えますと、平成24年度の決算で、今財調が22億ありますが、10年もちません。今後このような財政調整基金を繰り入れをしていくような予算組みを考えていくのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員から質問がありました財政について、これからはどうなるんだと。それから、今までどおり使っていくというと、幾年後にはなくなるよというお話でございます。私もそのことは重々承知しております。

そんな中、先ほど議員がおっしゃいましたように、基本的なスタンスは歳入準拠であります。私としては、思い切った決断も必要だと考え、財政調整基金が一定額確保できる見込みであるため、懸案である南部第2学童保育所及びふるさと公園の用地買収費や施設の長寿化を図るための修繕的建設事業や、機械器具の更新費を計上したところ、また前年度と比較して公債費や特別会計への繰り出しが増加していることによるものでありまして、加えて防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の関係から、平成24年度実施事業であった新井緑地公園整備事業と、平成26年度予定しました防災広場整備事業が平成25年度に移行したことにより、増額となっているものであります。来年度以降につきましては、需用費などの庁費は創意工夫し、抑制的に取り扱うものとし、施設の維持補修、社会資本の長寿化は実施しなければならないし、またその年度により、どのような村民要望や行政需要になるかは、予測できないこともあります。私の考えでは、大型の社会教育施設の建設を控えているため、現時点では財政調整基金に積み立てるかわりに、特定目的基金である社会教育施設整備基金等に積み立てをしておるところであります。大型の社会教育施設の建設が終了するまでは、当初予算においては、ある程度は財政調整基金からの繰り入れはやむを得ないと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村長の考え、今お話いただきましたが、義務教育施設整備基金や社会教育施設の整備基金等に組み入れている分もあるから、今回は財調の繰り入れの額がふえたというか、以前よりふえているということですが、施設は、その整備する目的があって、その基金は使うものであって、ここに積み立てたから、将来に基金が残るわけではありません。実際やっばり、将来に残すことができるというのは財政調整基金しかないのではないかと私は思います。

財政を調整するためにこの基金はあるということですが、この過去10年間、村政を振り返っ

てみましても、箱物といわれるアリーナ、総合グラウンドの建設、庁舎、中学校の改築など、大型事業をかなり行ってまいりました。しかしながらも、財政調整基金の積み立ては確実に行き、平成14年の約13.5億円から、24年には22億と、約8億円以上もふやしてきているということでもあります。歳入に準拠した予算編成ができていたからではないかと私も思っているんですけども、投資が必要ということもありますが、本当にそういった部分で、これからの時代、先ほどの起債の償還もありますし、高齢化における税收減等も考えて、今のままで乗り切っていけると考えているのか、お答え願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 結論から申し上げまして、乗り切れると自信を持っております。それは、その基金も必要ですけども、今、議員がお話ししましたように、榛東村では1万4,700人余りの人口の中で、いろいろな施設が私は十分過ぎるほどあるというふうに認識しております。この施設が壊れないうちに、何とか財源確保したいということで、実質財源確保に今一生懸命に取り組んでおるところです。議員の皆さん方のご協力を得て、メガソーラー事業もその一つであります。

それから、今回、去年からしております経済対策、それから観光復興も、自主財源確保のための試金石であり、そしてそれを何とかやり遂げなきゃならないということで、今取り組まさせていただいておるわけでございます。何しろ基金があるから、それから補助金があるから、何があるからというよりは、やはり自分自身で働いたお金を自分自身で使うんだという心構えで、私はこれからも取り組んでまいりたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村長のお考えがわかりました。特に選挙で選ばれる政治家というのは、村長も私たち議員もそうですけれども、住民のニーズを吸い上げて政策に実現をしていく。すなわち歳出をふやすという方向と、もう一方で納税者の立場というところから、負担を合理的な範囲内に抑えるという、歳出を削減しなければいけないという2つの側面というか、相矛盾するものがあって、その中のジレンマというものもあると思っています。しかしながら、やはりゆだねられた権限や役割がありまして、村長におかれましては、予算編成の責任者であり、限られた財源の制約のもので予算要求を査定し、予算全体の枠の中で成果を実現する必要があると思いますので、今後もやはり将来にツケを残さないような、持続可能な財政運営をしていっていただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員のおっしゃる、全くそのとおりでございます。私も常日ごろ、少子化になった場合には、その人たちにこれからの負担が増になっては困るというようなことは、毎日考え

ているところがございます。議員が指摘するようなことを、随所の施策に対して真剣に取り組まさせていただきます、これからも真剣に取り組んでいきます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 新たな課題に応じていくためには、本当に今まで以上に踏み込んだ既存政策や事業の見直しや、また新たな、村長もおっしゃいますように必要な財源を確保していかなければならないと思います。今後の財政運営におかれましても、そういった部分もしっかりと行いながら、持続可能な財政運営を求めます。

次に、親子手帳について伺います。

日本の母子手帳は、1948年に発行され、日本独自で発展してきました。母子の健康に貢献する有意性が海外でも大変高く評価をされていることを私も伺っております。現在、妊娠がわかると届け出を行いまして、保健相談センターにて母子手帳をいただいております。たしか数年前より榛東村では、二、三種類から選べるようになってきていると思いますが、現状について、まず簡潔に、今の私の認識でよろしいのか、お答えください。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 母子健康手帳についてお答えをいたします。

今の議員のお話のように、母子健康手帳、妊娠の届け出あったときに保健センターでお渡しをするという状況でございます。

今、村で使っております手帳、ここに借りてきました。こういう形のを配っているということです。これもたしか議員も関係していたんじゃないかと思うのですが、同じメーカーなんですけども、絵が2種類あって、お母さんに見ていただいて、好きなものを使っていたらいい。どちらか好きなほうを使ってくださいということで使っていたらいいということだそうなんです。これにつきましては、東京法規出版の作成したものを購入をして、この下に、ここに「榛東村」というふうに字が入っているんですが、ここにこの榛東村と印刷をしてもらって納品をしてもらっていると、そういうことだそうなんです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 現在の母子手帳、榛東村で使っているの、今、課長のほうに見せていただきましたが、現在の母子手帳は、妊娠から子供が6歳ぐらいまでの記録が書けるのが主なものであります。また、現在の日本の育児環境は、年々変化してきており、核家族化、共働き世帯の増加、産後うつの問題等、新たな課題もたくさん今山積しております。

そのような中で、さまざまな課題を解決するために、全国の父母や医療機関関係者へのインタビュー、日本の先進的な母子手帳の研究などを通じて、開発した新母子手帳、ちょっと私ここでは親子手帳というか、親子健康手帳と呼ばせていただくんですけれども、そういったものがありまして、今の母子手帳プラス、その子供の医療歴をきちんと成人まで残せる健康カルテの機能がついていたり、今、さまざまな予防接種があるんですけれども、その接種のスケジュールがわかりやすく記録できるような形になっている、そういった内容が充実している手帳が出てきております。

2011年からこのような手帳がメーカーから提供されまして、2013年度には全国の計158の自治体で今採用され、年々増加しているそうであります。子育て応援の一環として、ぜひ本村でも採用していただきたいと思うんですが、そのあたり検討していただけないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今、南議員のおっしゃる手帳、それもたまたまございました。新母子健康手帳という手帳だと思います。これだと思うんですけど。ただ、今、南議員がおっしゃるような状況で、私もちょっと調べてみたんですが、これも一業者のつくっている健康手帳ということで、榛東村にも5つの業者ぐらいから毎年こういうものが送られてきて、これでどうだということで、保健相談センターのほうに届いておりました。それを検討させていただきまして、保健師が使いやすさ、わかりやすさなどを検討して、先ほどお見せしましたこの日本法規のものを、今現在使っているという状況でございます。どうもこの内容について、新たに付加して余分なものをつけるとか、そういうことではなくて、取りかえるということですから、金額的にも特別高いわけではないですし、それは可能だというふうに考えております。ただ、やっぱり、南議員のおっしゃるように、書けるところがたくさんあるとか、そういったところも、保健師の考えもあったり、また人によっていろんな考えがあるというふうに考えていただきたいと思います。車でいえば、同じ大きさの車なんだけれども、種類が違ふんだよというふうなとらえ方をすると、そこで一応、議員さんからこういう意見があったから、どうだという話はできますけれども、そこはやっぱり専門家の意見を聞いて、この先検討をしていきたいと思っております。

ただ、値段的にも本当に特別高いものではないですし、今確かに158市町村ですか、ふえているという状況もありまして、検討させていただきたいと思っております。ただ、現在、群馬県の中でこの新母子健康手帳、使っている自治体は1市町村ということだそうです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長のほうから説明いただきましたが、今、自治体独自でちょっと大き目の母子手帳をつくったり、親子健康手帳というものをつくったり、最近自治体独自でその辺を充実とい

いますか、させている動きがありますので、特にこの1人に1冊、一生の中で1冊交付されるものでありまして、お母さんのおなかの中から始まる成長の記録、出産、そして育児の記録であり、子供たちにとっては、記憶にないときからの自分の生の記録がこの手帳にはあると思いますので、ご両親の思いなどもつづられるものではないかと私は思っています。検討していただけるということでもありますので、ぜひともそういった部分、母子の方の意見を聞いていただくのもいいと思いますが、なるべくいいものを使っていただければと思います。村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、課長が話されましたように、本当にいろいろございまして、その中で使い勝手、それからその中の記入等によっていろいろ違ってくるというお話でございすけども、南議員が話されますように、一生の記録だということでもありますので、いろいろな方面から意見を聞いて検討させていただくということでございます。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それともう一件、群馬県の今の状況なんですけども、群馬県の医師会から、予防接種の予診票、母子健康手帳記入等の統一化の要望が出ているという話がございます。これは市町村によって、予診票の色や記載欄が違うところがあって、接種の有無の見誤りによる誤接種防止のための予防ということでございます。母子健康手帳もやはり、いろんなメーカーのが入っていますので、それで先生方から使いづらいというような話が出ているということでございます。これにつきましては、県のほうで母子健康手帳の内容等を検討する予定があるということで、今後検討委員会の結果をもとに、母子健康手帳の見直しも検討しなければならない状況も生じるかもしれません。一応、そんな状況がありますので、お話をしておきます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今、課長が新母子手帳って見せていただいたのは、自治体独自でつくれるページも含まれているということなので、もしその県のほうで、こういったものであれば、それも組み込むことができるんじゃないのかなって思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、ワクチンの接種に関して、今、子供たち、たくさんのワクチンを接種するというので、先ほど話にもありましたが、ワクチンの接種補助について伺っていきたく思います。

日本では定期接種ワクチンと任意接種のワクチンという2つのくくりの中でワクチンがあります。まずは自治体における任意接種ワクチンのロタウイルスのワクチンの接種補助について質問したいと思えます。

県内では東吾妻町でこのロタウイルスワクチンの一部補助を行っていると認識しておりますが、県

内のほかの状況がどうなっているのか、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 私のほうでロタのワクチンの実施を調べた、保健師にお願いをして調べていただいたんですが、その時点でロタの実施市町村は「なし」という返事をいただきました。東吾妻町が1町ですか、やっているとすれば、それだけだというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 私もちょうどきのう、その前ぐらいにホームページ、東吾妻町のしっかり確認してあるので、多分東吾妻町では実施していると思っています。

ロタウイルスのワクチンについては、県内では1町が行っているということではありますが、全国見ますと、さまざまな自治体で補助を行っている事例があります。このロタウイルスワクチンについて、まず村ではどのような見解を持っているのか、課長にお聞きします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） ロタのワクチンにつきましては、昨年の3月に発表された厚生労働省予防接種部会での話の中でも、予防接種ワクチンの定期化分類の中に、ロタにつきましては、厚生労働省でも今後検討するとのことございまして、今の時点では厚生労働省の対応、それから県内の自治体の実施状況等によって、検討させていただきたいと、そういう考えでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 検討させていただきたいということですが、子育て世代の親御さんからは、このロタウイルスは生後2カ月、かなり早い時期に接種するもの。本当にちっちゃい、生まれたばかりの子供たちに予防するものなんでありますけども、榛東村は補助ないのですかねといったような声を私自身も聞かれることがありました。実際1回が1万円以上という、ちょっと高額なワクチン費用になっておりまして、やはりその辺で、1回だけではなくて2回とか、打たなければいけないというような中でありますので、ぜひとも村でも実施していただきたいと思うんですけれども、村長、どのような考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今議論になっておりますロタウイルスの内容については、今までの話の中で確認をさせていただきました。任意予防接種の補助実施につきましては、3月定例会でもお話ししましたように、子育て環境等の充実から考えると、これはもう必要な経費はすべて補助を実施するこ

とができれば、これは一番理想だというふうに私も思っています。

しかし、県下ではまだ実施している状況もなく、また村の財政事情等から考えたときに、選択を必要とすることも、そういったことも勘案していることもご理解をお願いしたいと、こんなふうに思っています。そして、このような状況から、このワクチンの公費補助も、国、県下市町村の同行を見守りながら、また研究をさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 任意接種ワクチンに関しましては、ロタウイルス以外にも、以前より要望させていただいていますおたふく風邪だったり、水ぼうそうだったり、そういった部分もございます。確かにお金がかかっていく、費用がかかっていくものでありますが、なかなかそのワクチンを予防することで、本当に医療費の抑制につながるような形が見えればいいんですけど、それは実際、その福祉医療費の関係からも、なかなかそこが見えづらいというか、これにかかった費用というか、レセプトの部分でも、仕分けするのが難しいような話も聞きましたので、なかなかそういった効果というものが見えないので、難しいのかなとは思いますが、今後も村のほうで、子育て、また子供のことを考えて、検討をしていただければと思います。

また、ワクチンの接種に関しまして、情報提供に関しまして、ことしの6月の子宮頸がんの予防ワクチンの積極的な接種奨励の一時差し控えにつきましても、素早く今回ホームページに情報提供いただきまして、またリーフレットの配布等も対応していただきました。引き続きこういった情報提供を迅速に行っていただけますと、本当に保護者の皆様が助かると思いますので、引き続きお願いいたします。

続いて、子宮頸がん検診のHPV検査の導入について伺います。

厚生労働省は、子宮頸がんの原因ウイルスに感染しているかを調べるHPV検査を、今年度より試験的に始めるということであり、約200程度の市町村に費用を全額助成し、効果を検証するというものであり、現在行っている細胞診より異状を見つけやすいとされ、細胞診とあわせて実施することで見落としを減らし、次の検診までの間隔を延ばせるなどの検診費用の削減なども期待されているようであります。

そこで、試験的に全国で200程度の市町村で全額助成で行うということですが、本村や県内での実施の予定はないのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） その件につきまして調べさせていただきました。

子宮頸がんの原因の一つとしてのHPV、ヒトパピローマウイルスということだそうですが、この感染が大きく関連するということがございます。先ほど議員がおっしゃいました、厚生労働省で、

実施に当たっての検証ということで、平成25年度に200市町村ということで、今まさにこれから始まるというか、ちょうどその時期だと思います。ただ、群馬県で確認をさせていただいたところ、市町村で、群馬県下では館林市と邑楽町が事業を希望しまして、国のほうに申請を上げたという話でございますが、国との補助要件が合わないために、平成25年度の補助事業は採択をされなかったという話でございます。この内容につきましては、先ほど南議員がおっしゃいましたHPVを検査したことによって、一般の子宮頸がんのほうの検査の回数というんですか。検査年度の間隔があげられるというような話でしたが、厚生労働省は当然、そういうような形での、何か3年とかいう期間をあげるというような形での補助事業の実施を予定をしていると。館林、邑楽につきましては、HPVを検査をしても、なお本人の希望があれば、毎年検査を実施したいという話であったために、国との要件が合わないの、それではだめだということで、今回実施ができなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 厚労省のほうも試験的ということもあって、試験をしてみて効果なりその結果を受けとめてどうするかという部分だと思うんですけども、本村も予定がないというようなところでありますが、厚生労働省の今回の全額助成の試験的な実施とは別に、一部の自治体では、既にこのHPV検査を導入し、細胞診と併用しているところがあります。仮に村の集団健診等で、今健康づくり財団に依頼していると思うんですけども、そこでHPV検査と細胞診を併用しても、実施することが可能なか。それはお願いすればやっただけのものなのか。そのあたり教えてください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） その件、私が確認した時点では、村の集団健診で、現在の子宮頸がんの細胞診ですかね——の検査での検体の採取がされるわけですけども、その検体を使ってのHPVの検査が可能だという話でございます。ですから、細胞診、それからHPVを別々に受けるという形ではなくても、検査の検体の検査目的としてのやり方の差で実施ができるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今、課長のほうから説明をいただきました。早期発見や早期治療に結びつけるためには、やはりこの検診をすることが非常に大切だと考えます。そういった中で、このHPV検査は、検査の精度を高め、それぞれの検査結果によって、次の検診の時期の見通しも立てることがで

きるような話も聞いております。榛東村の場合は、今毎年受けられるようにしていただいているんですけども、HPV検査を導入することで、例えば細胞診とHPV検査が両方陰性、陰性だった場合は3年間間隔があげられるとか、その人の検査の結果によって、次に受ける検診の見通しが立つんじゃないかなと思っているわけではありますが、検診費も、今ワンコインとかで、村としても助成をして行ったださっているんですけども、そういったところで、多少検診の費用を抑える効果もあり、さらに検診される側も、特にもう一個検査をされる。先ほど課長の話だと、プラスで検査をすわけではないという話でありましたので、何とか村のほうでも導入を考えていただければと思うんですけども、村長はいかがでしょう。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 難しい問題で、検診の内容等もちょっと把握していないんで、本当に申しわけないんですけど、ただ、厚生労働省のがん検診のあり方に検討中間報告書というのによりますと、今、南議員がおっしゃいますように、細胞診単独検査よりも感染度が高いとの報告があり、子宮頸がんの死亡率減少や浸潤がんの罹患減少効果が図れております。それで、細胞診単独検査よりも勝っているということがわかっておるそうです。検診間隔の延長が可能となることが期待されております。

ただ、現在のところ、日本において、これらのメリットの大きさを判断する十分な根拠がなく、また、特異度の低下や過剰診断といった不利益の増大にも配慮する必要がある。このような状況を踏まえて、日本においては、HPV検査を用いた方法を細胞診単独法と比較した際の効果及び不利益の程度や、不利益を最小限化するための実施方法、自治体における円滑な実施体制を早急に検討する必要があります。そのためにHPV検査等の治験を確実に収集可能な体制を整えた上で、市町村において調査研究を実施して検証し、検診間隔を含む最適な実施方法を検討することが必要であると提言されております。今後この検証結果によって、何らかの指針が示されるものと思っておりますので、村としては、これらを踏まえた中でまた判断をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 国の厚労省の今試験的にやっている事業等の結果もありますけれども、ぜひそれも踏まえて検討していただければと思います。

最後に、ICT、情報通信技術の活用について伺っていきたいと思います。

現在、行政もさまざまな場面でICTの導入、活用を行っているところでありますが、そのようななか、村民から公共施設の予約に関して、特にアリーナやグラウンドだったり、そういった部分、利便性を図るために、公共施設のインターネット予約システムを導入していただけないかといったような声が上がっております。現状の予約の仕方は、例えば社会体育施設管理事務所に行きまして、5時15分ですかね。夜じゃない時間帯に行って予約を行うといった方法でやっているかと思いますが、な

かなか仕事を日中している方がわざわざ行って予約を行うというのは、非常に不便であるというようなことをお聞きしております。

また、以前よりそういった方法の中で、予約のダブリもあって、ちょっと村民というか使う団体同士が、ちょっとそういったことで嫌な思いをしたというような話もちょっと伺っています。

そこでお聞きしたいんですけれども、この予約システムに関しまして、今まで導入の検討等を行ったことがあるのか。また、導入するにはどのくらいの予算がかかるのか。わかる範囲で構いませんので、お答えください。

○議長（高橋 正君） 清水生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

このシステムについては、利用者のほうから話があるんですけども、実態として検討は今までなかったということです。

今の現状ですけれども、まず3カ月ごとに利用調整会議というものを開催しまして、村の体協とかスポーツ教室、専門部、スポーツ少年団、部活等を優先利用して調整を図った後に、一般予約を開始して、村内者は使用日の3カ月前から7日まで、村外者は2カ月前から7日までの電話及び施設管理所事務で直接予約をしております。そして、その後の使用申請とか承認、本申請の流れとなっていると。予約受付時間は、先ほど言いましたとおり、8時半から5時15分まで平日。土日祭日は8時半から4時45分ということにさせていただきたいと思えます。

今、現状ですけど、使用の管理はペーパーで管理されており、一応予約については主担当が最終チェックをして、重複予約はないよう確認をしておりますが、若干、委員の言うように、そういう事態があるということは認識しております。

ほかの南部コミセン、中央公民館についても、ペーパーということで、2カ月前から7日前までの予約ということで実施されております。

それから、予約システムの導入に要する費用なんですけども、導入については、概算で、これはインターネット予約も含めての話なんですけど、一応195万円ぐらいかかると。その後のシステムの維持費で33万円ぐらいかかると。計228万円程度かかるということになっております。

そして、近隣市町村の動向を見ますと、前橋市、高崎市さんは、独自でこのシステムを運用し、インターネットでの予約をしているんですけども、その際には、IDとかパスワードとか、施設の整備、それからパソコン内の環境整備、そういうものも必要になってきますので、前橋市さんはやっていると。ただ、渋川市さんについては、群馬県の電子受付申請というのがあるんですけど、それを活用しているんですが、やっぱり同様に、IDとかパソコン環境の整備とか必要になってきますので、渋川市さんについては、予約状況を見るという状況になっております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長のほうから近隣の状況、またシステムの導入費用等のお話をいただきました。初期費用が195万円で、その後は33万円ずつかかるという中で、もし予約システムを導入することで、職員のほうの管理がしやすくなったり、これが人件費の削減に管理事務所等の、つながるものであれば、導入検討していただければと思うんですが、そこはどういう使い方というか、その辺はぜひ検討していただきたいということと、システムの導入がまた難しければ、せめてホームページ等で空き状況の確認だけでもできれば、またこれはありがたいのではないかと考えておりますが、導入とそういった予約に関して、先ほどダブリがあるとか、あと5時15分までしかできない電話だったり、予約を6時まで延長してもらえるのかとか、予約に関しまして、一応村のほうで検討していただけないかと思うんですけれども、村長はいかがでしょう。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

先ほど課長が話されましたように、村のいろいろの施設は、元来村民が主体ということでつくらせていただいております。そんな観点から、やはりきめ細かな村民の使用状況を、手作業というか、申し込みというか、そういうもので今までやってきたわけですけども、これを導入しますと、非常にトラブルというような懸念がございます。それと同時に、もう少し、去年度から立ち上げました事務所を有効活用するがために、今の体制でもう少しやらせていただきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 利用されたり、予約される村民の手続がスムーズにできれば、一番それがいいと思いますので、せめて予約システムが難しいのであれば、その中の体制をいま一度見直していただくなり、村民の利便性を図っていただくように、今後も検討していただくよう求めます。

最後に、学校でのICTの活用について伺います。

政府は、2019年度までにすべての児童・生徒に情報端末を配備する計画を今打ち出しているようがあります。本村でも、小・中学校にパソコンが配備され、教室のほうにも1台配備されているようがあります。授業でも、それらを活用した取り組みも行われているというようなことではありますが、現場やその教員が、それらの使い方やスキルを身につけなければ、子供たちに使用することも難しいのかなと考えておりますし、そういった体制の整備が必要でないかと思っております。

そこで、本村の小・中学校におきまして、この学校のICTに関して、知識を持ったり指導できるような支援員ですね。独自で自治体で採用している場合もあるんですけど、そういった部分を指導で

きる職員の配置がされているのか、現状をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 村内の状況でございますけども、北小学校については、パソコンの導入会社が違うという部分はあるんですけども、あるソフトを入れることによって、そこに一緒にパソコンの支援員も入ってくると。専門家がついてくるという状況で、月に2回程度、教員の補助、それから授業の補助、それから情報モラルの学習プログラムの提示等をやっております。南小については、やっぱり導入会社が違うということで、支援員は入ってございません。それから、中学校については、技術科の職員と教員とが非常にたけているので、その必要はないのかなど。全体的に見て、今ですから、教職員の個人差はありますけども、非常に情報機器、ICTについては教職員が非常に勉強をしていて、以前ほど指導できないという先生は少なくなっている状況ですけども、特に南小については、やはりそうはいっても、支援員がいたほうがいいかなど、学校と相談をしながら、必要であれば来年度予算化しなければならないと、そのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 北小には、ソフトの関係ですけれども、支援員の方がいらっしゃって、今、南小のほうにはいないということで、教育長のほうからも、来年度の部分で考えていくというお話がありましたが、ぜひ私も両方、全部の小・中学校、そういった部分は均等に支援員の配置等を行って、同じような体制で学習ができるような環境にしていただければと思います。

また、ICTの導入がどんどん進んでいく中で、未来の教室というものは、本当にどのようなようになっていくのかなどということで、想像も膨らんでいるところでありますが、本村でもほかにおくれることなく、やはりそういったICTの活用に伴う情報だったり、スキルだったり、情報モラルについても今後考えていっていただきたいと思います。

また、幼稚園へは、今特にそういった導入がされていないということでありますが、1つの村の幼児教育の特色にこういった部分を導入することで、またなるのではないかと考えておりますが、そういったことを考えていただけないか。最後に教育長と村長に考えをお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 恐らく情報化がこれだけ急速に進んでいるということは、小さい子供から指導すると、いろんなリテラシーの問題であるとかクリアできるので、検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、教育長が話されたとおりでございます。ただ、やはり議員も一番初めの質問で心配されておりますように、財政負担を後々に残すんじゃないよというようなお話もございます。そういった点も加味しながら検討させていただきます。

○議長（高橋 正君） 以上で7番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして通告のあった5名の議員の一般質問を終了いたします。



◎日程第4 議案第66号 工事請負契約について

○議長（高橋 正君） 日程第4 議案第66号 工事請負契約についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 議案第66号 工事請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

工事請負を締結したいので、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格5,000万円以上の工事のため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成25年度榛東村立南小学校プール整備工事。契約金額1億3,230万円。うち取り引きに係る消費税及び地方消費税額630万円。契約の相手、住所、高崎市栄町27番15号、商号等、冬木工業株式会社、代表者、代表取締役、大竹良明。

以上です。ご審議の上ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成。賛成12人。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時まで休憩といたします。

午後2時52分休憩

午後3時00分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◎日程第5 認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 冒頭でもご報告いたしましたが、地方自治法第121条の規定により、岩崎代表監査委員の出席を求め、ここに出席をいただいております。

お諮りします。

日程第5、認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明、監査報告までとし、質疑、採決は12日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第5、認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明、監査報告までといたします。

日程第5、認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田会計課長。

[会計課長 岩田健一君発言]

○会計課長（岩田健一君） 認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定についてご説明いたします。

決算書の5ページです。

平成24年度榛東村会計別決算総括表をごらんください。会計名称欄の一般会計についてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。予算額5億1,337万5,000円に対し決算額49億711万1,992円、予算額に対する決算額の比較増減1億626万3,080円の減、予算額に対する決算額の比率97.88%。

歳出につきましては、予算額50億1,337万5,000円に対し決算額46億4,312万8,848円、予算額に対する決算額の比較増減3億7,024万6,152円の減、予算額に対する決算額の比率92.61%、歳入歳出差引額2億6,398万3,144円でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調べでございます。1、歳入総額49億711万1,992円、2、歳出総額46億4,312万8,848円、3、歳入歳出差引額2億6,398万3,144円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中、(2)繰越明許費繰越額5,481万円、5、実質収支額2億917万3,144円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

平成24年度一般会計歳入歳出決算書の歳入でございますが、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

初めに、歳入でございます。1 款村税、調定額15億5,646万3,049円、収入済額13億8,014万6,893円、不納欠損額588万1,371円、収入未済額1億7,043万4,785円、比較672万8,893円。1 項村民税、調定額7億1,041万3,594円、収入済額6億4,957万9,922円、不納欠損額163万2,455円、収入未済額5,920万1,217円、比較153万2,922円。2 項固定資産税、調定額7億4,721万7,029円、収入済額6億3,432万4,179円、不納欠損額414万4,701円、収入未済額1億874万8,149円、比較333万8,179円。3 項軽自動車税、調定額3,745万7,862円、収入済額3,486万8,228円、不納欠損額10万4,215円、収入未済額248万5,419円、比較48万3,228円。4 項村たばこ税、調定額6,137万4,564円、収入済額、同額、比較137万4,564円。

2 款地方譲与税、調定額8,325万2,114円、収入済額、同額、比較174万7,886円の減。1 項地方揮発油譲与税、調定額2,475万9,000円、収入済額、同額、比較24万1,000円の減。2 項自動車重量譲与税、調定額5,849万3,000円、収入済額、同額、比較150万7,000円の減。3 項地方道路譲与税、調定額110円、収入済額、比較ともに同額。

3 款利子割交付金、調定額334万円、収入済額、同額、比較14万円。1 項利子割交付金同額。

4 款配当割交付金、調定額291万8,000円、収入済額、同額、比較27万8,000円。1 項配当割交付金同額。

5 款株式等譲渡所得割交付金、調定額91万円、収入済額、同額、比較16万円。1 項株式等譲渡所得割交付金、同額。

6 款地方消費税交付金、調定額1億1,848万1,000円、収入済額、同額、比較151万9,000円の減。1 項地方消費税交付金、同額。

7 款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,310万1,900円、収入済額、同額、比較95万1,900円。1 項ゴ

ルフ場利用税交付金、同額。

8款自動車取得税交付金、調定額2,660万7,000円、収入済額、同額、比較260万7,000円でございます。1項自動車取得税交付金、同額。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額6,388万1,000円、収入済額、同額。比較988万1,000円。1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額。

10款地方特例交付金、調定額1,106万8,000円、収入済額、同額。比較1万6,000円の減。1項地方特例交付金、同額。

11款地方交付税、調定額14億1,136万3,000円、収入済額、同額、比較3,281万円、1項地方交付税、同額。

12款交通安全対策特別交付金、調定額237万7,000円、収入済額、同額、比較22万3,000円の減。1項交通安全対策特別交付金、同額。

13款分担金及び負担金、調定額1億16万2,775円、収入済額8,932万4,288円、収入未済額1,083万8,487円、比較213万288円。1項負担金、調定額1億10万2,775円、収入済額8,926万4,288円、収入未済額1,083万8,487円、比較207万288円。2項分担金、調定額6万円、収入済額、同額、比較6万円。

14款使用料及び手数料、調定額4,285万4,082円、収入済額3,458万3,799円、収入未済額827万283円、比較95万8,201円の減。1項使用料、調定額3,453万1,628円、収入済額2,626万1,345円、収入未済額827万283円、比較121万円1,655円の減。2項手数料、調定額832万2,454円、収入済額、同額、比較25万6,454円。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

15款国庫支出金、調定額5億762万6,861円、収入済額、同額、比較1億374万2,139円の減。1項国庫負担金、調定額3億3,330万9,482円、収入済額、同額、比較586万7,518円の減。2項国庫補助金、調定額1億7,018万2,723円、収入済額、同額、比較9,702万5,277円の減。3項国庫委託金、調定額413万4,656円、収入済額、同額、比較84万9,344円の減。

16款県支出金、調定額4億288万1,118円、収入済額、同額、比較5,215万9,882円の減。1項県負担金、調定額1億7,994万4,942円、収入済額、同額、比較150万58円の減。2項県補助金、調定額1億9,459万9,740円、収入済額、同額、比較5,195万260円の減。3項県委託金、調定額2,833万6,436円、収入済額、同額、比較129万436円。

17款財産収入、調定額8,219万4,788円、収入済額6,790万5,179円、不納欠損額24万2,500円、収入未済額1,404万7,109円、比較480万6,179円。1項財産運用収入、調定額7,311万6,052円、収入済額5,882万6,443円、不納欠損額24万2,500円、収入未済額1,404万7,109円、比較480万7,443円。2項財産売却収入、調定額907万8,736円、収入済額、同額、比較1,260円の減。

18款寄附金、調定額131万5,000円、収入済額、同額、比較1万5,000円。1項寄附金、同額。

19款繰入金、調定額1億4,557万9,535円、収入済額、同額、比較546万1,465円の減。1項特別会計

繰入金、調定額4,305円、収入済額、同額、比較695円の減。2項基金繰入金、調定額1億4,557万5,230円、収入済額、同額、比較546万770円の減。

20款繰越金、調定額2億2,880万4,599円、収入済額、同額、比較599円。1項繰越金、同額。

21款諸収入、調定額3,542万5,682円、収入済額3,534万3,706円、収入未済額8万1,976円、比較84万4,294円の減。1項延滞金加算金及び過料、調定額665万1,500円、収入済額656万9,524円、収入未済額8万1,976円、比較43万524円。2項村預金利子、調定額1万7,425円、収入済額、同額、比較1万2,575円の減。3項貸付金元利収入、調定額80万円、収入済額、同額。4項雑入、調定額2,795万6,757円、収入済額、同額、比較126万2,243円の減。

22款村債、調定額2億7,630万2,000円、収入済額、同額、比較10万円の減。1項村債、同額。

歳入合計、予算額50億1,337万5,000円に対し調定額51億1,690万8,503円、収入済額49億711万1,992円、不納欠損額612万3,871円、収入未済額2億367万2,640円、比較1億626万3,008円の減でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

平成24年度一般会計歳入歳出決算書の歳出でございます。支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、歳入と同様に、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、比較と略させていただきます。

1款議会費、支出済額8,818万5,287円、不用額85万713円、比較、同額。1項議会費、同額。2款総務費、支出済額7億5,354万3,826円、翌年度繰越額5,464万7,000円、不用額2,397万5,174円、比較7,862万2,174円。1項総務管理費、支出済額6億3,645万8,701円、翌年度繰越額5,464万7,000円、不用額1,909万3,299円、比較7,374万299円。2項徴税费、支出済額8,344万2,592円、不用額397万6,408円、比較、同額。3項戸籍住民基本台帳費、支出済額2,559万4,556円、不用額29万3,444円、比較、同額。4項選挙費、支出済額717万2,162円、不用額46万3,838円、比較、同額。5項統計調査費、支出済額43万4,215円、不用額14万2,784円、比較、同額。6項監査委員費、支出済額44万1,600円、不用額5,400円、比較、同額。

3款民生費、支出済額15億8,203万7,006円、不用額5,195万6,994円、比較、同額。1項社会福祉費、支出済額9億4,529万879円、不用額4,112万7,121円、比較、同額。2項児童福祉費、支出済額6億3,655万2,725円、不用額1,019万275円、比較、同額。3項災害救助費、支出済額19万3,402円、不用額63万9,598円、比較、同額。

4款衛生費、支出済額2億9,508万4,942円、不用額732万7,058円、比較、同額。1項保健衛生費、支出済額1億6,515万6,137円、不用額730万8,863円、比較、同額。2項清掃費、支出済額1億2,992万8,805円、不用額4万8,195円、比較、同額。

5款労働費、支出済額377万4,000円、不用額40万1,000円、比較、同額。1項労働諸費、同額。

6款農林水産業費、支出済額3億4,278万9,940円、翌年度繰越額5,746万9,000円、不用額1,788万4,060円、比較7,535万3,060円。1項農業費、支出済額3億3,017万8,308円、翌年度繰越額5,746万9,000円、不用額1,661万6,692円、比較7,408万5,692円。2項林業費、支出済額1,261万1,632円、不用額126万7,368円、比較、同額。

7款商工費、支出済額1,378万1,914円、不用額58万1,086円、比較、同額。1項商工費、同額。

8款土木費、支出済額3億2,214万6,008円、翌年度繰越額7,516万8,000円、不用額4,673万4,992円、比較1億2,190万2,992円。1項土木管理費、支出済額977万3,034円、不用額14万8,966円、比較、同額。2項道路橋りょう費、支出済額1億7,997万553円、翌年度繰越額7,516万8,000円、不用額2,324万3,447円、比較9,841万1,447円。3項河川費、支出済額63万3,000円、不用額37万8,000円、比較、同額。4項住宅費、支出済額870万1,382円、不用額29万6,618円、比較、同額。5項都市計画費、支出済額1億2,306万8,039円、不用額2,266万7,961円、比較、同額。

9款消防費、支出済額2億5,669万1,633円、不用額187万4,367円、比較、同額。1項消防費、同額。

10款教育費、支出済額7億2,488万4,512円、不用額2,600万4,488円、比較、同額。1項教育総務費、支出済額1億5,809万6,734円、不用額293万5,265円、比較、同額。2項小学校費、支出済額9,093万1,159円、不用額538万1,841円、比較、同額。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

3項中学校費、支出済額1億3,608万3,031円、不用額548万969円、比較、同額。4項幼稚園費、支出済額8,482万7,089円、不用額311万7,911円、比較、同額。5項社会教育費、支出済額1億2,175万5,715円、不用額442万9,285円、比較、同額。6項保健体育費、支出済額1億3,319万784円、不用額465万9,216円、比較、同額。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額。1項農林水産業施設災害復旧費、不用額2,000円、比較、同額。2項公共土木施設災害復旧費、不用額1,000円、比較、同額。

12款公債費、支出済額2億5,976万4,094円、不用額30万4,906円、比較、同額。1項公債費、同額。

13款諸支出金費、支出済額44万5,686円、不用額1,314円、比較、同額。1項普通財産取得費、不用額1,000円、比較、同額。2項土地開発基金費、支出済額44万5,686円、不用額314円、比較、同額。

14款予備費、不用額503万3,000円、比較、同額。1項予備費、同額。

歳出合計、予算額50億1,337万5,000円に対し、支出済額46億4,312万8,848円、翌年度繰越額1億8,728万4,000円、不用額1億8,296万2,152円、比較3億7,024万6,152円でございます。

なお、18ページから219ページまでが歳入歳出決算の事項別の明細書でございます。なお、220ページから224ページまでが財産に関する調書、それから、225ページは地方債に関する内容が記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、甚だ雑駁ではございますが、平成24年度一般会計の決算の説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 平成24年度決算について、審査意見を申し述べます。

審査の対象は、地方自治法の規定によって、村長から提出されました平成24年度榛東村一般会計の決算ほか9特別会計について、本年の7月16日から8月2日まで、8日間実施いたしました。

関係職員から直接説明を聞いたり、あるいは必要な聞き取り調査を行って審査を行いました。その結果、適正に処理するというところでございます。現金及び有価証券等については、例月現金出納検査また定期監査において確認をしております。

審査の結果については、計数その他帳証を照合した結果、誤りがございませんでした。

予算の執行及び関連する事務については、適正に行われているものと認められました。

次に、6ページをお願いします。

決算の概要でございますけれども、前年に比べて歳入歳出ともに減少しております。

決算収支については、実質収支で3億4,100万の黒字ということで、形式、実質収支ともに黒字でございました。数字はこの表を確認いただければと思います。

それから、予算の執行状況について申し上げたいと思います。

予算額に対して収入率が98.53%、収入未済額で8億1,500万。前年度に比べて2,500万増加しております。不納欠損は1,000万、前年が3,800万ですから、大分減少しています。

歳出の決算については、予算額に対して92.53%の執行率ということで、不用額は3億3,700万でございました。

明細は下の表のとおりでございます。

一般会計について申し上げます。

決算収支は、歳入歳出ともに、前年に比べて歳入で9億、歳出で9億3,500万減少ということでございます。

収入率は97.88%。収入未済額が2億300万。それから不納欠損で600万ということで、不納欠損は大分減ったんですけども、1,400万ですね。収入未済額は140万ほど増加しております。

款別の歳入の状況は、以下の表のとおりでございます。

次に、この中で、村税について申し上げたいと思います。

前年に比べまして、4,000万ほど増加しております。特に収納率は88.67%ということで、1.20ポイント上昇しております。これは、この数年来ずっと下がってきたんですけども、5年ぶりに上昇に転じたということと、収入未済額も減少しております。これは評価できるんですけども、やはり税負担の公平性ということから、収納率の向上に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、納付者が納付しやすい環境といたしますか、今でも日曜納税窓口というのもやっておるようで

すけども、さらに、例えばコンビニ収納とか、こういった施設を、ここで利用いただきたいと。この辺はもう吉岡でも渋川でも、みんなその辺は処理できておりますので、なるべく早くやっていただきたいなというふうに思います。

5年ぶりに収納率が上がったと申しましたけれども、平成19年度は91.5%収納率がありました。それから9.18、88・幾つと、だんだん下がってきて、去年が87.47で、ここへ来て1.2上がりましたので、これからどんどん上がっていくと思います。ぜひ推進をお願いをしたいというふうに思います。

それから、国庫支出金が大幅に減少しておりますけれども、これは6億3,500万減少しておりますけれども、これは子ども手当とか中学校、それから防災無線の完了というふうなことで減少したものでございます。

繰入金金の減少については、基金繰入金金、中学校校舎が完了しましたので減少したということでございます。村債は前年に比べて4,000万減少しております。

それから、歳入の過大、過小といいますか、予算に対して500万以上の差があるもの、6件ですね。審査をいたしました。額が年末にならないと確定しないとか、いろいろございまして、補正は極めて困難である案件ばかりだということで、適切な予算管理はできているというふうに思われました。

それから、収入未済についてですが、2億300万ということで、前年に比べて147万ですか、増加しておりますけれども、これの滞納整理の実施状況について審査を実施いたしました。大変回数訪問したり、適切な滞納整理が行われているということが確認できました。

ただ、この収入未済の表を見ていただくとわかるんですけども、村民税は未済額がことはようやく減ったんですけども、固定資産税は逆にふえております。それから、収入未済が2億300万ということなんですけども、そのうちの半分以上、1億800万が固定資産税というところですので、この辺に注力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、歳出については、最終予算に対して92.61%の執行率ということで、昨年に比べて3.28%の執行率の減ということになっております。

款別の歳出決算状況は表のとおりで、主なものを申したいと思いますが、総務については、防災行政無線デジタル化の完了ということで、大幅に減少しております。民生費は、総体の額自体は多くないんですけども、実は中身は非常に問題がありまして、社会福祉費は6,800万ほど増加。児童保育費が減ったのは、子ども手当、それから学童保育の改築と駐車場整備が完了したことで減少したものでありますので、民生費は単純な400万の減というふうなことではございません。

それから、土木費。18ページですね。土木費の執行率が72.55%ということで低いんですが、翌年度へ7,500万繰り越したことで、不用額は4,600万ということでございます。

教育費については、大幅に減少していますが、これは北小の工事、それから中学校の工事、これがともに完了したことで大幅な減ということでございます。

それから、高額の不用額については、全部で1億8,200万ございました。事務事業の節単位で100万

円以上について26件ございまして、これについて審査をいたしました。この結果、予算管理は適正に行われているというふうに思われました。

それから、投資的事業と、それから消費的事業については、ここに13件ですね。抽出して審査をいたしましたけれども、いずれも適正に執行されているというふうに感じられました。

それから、交際費については、適切に管理執行されていると認められました。なお、この表の上の交際費の、ちょっと字が間違えて、交差費になっていますけども、これはちょっと読みかえていただければと思います。

続いて、53ページに移っていただけますか。よろしいですかね。

村債の状況については、この表のとおりでございまして、昨年に比べて8,300万増加しております。一般会計と、それから特別会計合わせて74億5,600万の村債の減となりました。これとは少し違うんですが、このほかに水道が実はございまして、企業債ですけれども、これも当然役場の借金です。これが4億6,900万ございまして、合わせると79億2,500万ということになって、当初は6ページの合計の総計決算の歳入を見ていただけると、81億3,300万という数字が出ておるかと思うんですけども、それに近い借金が重なっているということでございます。

次の財政状況、これは普通会計ベースということでありまして、これは財政の全国で統一基準を設けることで、当村では一般会計と住宅特会、それから給食特会を加えた3会計の合計が普通会計というふうになっております。本年度の実質収支は2億900万円の黒字ということになっております。

それから、歳入の構成については、自主財源が先年度よりか1.26ポイント増加しております。自主財源はこの表の下に説明してありますけれども、要するに自主財源でございます。でも、ちょっと上がったとはいっても、例えば22年度の方は49.09でございます。自主財源が多いほど事業がその他でできるということですので、ぜひ自主財源を上げていただくようお願いをします。

歳出の構成を見ますと、義務的経費、投資的経費、その他とありますけれども、この中で、義務的経費の構成比を見ていただければと思います。22年度が32.96、23年度が33.13、24年度は39.61ということで、義務的経費の比率が上がっております。当然義務的経費の比率が上がれば、投資的経費とかその他の経費は押し下げられるわけですので、ぜひ義務的経費の抑えるようなご努力をお願いをしたいと思います。

次に、主要財政指数でございますけれども、ここに財政力、それから経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費負担比率、こういう4つございます。この3番目はともかくも、この3つですね。これが財政力が100になるほどいいということですから、だんだん下がってきて、それから経常収支比率は町村では75%が妥当だというふうなデータがございます。それに比べると、どんどん数字が悪くなっている。公債費比率もそうです。実質公債費比率もそうです。

この財政力と実質公債費比率は、これは一遍でよくなるものではありません。3カ年平均ですから、

この22年度の例えば実質公債費比率の5.5というのは、今度は該当にならない。5.9と6足して来年の分足すわけですから、もっとこれは上がるということですよ。ぜひ一遍でこの辺はよくなるものでありませんので、注意をしておいていただきたいと思います。

それから、財産の概要が58ページにもございますけれども、今回は行政財産が大幅に減少しておりますけれども、これは中学校の校舎と、それから村営住宅を取り壊したということでございます。

それから、有価証券、それから出資金、出捐金については、前年と同様で動きがございませんでした。

物品については、車両の入れかえ等で2台の増。その他は変更がございませんでした。

次に、基金の状況について申し述べたいと思います。

今までよりも基金が2つふえたんですね。社会教育施設整備基金、それからこれが読みづらいんですよね。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、一遍じゃどうも読めないんですけれども——というのは、基金が2つふえて13ということで、明細は以上でございます。

なお、農業用水維持管理のうちの2億円については、エネルギー特会のほうへまた運用しているということでございます。

おしまいになりますけれども、一般会計と特会を合わせて、実質収支は3億4,100万円の黒字。一般会計で実質収支が2億900万、それから特会で実質収支が1億3,200万ということでございます。

歳入で特に気になるのは、歳入決算額の28.1%。村税についてでございます。5年ぶりに88.67ということで収納率がプラスに転じたことは、非常によしいんですけれども、でもなおかつまだ児童保育資金とか、学童保育費、住宅使用料、特会の国民健康保険、介護保険等で収入未済額が増加しております。負担の公平性ということからも、さらなる収納対策といえますか、収納率を上げていただいて、収入未済額の減少及び収納率の数値目標をつけて、例えば上野村並みに100%というようなことは申しませんが、例えば隣の吉岡町なんか92.何%というようなことだそうですので、吉岡とは特に環境がそんなに違うわけではないと思いますので、ぜひライバルとして見て、数値目標を設定して取り組まれたらどうかなというふうに思います。

不納欠損は、一般会計で600万、特会で400万ということですが、欠損処理自体は非常に適正に行われていると認められましたですが、さらに徹底した調査、それから厳正な対処を望んでおります。

歳出については、今後も扶助費及び公債費は増額が見込まれることですので、限られた財源を効率的、効果的に活用をしていただきたいというふうに思います。

また、不用額については、総計で3億3,100万円ございました。制度の高い予算編成と、それから計画的な予算執行で財源の有効活用に努められたいというふうに思います。

普通会計で、先ほど申しました財政指数が財政力指標、それから経常収支比率、それから実質公債費比率ということは、みんな、4条件ですかね、悪化しております。これは財政が硬直化が進行して

いるということだと思います。自由に使える資金が少なくなるわけですから、なかなかこの悪化をとめて、なるべく自主財源の確保をお願いをしたいというふうに思います。

悪化をしているということは言われますけれども、本村の財政指数は、歳入歳出ともに適正な運営がされていると。健全な状況が保たれているといえると思います。収納率の向上と収入未済額の解消ということで、自主財源の確保をしていただいて、事務事業は重点的な扱いをやることによって、行政ニーズ、あるいは効果的に、あるいは効率的に行政運営に努められるように要望するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

質疑、討論、採決については12日に行います。

◇

◎日程第6 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第6、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。よろしいでしょうか。

陳情、受理番号10号、全国町村議会議長会会長蓬清二氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号11号、心身障害児（者）父母の会会長柴田優子氏よりの陳情は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情、受理番号7号、井田敏美氏よりの陳情、受理番号8号、西村麗子氏よりの陳情、受理番号9号、全国森林環境税創設促進議員連盟会長板垣一徳氏よりの陳情、以上3件につきましては、資料配付といたします。

◇

◎日程第7 平成24年度榛東村一般会計決算の審査について

○議長（高橋 正君） 日程第7、平成24年度榛東村一般会計決算の審査についてを議題といたします。

平成24年度榛東村一般会計決算の審査につきましては、予算・決算特別委員会へ付託いたします。

◇

◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件はすべて終了いたしましたので、平成25年第3回定例会1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時52分散会

平成 2 5 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 1 2 日 (木)

平成25年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

平成25年9月12日（木曜日）

議事日程 第2号

平成25年9月12日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成24年度榛東村老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成24年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成24年度榛東村農業集落配水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第 9号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成24年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 報告第 4号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君	代表監査委員	岩崎唯雄君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年第3回榛東村議会定例会第2日を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席と岩崎代表監査委員の出席を求めておりますが、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程表に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

7番南千晴さん、8番金井佐則君を今日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

質疑に入る前に議員各位にお願いいたします。一般会計決算については、各担当委員会では十分審議がなされているものと理解しております。よって、一般会計決算の認定については、同一議題と解釈し、質問は、歳入全般においては1人3問、歳出においては、1款から4款、5款から9款、10款から14款に区分してそれぞれ質問は1人3問までといたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番山口君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） おはようございます。4番山口です。

歳入の村税と国有提供施設等所在市町村助成交付金の2点についてお伺いします。

決算書の10ページ、11ページをごらんください。よろしいでしょうか。最上段の数字が平成24年度の村税に対する成績表と理解しております。調定額で15億5,600万円、収入済額で前年度、平成23年度に比較して約4,000万余りの増額と、13億8,000万円、また、1.2%の収納率が上がったと、これは非常に評価されるべきではないかとそのように考えております。

そこで、さかのぼって4年間をちょっと調べてみました。それによりますと、調定額はこの24年度の15億5,600万が最高で、大体2,000万円ぐらいが前後で、大体15億台で推移されております。また、収入済額も平成20年度の14億円余りを最高に13億円台の収入となっております。

そこで、村長にお伺いします。この課税対象はほとんど変わっていないのではないかとそのように解釈しております。そこでこのパイを大きくするその辺の施策とか何か、それが非常に肝要ではないかと思いますが、その辺お考えがあったらお聞かせください。

〔「もう一度お願いします」の声あり〕

○4番（山口宗一君） この5年間で調定額が大体15億円台で推移しているわけです。収入済額も13億くらいでほとんど変わっていないと、この課税対象これがほとんど変わっていないのではないかと私はこういうふうに考えています。その中で、そのパイを大きくするための施策をお聞かせいただきたいんです。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ちょっと私、質問の内容というのを把握できないんですけども、ちょっとずれたらまた答弁し直しますけれども。課税対象が変わってきていないという中で、収入済額が4年、5年については一定しているということで、それに対して早く言えば増にするにはどういう対策があるかということでしょうか。

経済が非常に疲弊して村でも税収の増というのはなかなか見込めない中で、私が担当してからは税の増収ということで、自主財源比率を上げることが税対象にもつながるんだということで、前にも委員会でも申し上げましたけれども、企業誘致、あるいは雇用の促進ということで、いろいろと模索をさせてきていただいております。そういった面も収入の増につながるのではないかとということと同時に、皆さん方にもいろいろ議論していただきましたけれども、財源の有効活用という点からも、こういった収入がふえてくるのではないかとというような気持ちでいるわけですけども。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 十分なお答えをいただけなかったんですが、村長は日ごろから自主財源をふやすために企業誘致等を常にお言葉にされています。就任から3年目を迎えてそろそろその実行に移す時期ではないかとそのように思っています。

自主財源をふやすということなんですが、23年度は40%ちょっと、それから24年度も41%ぐらいで、1.2ぐらいは改善されていますが、依然として依存財源に頼る状況になっているわけです。企業誘致というそういうお話も出ましたが、実際のところはなかなか難しい状況にあることはよくわかりますけれども、誘致そのものも実現していないと。これからそういうことで企業がこちらのほうにどんな企業が来てくれるのか、そういう検討も含めて早急にやっつけていかないと、やはり13億台の財源で24年度ですと約7億2,800万の人件費で食われていくわけです。2分の1以上が人件費になると。そうすると、言われているように地域の活性化とかこういうものを含めて、道路の整備とか、それから福祉、教育に対してもなかなか行き届かないそういう心配があります。

そういうことで、とにかく村税をふやすそういう方策というのは、緊急の課題ではないかとそのように思っているわけです。この5年間全くその辺が一向に増加しないような状況にある中で、やはり1億とか2億とかそういうことを考えながら進めていかなければならないとそういうふう思っています。その辺をもう一度お聞かせ願いたいことと。

それから、もう一点、国有提供施設等所在村助成交付金なんですが、やはりこれもこの4年間に関しては予算現額、それから収入済額と全く数字が変わっておりません。しかしながら、24年度は5,400万円の予算現額に対して988万1,000円の増額をみました。これは何であったのか、それから予算の作成時にわからなかったのか、そのことについてお答えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 後段の国有の点については、課長のほうから答弁させていただきます。

前段の村税をもう少し上げて自主財源の徴収を確保したらいいのではないかとというようなご質問でございます。

まず第一に、賦課された税金については、税の公平さを保つために職員一丸となって税の徴収に当たるんだという中で、皆さんに前にもご説明申し上げましたように、今までの税徴収の体制が村自体、執行自体が甘かったのではないかとというような私は反省をしております。というのは、不納欠損という早く言えば時効になったものもすら10年、15年の残があるというような形の中で、そういうものがあること自体が村民の税に対する意識が薄れているのではないかとというような思いがあったわけです。そんなために私は税はもう納めていただかなければならない、納めるものだというような住民の意識づけのこともありまして、職員の税徴収の体制を改善する、それが一つは県に派遣してその徴収の能力をつけるというような手だてをしてきました。ですから、まず第一に課税されたものについては、100%納税をしていただくという体制をやはりつくっていかなくてはならないということが自主財源確保につながるということだと思えます。

それから、もう一つは、先ほどから申し上げておりますように、企業誘致とか、言うのは簡単ですけども、なかなかやるのが難しいという中で、この8月ですか、企業誘致推進委員会というのを立ち上げまして、村でもどんなことをしたら誘致につながるかというような関係から、去年上サ15号線を開通させました中で、あの辺に工場団地があるんだけど、いい土地がないかどうかというような観点から見せていただきながら、地権者の希望も取り入れ、聞きまして、アンケートをとりまして、非常にそこについてはいい方向に地権者が理解してくれているというふうに認識しております。

企業誘致に関しましては、やはりどこの地域もそうですけれども、言ってすぐ来いと、来てくれよということでなしに、やはりそういったものをストックしておきながら、あそこに土地がある、あそこに企業誘致できる場所があるという環境を整えなければやはり来ていただけないのではないかとというような思いから、そういうこともスタートさせていただいたところでございます。

地元の人たちにも先ほど申し上げましたようにアンケートをとりまして、本当にいい方向で協力するというときにはしてやるよと、やりますよというお返事をいただいております。

それから、もう一つは、我々が一企業に出向いてどうだどうだと言ってもこれはなかなか始まるものではございません。村にも数社、数十社の企業さんが出店しております。そんな中から、企業者さんを集めた中で意見交換会をしましょうということも今企てているところでございます。そんな中から、支店なり、あるいは知っている企業さんに紹介していただいたりというような糸口を見つけたいと、こんな思いで今進めているところでございます。

そういったものがある程度1つでも2つでも実を結ぶということになれば、雇用の面からもそれから固定資産税の面からも自主財源確保につながるのではないかというような思いで今やらせていただいております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員さんのご質問にお答えします。

初めに、国有提供施設等を所在する定義というんですか、どういうものかというのを申し上げたいと思います。

これについては、国が所有する固定資産、自衛隊が所有する飛行場だとか演習場、それから弾薬庫等その所在する市町村に対して、当該の固定資産の価格を当該市町村の財政状況等を考慮して国が決定するという交付金でございます。したがって、これはうちのほうで村から国の防衛省に報告するのは、現在ある固定資産の評価について、村で評価する額は幾らですよということを報告するのみでございます。したがって、この額が山口議員おっしゃいました900万から伸びているということですが、恐らく推察するところによりますと、自衛隊の中で固定資産の異動があったのではないかと、例えば9階建てのものにしたりとかそういうものがあって交付金が伸びてきているのではないかと推察されます。しかし、これについては性格上、村がこれに対して交付金をこうくれとかああやれとかということは一切できませんので、国の考え方で交付するという性格のものでございます。

したがって、村としてやるのは淡々と現在ある固定資産について報告するというので、それに基づいて予算計上しておるものですから、以後11月1日になって交付決定来ますけれども、それが来ないと実際わからないような状況でございます。そういったことで、予算の当初段階と決算段階で差異が出てしまうということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ただいま村長からお答えがありまして、簡単にこういうふうな企業誘致というのは、言うほど簡単にいかないことは事実なんです、なかなか行動に移していないというところが難しい状態も含めてあるのかなと私は思っています。やはりこういうふうな自分で決めて行動を起こすということが大事ではないかとそのように思います。

不納欠損のお話が出たんですが、不納欠損もこの3年間で3,500万円弱ですか、処理しております。そういうことで、収納率とか何か含めて、これからは少しずつよい方向に向かっていくのではないかとそのように思っていますが、依然として35市町村ある中で、27市町村は収納率90%を超えているわけですね。やはり早く90%に乗せてさらに上を目指すというようなそういう体制を村長以下みんなで力を合わせて収納率向上に努めてもらいたいとそのように考えます。

それから、国有施設の関係なんです、国が決めることなのでわからないということなので、私もそれ以上のことはお話しできないんですが、いずれにしても、予算をつくる時点で情報を早目にキャッチしてどうなんだ、どういうふうになるんだろうとかそういうことも含めて、予算というのは非常に大事なことです。予算が決まらなければ執行もできないわけですので、その辺も含めてアンテナを高くして予算編成には努めていただきたいと、そのようにお願いして質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員の財源に対する意気込みを私どもに叱咤激励してくれたというふうな受けとめております。その中で、先ほどから申し上げますように、財源確保というのはこれは本当に至上命令だということで、私ども受けとめてやらせていただいております。

その中で、皆さん方に税金を納めてもらえる環境づくりにも着手したということで、来年度からコンビニ収納とか、それから今までも今年度から始めました日曜納税窓口とかというような対策は講じているわけですが、なかなか村民にそういったものが周知徹底できないわけでございまして、納税の意義、納税の使命というものをもう少しわかりやすく村民に説明しながら納税率アップに努力していきたいとこんなふうな思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに歳入について質疑ございませんか。

11番岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

決算書で27ページ、4目土木使用料、2節の住宅使用料、3節公園使用料について伺います。決算審査等意見書は13ページです。

この住宅使用料なんです、滞納繰越分についてはある程度徴収が予定どおり進んでいるかという

感じがするんですが、現年分について、滞納に力を入れておって現年分がおろそこかになったのだから、2節の住宅使用料においては、予算から見れば170万も未納があるという数字なんですが、これどういう所得階層の人がここに入居していて、何件分ぐらいの結果がこういうことになったのだから説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 住宅につきましては、現年分が低いというのは、時効の関係がありますので、なるべく古いところから少し取ればまた時効が延びる、そこを少しでも払うとまた時効が延びるということで、不納欠損をしていない理由というのはそこにありまして、新しい月の分を取り、前のをずっとほうっておくとそれが時効になって不納欠損につながるということで、なるべく古いものから取っていくというような体制にしております。

それと、住宅に入れる要件というのは、条例に決めてありまして、ちょっと今条例見ないとあれなんですけれども、年収が幾らとかそういう細かな決まりがありまして、ほとんど村営住宅に入れる人というのは、高所得者はほとんど入れないという現状でございます。

それから、未納の件数なんですけれども……。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時21分休憩

午前9時22分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 件数につきましては、後ほど報告させていただきます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 件数は後でということなんですが、いずれにしても、この滞納がここ数年で倍になって、ここ1年で現年だけで170万も未収がふえると、民間ではこのことはあり得ないことなんですよね。

このふるさと公園の使用料にしても、滞納は整理できたが、また現年でこういうふうにならなくていいと、これではいつになっても未収額が増加していきただけで解決にならないんですが、村長、これからこういう部分にはどのように力を入れていくか、考え方をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） ただいまの質問でふるさと公園の関係の収入未済額の関係でございますが、これにつきましてはふるさと館を貸しております。その関係の建物、土地ですか、その使用料分とあとは光熱水費、これが2カ月分、平成24年度収入未済ということになっております。ただうちのほうもこの件につきましては、借りている方に督促をしまして、今現在はこの額については、全額納入されております。その関係で、うちのほうもいろいろ景気の関係もあるんだと思うんですけども、こういうものを出さないような形で督促をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） やはり先ほどから申し上げておりますように、納税でもそうだし、負担金でもそうだし、それから、いろいろな村に納めるものについて非常に村民の納める意識の気薄というのが非常に私はあるように思います。そんな中で、こういうものについては本当に粛々と厳正に対処をしていくというやはり行政の態度は必要ではないかというふうに思っております。ですから、今そういう対応で税務課の職員も一生懸命やっているところですけども、税務課の職員、一職員に言わせれば、村長命懸けだよというような言葉も聞いているわけです。そのくらい厳正に粛々と進めなければこういう問題はなかなか改善されていかないのではないかというふうに思います。

一つの例として、この質問とはまたあれですけども、ここに資料がありますけれども、生命保険解約予告通知書というのも全部を調べた中でこれを出せるんだという行政の責任のもとに各整理をさせていただいていると。こういうことは本当に命懸けなんです。そういう対応を今職員にできるような教育、そしてまた、そういう県からの通達等を踏まえて、職員にもそういった意識改革の中で対応ができるような職員を今育てておりますので、そうすればやはり未納があっても時効があるんだというような認識でやるのではなくて、その前にもこういうことをするんだというような認識を村民にも植えつけるというような体制をこれからしていかなければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 村長の答弁では命懸けで対応するんだと、またそういう認識も持ってやっているんだと、こういうことを前々から聞いているんですが、やはり結果が出なければ何もならないです。ぜひ来年度の決算のときは結果が出るような対応をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岩田議員が話されますように、それからまた山口議員も話されましたけれども、肝に銘じて行っていきたいというふうに思います。

それから、24年度の榛東村決算審査意見書の9ページですか、ここにはいろいろ資料が出ておるわけですけども、その次には監査委員からはある程度そういうのも改善が見えてきたのかなというような評価もいただいております。それに甘んじることなく、来年度もこれからもそういった姿勢で臨んでいきたいとこんなふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 7番南千晴です。

先ほどから税の徴収や使用料の徴収等のお話しがあるんですけども、私のほうからもその部分で村税に関して質問したいと思います。

特に固定資産税に関しまして、本当に収入未済額が大きいなというふうに感じているところであります。確かに収納率全体では前年度に比べポイントが上昇しておりますが、前年度と比較しても固定資産税が減ということで、この固定資産税の徴収は、やはり村民税の徴収、軽自動車税の徴収と比べて徴収しにくいのか、なぜ固定資産税がこのように大きい額が収入未済額として計上されるのか、その理由をまず説明してください。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） まず、固定資産税の関係ですけども、ここには3つほどの要素が含まれております。一つは土地と建物と、それからご存じのように償却資産ですか、メガソーラーのパネル等でございます。ですから、一概にどの部分がどういう形で要因としてあるのかというのは、はっきり言って分析していませんけれども、日常の中の動きの調定の動きを見てみますと、やはり土地だとか建物につきましては、大分そういう形の中では家屋がつけられていますので、上がってきているんですけども、やはり土地が経済の動向だとか、不景気、不況が影響していることでもろにきいているのかなと、償却についてはほとんど動きありませんから、ですから今後の税の徴収の中で、一つの課題、南議員さんもお存じだと思いますけれども、この土地の部分をいかに改善していくかというのが一つの課題かと思っております。確かにおっしゃるとおりこの土地については、切実なところやはり経済の動きの中でもろにあおりを受けているということではないかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 約1億円の固定資産税だけでも収入未済額があるわけで、本当に大きいと感じているところでありますが、今後先ほど課長が土地の部分、非常に経済の動向等もあるので難しい

ということですが、ここをより一層今年度もこれから強化していただければと思いますが、そのあたりで24年度と比較してこの部分を改善して取り組んでいるとか、こういったことにこれから取り組んでいきたいとか、その徴収方法、収納対策で考えていることがあれば、なかなか先ほど課長の話だと、コンビニ収納とかがこの土地に関しては余りそんなに効果が上がらないのでは、ほかの部分に関してはあれなんですけれども、なんかそんなような気がするので、そのあたりの収納対策お考えがあるのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 南議員さんのご質問で2点かと思います。1点につきましては、24として25がどのような形で徴収体制を整備して、固定資産を含めた主軸であるこのものについて改善をしていくかということと、コンビニ収納の有効性だと思うんですけれども、1点目の固定資産を含めた税体制でございますけれども、先ほど村長が申し上げましたけれども、過去の不良債権というものはもちろん現金も必要なんですけれども、現金については日曜納税、あるいはその管理職の滞納整理等々、あるいは徴収員による徴収ということで、かなり改善がされてきているんですけれども、余りにもこの間も決算特別委員会でも分母の部分の不良債権部分が重過ぎてしまいます。この間もご報告しましたけれども、300万円以上の不良債権が11件で6,800万からあるわけですね。それから、100万以上は59件で約1億ということで、この辺のところをいかにまずよりすぐっていくか、不良債権を落とすということを徹底してやっていく。先ほど村長の話とつながるんですけれども、実は23年以前は課税を中心とした税業務だったと思います。執行停止だとか、あるいは差し押さえができる、そういった形の知識を持てるそのノウハウを持っている職員がいなかったことが現実でございます。ですから、この人たちが5人ほどになりましたので、恐らくこの3年、4年後に対しては相当力を発揮してくるということになりますと、重い部分が軽くなるのではないかというふうに思います。そして、時効は、5年時効を債権放棄を無条件でやらないということが一つの前提でやりたいと思います。

そういったことで、徴収体制もそうですけれども、不良債権の重い部分をとにかく軽くしていくということに全力を尽くすと。かつもう一点のコンビニ収納でございますけれども、これについては、23町村ですか、群馬県下の中でやっています。おっしゃるとおりこれがどのくらい榛東村の税のほうの徴収に有効かというのは、非常に未知数のところがあります。ただ、これが一つとしますと費用対効果もあるんですけれども、村民に対する一つのサービスというか、要するに生活向上と収納体制の整備ということでございます。

ですから、そういったことで、未知数の部分がありますけれども、ただ一つ言えることは、未納対策には有効であることは間違いありません。これは理由があります。要するに納められないんだよね、時間がないからということが言えません。全国どこでも提携しているコンビニ、全県になるかわかりませんが、そこで24時間納められますので、そういった形で逃げができなくなるということで、

有効になるのではないかと考えております。

いずれにしても、税体制を整備して、これから3年、4年多少時間がかかると思いますけれども、まず第一歩を踏み出したのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長のおっしゃるように、コンビニ収納に関しましても、その時間がないという理由が今度言えなくなると思いますか、またその納税者というか、滞納されている方ももう長い間ずっと高額な金額を納めている方もいれば、たまたまそのときという場合もあったりしますので、そういったさまざまな人のことを考えますと、その部分も一部に当てはまると思いますので、コンビニ収納については、来年度当初なりからスタートできるような体制で進んでいただければと思いますし、またちょっとやはりこの固定資産税の徴収に関しましては、今後も固定資産税だけではないんですけれども、税負担の公平性からもやはりさらなる収納対策の強化を図っていただきたいと思っています。

村長いかがでしょうか。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 前からおっしゃるとおり非常に皆さんから指摘されることは本当に心苦しくもあり、またやっていかなければというふうに思っております。

先ほど課長から話されましたように、何しろ不良債権の処理をしないと分母が重過ぎるので、いつもこういう数字が出ているというような状況下でございます。そういった点をこれから本当に鋭意力を出して整理をしていきたいとこんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 一般会計の歳入の11ページなんですけど、山口議員と同じようなことをお聞きするのでまことに申しわけないんですが、毎回9月のこの決算になりますと、やはりどうしても私たちの目につくのが収入未済ですとか、不納欠損ですとかというところが目について、先ほど来言われたように1.25ポイント上昇はしたんだと言いましても、まだ2億円からの収入未済があると。先ほど村長が命懸けでというようなことを言っておられましたけれども、この辺をどうしても減らしていかなければならない。そして、代表監査の岩崎さんも言うておりますように、やはり根幹というのは村税だと言っております。先ほど南議員も言われておりましたように、固定資産税というのも突出をしておるわけでございます。

そんな中で、村長、まことに申しわけありませんけれども、この数字をやはり減らすのには、それ

相応の対策をもちろん先ほどちょっとお聞きしたんですけれども、もう一度こういうふうにするばというような村長の施策を、お考えをもう一回だけ申しわけありませんけれども、お聞きをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどの答弁とダブるかもしれませんが、質問が類似しておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

何しろこういった不納欠損、あるいは収入未済額というのは、今までの行政の態度が私としては甘かったのではないかという感じがしております。そんな中で、私が就任してからそういったものを感じた中で、議会でも私は今金井議員や皆さん方が質問しているようなことを私も言っていました。逆の立場になったときに初めてこの内容というのは、先ほどから申し上げているように、執行のほうもある程度村民に対してこういうものはこういう対処をするんだというような気構えを見せないと村民の意識改革はできないのではないかと。ですから、手先の事務だけではなくて、やはり村民の納税する意識改革をしなければだめだと。それにはどういうふうにしたらいいのかというときに、先ほどから申し上げておりますように、職員の体制と職員の能力をやはり構築して、それに対処できる、法律で訴えられてもそれに対処できるやはり事務ができなければならないというような観点から、税務課長を筆頭にその対策を講じて、今着々と職員の教育をさせていただいているところです。ことしで3人目になります。そして、その方たちが帰って来た後に、来年度機構改革というか、その中で、もう少し税務体制を職員体制を整えて、今議員さんたちが話されますようなことを一つ一つ着実に成果を上げていきたいとこんなふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 村長の力強いお言葉なんですけれども、その税の徴収については、人数をふやせば上がるというだけの問題ではありませんけれども、少し人数的に徴収員の数が少ないというようなお考えはありますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今の現状ではどうこうというあれはないんですけれども、やはり1月から3月にかけて村民に対する納税の外部での事務がございます。そのときに徴収が滞ってしまうんです。そういったところもやはり職員の対応としては考えていかなければならないと。ずっと継続していくやっていく体制の中で、村民にもやはり納税の指導もしなければならぬという時期的なものもございます。これはまた今詳しいことはまだこうだということは言えませんが、係とよく相談して、そういったところのないような体制を組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 3月期のときには、ぜひ臨時なりを雇用して充てていただければと思いますけれども、この不納欠損の額もそうですけれども、不納欠損というのは恐らく我々の貴重な税金を充てるのかなというような気がするんですけども、この不納欠損もないのが一番でありまして、かなりの数字がここに載っておりますけれども、この辺もしっかりと不納欠損のないように、不納欠損する前に対処をしていただきたいとこんなふうに考えておりますけれども、その辺のお考えもお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） やはり課税をされたものについては、納めていただくというのが住民の義務だというふうに思います。ただ、納める中で、本当に貧困で納められないという方もおるわけです。ただそういう人たちについては、それなりの対策を村でも講じております。延ばしてやったり、それから約束事でいつまでに納めてくださいよというような手当はしておりますけれども、それ以外の人で言葉は悪いんですけども、しらばっくれれば時効が来ればいいんだというような考えの人については、やはりそこいらを精査しながら不納欠損になる前に対応をしていきたいと、相対で触れて不納欠損にならないような時期的なものもございますから、そういうところはちゃんとしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 19ページの今までも固定資産税のことについて再三質問も出ていたんですけども、私もこのことに触れて質問したいと思います。

先ほど税務課長の答弁で、今までは課税業務には力を入れるというか、課税業務のほうはよくやっていたけれども、徴収業務のほうがおろそかだったという話だったんです。私がこの間今回の議会に臨むに当たって私なりにいろいろつたない知識ながら決算書をいろいろ見たりして、また委員会でいろいろ話を聞いて、私なりに考えたことなんですけれども、この今いろいろ収入未済額とかいろいろ大変な事態が起きているというのは、私はかなり数年間さかのぼったようなもののツケがずっときているんだと思うんですね。今の村長を初めとして執行部の人たちそれなりの大変な苦勞をしていると思うんです。確かにさっき話したように、徴税業務というのは命懸けのところもありますよね。もちろん相手にもよるんだと思うんですけども、素直に応じてくれる人もいるだろうし、中には逆にすごみをきかす人もいるだろうし、そういうことを考えると、職員の方も今はかなり大変な思いで徴税

業務に当たっていると思うんです。

そういった中で、今後こういう轍を踏まないように、徴税業務だけでなく、行政一般のいろいろな業務において、このような轍を踏まないようにという意味を含めて、今まで課税業務はそれなりに適切にやってきたけれども、徴税業務については、ちょっといまいち力が入っていなかったようなことについて、具体的になぜそうなってしまったのか。例えば、職員が知識がなかったといっても一応徴税しなければならないという意識があったと思うんです。ただ、先ほど言いました法理いろいろな問題で詳しくなかったとか、そういういろいろな問題があると思うんですけれども、そういうものを含めてなぜそういうことになったのかという総括はしてあるんですか。どうですか、村長がいいかな。どちらでも。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 早坂議員の質問で、前からこういうふうにはできなかったというようなお話しもありました。だけれども、私としては言い方がどうか適当かわかりませんが、前の人は前の人でちゃんと納税についてしっかり取り組んできたというふうには私は思っています。それで、切りかわって私としては、今回こういう形で進んでいくんだという施策で出しているということ、前がどうだからこうだからということなしに、今現在がこうだからこういう対応をしていくんだということで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も前がどうのこうのということで質問しているのではなくて、先ほども言いましたように、やはり何でも物事は反省、総括をして、そこから改めるべきものを引き出してそれで進んでいくのが行政にかかわらず何のこともそうはずなんですね。そういうことならば、そのこの辺のことをきちっと総括をすることが今後そういうことを繰り返さないように、また行政の発展にもつながることだと思ったので聞いたんです。

今の村長の答弁は私の質問の答えにはなっていないと思うんです、もう一度。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 行き違ったらあれですけど、私としては、前がやったことがいいとか悪いとかということなしに、先ほどから申し上げましたように、私になってから議員をやっているとき、それからこういう立場になったとき等を考えたときに、この徴収の仕方というのは、やはり行政の村民に対する納税の取り組み、それを私は反省として欠陥していたのではないかという観点から、今回その対応として職員の体制を強化するというで始めたことでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まだなんか答えがいただけていないみたいなんですけれども、私が先ほどから言っているのは、要はほかの自治体なんかはきちんと早く取り組んだと思うんですよね。一応こういう事態になったのは、はっきり言って景気が悪くなったことが大きな要因だと思うんですよね。景気が悪くなったということで、なかなか徴税率が悪くなったと、収納率が悪くなったということで、ほかの自治体はいち早く取り組んだところがあると思うんです。それに榛東が出おくれてしまったと思うんです。それは何の理由かという、先ほどの話だと、職員が徴税の知識がなかったという話なんですけれども、でも一般的な知識はあったんですけど、深いところでどうしたらいいかという知識がなかったんだと思うんです。でもそれにしても、ほかがそういう意識で取り組んできている中でおくれたということは、やはりその当時誰が税務課長だったかわかりませんが、担当課長初めそういうことに動き出さなかったということは、やはりある程度担当課長として、また関係課長としてそれなりの責任が問われることなんですよ。民間だったら絶対問われますよ、そういう責任は。そういうことを私はさっきから言っているんです。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 早坂議員さんのご質問でございますけれども、主要施策の28ページをちょっと見ていただくと、こちらで説明するのが一番わかりやすいかと思います。28ページを見ていただきますと、税徴収の推移ということで示したグラフがあるかと思います。よろしいでしょうか。これを見ていきますと、下のグラフを見ていただきますと、非常に当時の状況を如実に表現している。なぜかといいますと、19年度が91.5%の徴収率があったわけですね。恐らくこの不納欠損だとか執行停止等の件数も決算特別委員会の資料の中でもお示したんですけれども、格段に件数が少ないわけですよ。なぜかといいますと、例えば差し押さえについても9年間で184件、23、24年度で227件です。2年間で9年間の数字をやったというような形になっております。恐らくこの中の数字を見ていきますと、徴収率がよくなったかと思うんです、19年度当時。なぜかといいますと、そうすると差し押さえだとか、そういったことを積極的にやらなくても税収が上がっていた時期があるのではないかとあります。ただそう考えていきますと、19年から23年で下がってきています。ですから、この時期に何らかの手を打たなくてはならなかったのではないかと思います。

これはご指摘のとおり、早坂議員さんのおっしゃるとおりだと思います。気づいてきて23年度にきてその以前から職員をやって、要はただの徴収だけでは間に合わなくなってしまったというのが現状だと思います。そのためにどう手段するかというのが差し抑えなんですよ。そういう形で行政執行して抑えてしまう、そして財産を申しわけないんですけれども、一部いただくというような形になったのかと思っております。

そういったことで、教育、教育と言っていますけれども、非常にこの差し押さえをするというのは、先ほど村長が言いましたけれども、預金から子供保険から全部抑えるわけですから、その家族関係から何から全部調べないと裁判で負けてしまいます。そういったことの知識が恐らく考えるのは、23年度から1名帰って来まして、積極的に不納欠損、あるいは執行停止かけていますので、そういうことが一番の要因だと、恐らく過去が悪いとかいいとかということではなくて、やはりそういう意味では課税ということをしていることで、税収がある程度は保たれたのではないかとこのことを考えられます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

10番柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 再びなんですけれども、村税の中の固定資産税は……。

○議長（高橋 正君） 何ページ。

○10番（柳田キミ子君） すみません。11ページのほうをごらんになってください。村税です。村税と固定資産税を見ていただきますと、村税全体の中で占める割合の中でも村税に次いで固定資産税の割合が大きくなっているんですけれども、その調定額に比ばまして収入済額というのがありますよね。不納欠損額も非常に多くなっております。私は今まで質疑を聞いておまして、徴税、最初は課税のほうの部分で論議があったんですが、後半徴税のほうにもきちっと力を入れるべきというふうに徴税のほうにまた話も移ってはいったんですけれども、私はこの課税の段階で固定資産税、今、村の中を見回しても、耕作放棄地と言われるような荒れている土地なんかもたくさんあります。そういうふうな村の中の実態と、それからこの固定資産税の課税の部分ですけれども、その辺はきちっと実態に沿うような形でなされているのかどうか、まずその1点をご説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） ご存じだと思うんですが、固定資産につきましては、3年に一度の見直しがございます。そして、今度は27年に見直し、要するに評価がきますので、今その段階で、今回ちょっと補正にもお願いしているんですけれども、既に調査士会に榛東の17点の評価をお願いして、それに基づいて基準に基づいて土地の評価をしていくんですけれども、そういった形で、課税をしつぱなしではなくて、3年に一度必ず見直しをしているというのをご理解をまずいただきたいと思います。

それから、今おっしゃっているように、柳田議員も土地が宅地であるので、山林にあるんですけれども、宅地に使っているとか、この用途の関係もございまして、これが実態的に見て徹底的に見直ししていくような形になりますと、税も上がってくるのかなというふうなところがございまして。

そういったことで、いずれにしても、3年に一度必ず見直して土地の評価を新たに再編していくと

いうことは、法律上行っておるということでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） そのような課長のお答えでございましたけれども、きちっと担税能力がある、例えば固定資産につきましても、今きちっと評価を受けているというふうなことです。担税能力のある土地というふうなところに課税されているというとして考えて、そうするとやはり納税をきちっとできない住民の方たちに問題があるということになるのかもしれないんですけども、私は高齢化が進んできているというふうなことの中でも、この固定資産税の収納を高くしていくためにもといますか、実態に沿った形でその固定資産税を課税された方が本当にこれは払うべきものという納得ができるような課税をというふうなことがぜひ必要かというふうに思うんです。

それで、固定資産税の課税の仕方なんですけれども、より本当に実態に合った形で課税をぜひしていただきたいという思いなんですけれども、その今私が申しました質問の内容に本当にその実態に合った課税をなされているかどうか、すみません、もう一度お答え願います。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） これは税の基本的なことについて現況課税というのが基本的にあるんですよ。例えば土地について見れば現況を見て課税していると。それがもしかしますと山林かもしれませぬけれども、宅地で利用していればかけていくというのが、いずれにしても土地だとか、それから建物については、家屋調査をしてそれに基づいて課税をしていくと。それから償却ですよ、償却したについては自己申告をしてそれに基づいて課税するというところでございますから、基本的には土地だけに限定していいますと、現況に基づいた課税で公平感を保っていくというような形で課税しております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは、歳入についてはこれで打ち切ります。

続きまして、歳出1款から4款までを質疑を行います。

質疑ございませぬか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 全般に出ていることなんですけれども、15節の例えば67ページ、ここに工事請負費ということで書かれているんですけども、この工事請負費の項を全歳出欄を見たんですけども、なかなか大きな金額は24年度出てこなかったんですけども、これのことにちょっと聞きたいんですけども、工事といえば当然村では指名競争入札が一般的だと思うんですね。そこで、

昨年度24年度要するに入札は何件だったのか、そのうち一般競争入札はあったのか、あったのなら何件あったのか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一般競争入札はありません。指名の入札につきましては、後ほど調べて回答させていただきます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私もこの入札問題については、8年前にさかのぼって現役のころ何度も取り上げてきました。基本的に指名競争入札がいかにも自治体、特に地方自治体になると、ややもするとそれが指名競争入札が一般的なものなのかなというふうに思われがちなんですけれども、法的には一般競争入札が前提なんです。指名競争入札というのは例外なんです。

今、私が一般競争入札ほどのくらいあったのかということ聞いたわけなんですけれども、いずれにしても、指名競争入札にしてきた経緯というのは、私もそれなりに理解はしております。しかし、いろいろ社会情勢も変わってきて、そういうことを考えて、一般競争入札導入も考える必要もあるのかというふうに考えているんです。

伊香保なんかは大分昔からもう一般競争入札に踏み切っています。最近では吉岡がやっているということなんですけれども、ただいろいろ指名競争入札にするという事情もあるわけですから、その辺もいろいろ考えながら、かといって一般競争入札の利点、指名競争入札の利点、それらも検討しながら、とりあえずは両方併用していくみたいな形もそろそろ考える時期ではないかというふうに思っているんですけれども、村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 早坂議員がおっしゃることは私もごもっともだというふうに考えております。ただ、今現在は、指名一般競争入札を取り入れるというのは、今まで経済状況が非常に悪かったという中で、村でも元気が出るのは、農家の人たちも元気が出なければならないんですけれども、そういう企業さんたちがいろいろな面で動いてくれて、雇用の面でも多く集めていただいて、そしてその人たちの給料がまた生活の資質につながるのかなというような考えの中から、村を考えた場合にどうしても村内業者さんを育てるという意味からも、そういった指名競争入札を取り入れてきたという経緯がございます。ただ、早坂議員が言うように、この間も一般質問でお答えさせていただきましたけれども、第一の目的は、やはり公平な入札を執行するというのが一番の目的でございます。そしてまた、それが村民に対しての還元だというふうに思っております。その中でまた一般競争入札の利点、それから競争入札の利点というものをわきまえながらこれからもやっていきたい、こんなふうに

思っております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も常々村内業者育成という観点からまた言いますが、以前も指名競争入札ということは必要だろうということでやってきました。ただ、以前の議会でも取り上げましたけれども、いろいろやはりどうしたっていろいろな問題がつかまとうわけですね。それはそれとして、とにかくこういうご時世なんですから、今言いましたようにいい工事をしてもらおうということが大前提で、そのためにはやはり信頼できる村内業者の人にやらすことも重要ですし、かといってやはり村内業者の人には限りがあるから、どうしても村外の業者に委託しなければならないという工事もあると思うんです。そういうものを総合的に鑑みながら、先ほども言いましたがやっていっていただきたいと、村長もそのようにしていきたいというふうに言いましたけれども、ただあえて私がここで取り上げたのは、なんか指名競争入札が当たり前のように村の中に一般的に捉えられているようなところがありますので、それはやはりちょっと違うのかなんていうふうに私自身は思いましたので、あえて村長に今後の入札の仕方について提言をしたわけです。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

3番小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山久利です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、67ページです。13節委託料についてお尋ねいたします。コンテナ移設業務委託等のことについてお尋ねします。

八州高原に設置してあるビジターセンターとなっているコンテナなんですが、建物を土地に固定して使う場合、建築物等の取り扱いになると思うんですが、建築確認はとりましたか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） あれは仮の避難所的な役割で、榛名テニスリゾートから譲り受けて仮に置いてあるだけで設置しておりませんので、建物としての届けはしておりません。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 私が調べたところ、建築基準法第2条第1号によると、コンテナを倉庫、店舗または事務所で使用する場合には、建築物に該当するとうたわれてございます。なぜとらなかったのか、とらなくてもよいのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） あれにつきましては、特にそこにその目的で設置したということではなくて、仮に置いてあるだけのものでありまして、また土木等で検討して、もし必要であればそのような手続をしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 村の大事な財産を守るために工事費を安くあげるのは理解できます。いかにも計画性がなさ過ぎるので、法を守る役場の組織としてはしっかりとした計画と村民に計画を示していただき、理解をもらった上で事業を実施するのが本来の役場の姿だと思います。今回は、一担当の判断において事業を実施しているからこのような事態になったんだと思います。今後はしっかり計画を立てて村民に理解をしてもらった上で事業を実施していただきたいと思います。村長はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小山議員の言うことはよくわかりました。ただ、村民に理解してもらってやるということより、議会に理解をしてもらってからやるということが前提だというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番松岡君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長にお伺いいたします。

先ほど早坂議員からも一般競争入札導入についてのこの発言がありました。村長も9月4日の定例会で一般競争入札が普通なんだとしっかり答えてくれました。これからはやはり収入未済額だの何だのいろいろあるけれども、よい仕事を確実にしてもらって、職員もしっかり現場に行ってよく見張ってよい工事をこれからはしてもらいたいと思います。ぜひ村長、一般競争入札を実行するようにしてください。よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡議員に申し上げます。

この間の一般質問では、言葉のやり取りの中では私はやるとは申ししておりません。考えさせていただきますというのが今の状況でございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長はそういう答弁でしたけれども、聞いたほうは一般競争入札が常識だとかういうふうに聞こえました。

それでお伺いしますけれども、榛東村は今まではほとんど指名競争入札です。でもそれに甘えるのではなくて、一般競争入札もこれからやるんだと、県のほうでは電子入札というのをやっているんだから、ほかの他町村ではもうしっかりやっているんですから、榛東村だけおくれをとるのではなくて、榛東村はメガソーラーとかほかの地区に先駆けて、日本でも一番先にやるぐらいのいいところもあるんだから、これからしっかり入札制度も改革してやっていただきたいと思います。村長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡さんの意気込みはわかります。それで先ほども早坂議員からも話されましたように、ものによって、それから事業によってやはり分けながら精査しながら研究をして、それで進めていくというのが今の私のスタンスでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 私も67ページの普通財産管理費（繰越明許分）、コンテナ移設業務委託料についてお伺いしたいと思います。

この繰越明許費はいろいろさかのぼって見たところ、平成24年の第1回の定例会に出されました平成23年度一般会計補正予算の専決処分の1,500万円の中の委託料、樹木伐採等40万円という中の繰越明許分だと理解しております。当時は樹木伐採等委託料ということで40万円取りましたし、議会にもそういう説明でありましたが、なぜコンテナ移設業務委託料ということで歳出したのか、その理由を説明していただきたいのと、繰越明許費に対してどのような考え方からこのような使い方をしたのか、説明してください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この予算は南議員が言うように、平成23年度補正予算で計上した委託料であります。24年度へそれを繰り越したものです。八州高原へメガソーラーを誘致するため、議会全員協議会で承認を得て1,500万円の補正予算を計上し、認めていただき、その内訳は旅費が5万5,000円、需用費が15万、委託料40万、工事費が1,389万5,000円、原材料費が50万、合計1,500万。このうち23年度中に執行できなかったものを24年度へ繰り越したものでございます。繰り越したものにつきましては需用費が7万8,000円、委託が40万円、工事請負費が864万5,000円、原材料が44万2,000円、合計956万5,000円繰り越しました。基地・財政課で予算計上したわけですが、24年からは総務課でこの事業をやることになりました。ご承知のとおり議会議決は款項までが議会議決でありまして、

目節につきましては、執行において判断できることになっております。

今回のコンテナ移設委託につきましては、学校、あるいは公園といった別の目的に使ったのではなく、八州高原内に設置したものであります。また、目節等の流用も行っておらず、特に何ら問題はないと思っております。

なお、補正要求時には、先ほど南議員がおっしゃったように、樹木伐採等と記載してありました。この件について予算要求した者に理由を聞いたときは、伐採のほかにも登記、また何か違うことで必要になるかもしれないので委託料を計上したということ聞いております。

伐採については、八州高原内の道路の張り出した枝等の伐採を行うため、当初見積もりを行いました。が、予算内でとてもできる金額ではなく悩んでおりましたら、……………が工事等に支障になるということで、無償で伐採をしてくれましたので、予算的にその分が浮き、今回榛名テニスコートから譲ってくれるということで、緊急の避難小屋としてそれに使おうという目的で、そこへコンテナ移設のために使ったものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 繰越明許費というのがどういう考えからこのような使い方ができたのか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 繰越明許費ということは、その年度に使うことが年度に執行できないと、その年度中に執行できないので、次の年度ということでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 繰越明許費が地方自治法第213条で年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて翌年度に繰り越して使用することかできるということだから、ですからこのコンテナは年度内に支出が終わらないから繰り越した分でコンテナというのはちょっと説明というか、理解しがたいなと思っていますし、款項の議決だからと言いましても、もともと款項に関しては節目の積み上げで項と款の予算が議決されているのでありますから、みだりに行うということは議会の議決の趣旨に反してしまうのではないかとということにも考えられます。本当に1,500万円メガソーラーを誘致するための造成工事という目的で議会で議決され、またそれがまして専決処分ということでありま

した。今の課長の話を聞いていると、逆に言うと当初の予算組みが甘かったのではないのかなど。そういうような見積もりが甘かったのではないのかと思いますが、この当初の段階でこのコンテナ移設委託料という話があったのか、議会ではその1,500万円の専決処分を議決したときには、このコンテナに関しては何の説明も受けていないんですけれども、そのあたりの経緯を説明してください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 先ほども申しましたように、23年度の補正予算をとったときは、基地・財政課で取りました。24年度繰り越してから総務課に来ましたけれども、これはメガソーラーが来るか来ないかわからない状態で、要するに造成等ということで説明していると思いますけれども、誘致に向けたことでありまして、当然その避難的なものも当然必要になってくるので、今回使わせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 議会の皆さんに説明不足がありましたことをおわびしたいと思います。

○議長（高橋 正君） いいですか、南さん、おわびをするということ。

7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 説明不足ということで、今課長のほうからお話があったんですけれども、本当にこのあたりは確かに款と項は議会の議決であるけれども、節と目は違うんだとかという部分になってしまうと非常に難しい。ただ、議会の議決の趣旨といいますか、そのときの説明ということで、今回のようなことがあるのであれば、やはりこの部分に関しては繰越分は不用額として計上して、このコンテナの移設業務委託が必要のあったときに24年度に補正できちんとそういった予算どりをするほうが私たち議会もわかりやすかったですし、そのときにちゃんと説明も受けられたのではないかと思います。今後このような繰越明許費が年度内にその目的の支出ができないから翌年に繰り越してそれを執行するという中で、きちんと説明というか、そのあたりをしっかりとさせていただきたいと思っているんですけれども、村長はどう考えているんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど課長が話されましたように、説明不足だったということでご容赦願いたいと思います。それと同時に、私どもも本当に限られた予算で認められた予算の中で事業遂行をしております。そして、許される範囲であればもし残が出た場合には、前向きにとらえてその附帯事業というものを行っていくというシステムではあるんですけれども、先ほど南議員から話されましたみだりにやっているわけではございません。ちゃんといろいろな法律の中で精査しながらやらしていただいているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

5番小野関君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 5番小野関です。

決算書の61ページ、12節の役務費であります。広告料として19万1,100円が計上されております。どんな目的でどんな広告を出したのかと。一般事業所であれば販売促進のための広告というのがあって、その広告を出したために、これこれこういったものが余計売れたとか、そういった効果があるんだというふうに思いますけれども、その広告のための効果もあわせてお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これにつきましては、元村長であります岡部市弥さんが亡くなりました。この件につきまして村と岡部家で合同の葬儀を行うということで、村で新聞広告を載せました。その1点でございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 自分がちょっとそこは不勉強だったこともあって、葬儀のためのということで了解をいたしました。

次に、65ページ、節で言いますと11の需用費であります。ここで庁舎管理費のための電気料1,033万3,000何ぼという額であります。前年に比べて17.4%の伸びでありまして、153万5,000円ほどの増額となっております。昨年もそうでありますけれども、節電に努めているということは聞いておりますが、そのために電気スタンドの購入等もあったわけでありまして。そのことで最初に153万5,000円増額されたと、増額になったという部分、ただ単なる電気料金の値上げではちょっと、これ17.4%も上がったのかなという思いがありますし、増額になった根拠とあとは節電対策の実態と電気スタンドの使用の状況をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 小野閣議員さんの質問にお答えさせていただきます。

電気料昨年が879万8,485円ということで、先ほど議員さんがおっしゃったとおり153万5,033円ふえております。うちのほうとしては、節電に相変わらず努めているところでございます。しかし、この原因というのは、やはり電気料の値上げ、これ以外に考えられないのでございます。

それと、節電の内容なんですけれども、議員さんもお承知だと思うんですけれども、夏については、トイレの温水器とかそういうのも全部とめましたけれども、この前一部また温度を上げてくれと、そういう声もありましたので、そういうようにしていますけれども、あと電気スタンドももちろん5時15分になったら各課に課長会議で電気の担当課を決めて順次節電、15分になったら消す、またお昼休みも節電対応の電気にするというような施策をしております。そこで、さらに電気が必要な方はスタンドを使うようにという指示はしております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野閣武利君発言〕

○5番（小野閣武利君） 節電の対応はとっているということなんですが、153万5,000円上がった部分は、電気料金の値上げということで一緒くたに片づけられたんですけれども、本当に17.4%も電気料金上がったのかどうかちょっと不信なんですけれども、その辺もちょっと一般家庭はそんなには上がってないし、需要の大きい事業所というのは単価も違ったというふうに思いますけれども、パーセンテージこんなに上がったのかなという思いがあつての質問だったわけでありまして。後でその辺ちょっと具体的な数字をお示し願えればと思います。

もう一点は、67ページ、13節の委託料で庁舎管理費の中の施設管理委託料というのが昨年に比べて172万1,000円増額になっております。37%増ということでありまして、立派な建物を建てればそれだけいろいろ委託料もかかるのかと思うんですけれども、37%も増額されたという部分のその辺の要因と一般家庭であれば管理の部分、電気が消えたぐらいのところは父ちゃん交換してくれないかいという話になると思うんですけれども、委託しなくてはならん余分なことはないとは思ふ、余分なことはやっているとは思っておりませんが、職員ができる状況の部分まで委託しているような気がしてならないというので、その辺も含めてご回答をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 施設管理委託料でございますけれども、これにつきましては、電話、自動ドア、エレベーター、ごみ、電気、清掃、機械、消防関係の設備、空調等をそれぞれ業者に委託しております。その中で委託費を合計したものでございます。

要因につきましては、それぞれの委託を一つずつ検討しないとどこが上がっているかどうかという

のはちょっと今の段階ではわからないんですけれども、一応全部委託している業者のものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 補足、どこが足りないのか言ってくれば。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 庁舎管理費なんというのはそんなに毎年変化するものではないというふうに思っております。ですから、去年に比べて37%、170万も余計になったという部分の説明がなかったのので、個々の積み上げでこうなったから仕方ないでしょうではちょっと納得しかねるんですけれども。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） それについては、後ほど調べさせて回答させていただきたいと思いますがけれども、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） あと一点スタンドの使用料、使用率、利用状況、それも答弁なかったから。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） それから、申しおくれましたけれども、スタンドの利用状況なんですけれども、これは毎回言われるわけなんですけれども、1階と2階に置いてありまして、残業するときには必要な人は持って行って使ってくださいということで、私なんか結構使わせてもらっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 前半のその電気料についてちょっとつけ加えさせていただきます。答弁します。

今、各課長会議のときに先ほど申し上げましたように、電気当番を決めてお昼になるとぱっと切ったり、それから5時半になれば切るような体制を整えております。それで、なぜまたふえているかという、私が考えるのには、最近いろいろな検討会をさせていただいております。その検討会議が夜に行われるのが非常に多くなってきております。そういった点でも違うのかなというふうに思います。それともう一つは、1階はずっと来庁者のところはつけておりますけれども、2階については、来庁者がいないときには消してあります。それでも最近来庁者が多いということで、つけさせていただいておるといってでございます。

職員においては、今さっき課長から話されましたように、時間外の勤務については、全部がしているわけではございませんけれども、徹底させた中でスタンドを使用ということでございます。それともう一つは、電気を使わなくても事務ができるというものであれば、無理につけることはないんだとい

う発想も課長会議でも話はしているんですけども、なかなか村民サービスの点からいきますと、職務場所が暗かったり、それから来庁者が来たときに電気がなかったりというのはこれは失礼かなというように思いもしますけれども、議員のおっしゃる気持ちはわかりますので、これからも努力をしていきたいとこのように思っています。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

12番岸君。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 12番岸です。

主要成果の48ページの第2の相談別受付というんですか、あと決算書の99ページの備考欄の一番上です。まずその主要成果の相談の内容なんですけれども、いろいろ相談内容があるんですけども、児童虐待相談、その他の相談ということで12件あって、そのうち児童虐待相談というのが11件ございます。どういう方がどんな内容で相談したのか、またその99ページの備考欄の上段で、渋川広域障害者虐待防止センターの業務等の委託というんですけれども、この内容をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 主要施策48ページの相談種類別受付、児童虐待相談11件という内容ですが、村には要対協というちょっと全体の名前を忘れてしまったんですが、要対協ということで、児童等の虐待に関する協議会を設けていまして、毎月そこでいろいろなケースについて相談しております。学校教育課の小池先生とか、あと保健師さん、あとうちのほうの担当で毎回毎回ある程度の育児放棄なんかも混ぜた、あと本当に親が小学生に暴力を振るうとか、そういうふうなケース、それについて協議しながら当事者に対してどういうふうにしていったらそれが改善されるのかとかそういうのを相談している件数でございます。11件ありますが、内容につきましては、ちょっといろいろ個人情報等もありますので、控えさせていただきます。

それとあと99ページのほうの……。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 決算書99ページにあります渋川広域障害者虐待防止センター業務委託料6カ月分、これは昨年の10月にスタートしたもので、渋川市、吉岡町と共同で渋川広域

障害保健福祉事業者協議会に委託して、渋川のほっとプラザの1階に常設されております。この内容につきましては、ちょっと扱った件数等は示されておりましたので、主要施策の成果は未掲載でございます。後ほどその扱った件数等はお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 子供たちが児童が虐待を受けるということは、こんな悲惨なことはないと思います。まして死亡に至るといのはこの世の中こんな悲劇なことはないと思っています。そこで、議長さん、村長さん、胸にオレンジのリボンをしているんですけども、この運動が行われたというのでバッチをちょっと見たんですけども、この内容の一端は知ることができたんですけども、この運動というのは、2004年に栃木県の小山市で虐待されて、その小山市の民間団体がこの目的なんですけれども、児童虐待のない社会の実現を目的としてやっておるんです。これに取り組んでいるのは、NPO法人児童虐待全国ネットワークと、そういう情報で見えております。障害者の防止の関係で予算もとっているんですけども、児童虐待のための予算というんですか、その辺の取り組みというんですか、対応というのはこれからどういうふうにしていかれるのか。希望とすれば、こういう大問題だと思いますけれども、それに対応するような施策を考えていただければ幸いと思っています。その辺の対応をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 児童虐待というのはあってはならないことだというふうには認識をしております。児童虐待法によりますと、例えば近隣の住民であるとか、特に子供たちと多く接する教職員については、それらしき行為があったらすぐ通報しなさいと、そういうシステムになっております。学校現場としてできることは、もうこれは教職員に指示はしてありますけれども、例えば発育測定であるとか、それからプールの着がえのとき、それから養護教諭も子供たちがよくいろいろなことで訴えに保健室へ行きますので、よく様子を見るということ。それから、担任は日常的な観察等々で、子供たちにちょっと違うなど、例えば精神的に落ち込んでいる部分もあるんでしょうし、肉体的にちょっといつもと違うということがあつたときは、すぐ管理職を通じて児童相談所に通報する義務が今ありますので、そういうシステムで行っております。ただ、これがなかなか目に見えない部分で行われていることも非常に多くあるということで、その辺のシステムの構築は、教育委員会だけではできないので、関係課ともいろいろネットワークを組みながら進めなくてはならないだろうというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

[12番 岸 昭勝君発言]

○12番(岸 昭勝君) 全国で1年間に50人以上のこういう虐待死があるということが書いてあるんですけども、なかなか減らないということなんです。こういう悲惨なことをおこさないように、各市町村等で一体となってこの問題によい方向で、虐待が少なくなるように、ゼロにするのが一番いいかと思っておりますけれども、そういうことを希望してお願いしたいと思っております。

村長、ちょっとご意見あったらお願いします。

○議長(高橋 正君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 先ほど教育長が話されました虐待はあってはならないことでございます。それには地域、あるいは学校、それから父兄そういった人たちが一体となった中での施策を構築しなければ、それからまた意識改革、意識を持たなければならぬというふうに考えております。行政としましても、そういった面で助けられるというか、支援するものがあればどんどんとさせていただきたいとこんなふうに思います。

○議長(高橋 正君) ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) それでは、1款から4款までここで質疑を打ち切ります。

続きまして、5款から9款までの質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番松岡君。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 6番松岡稔です。

決算書137ページ、それと主要施策の成果の72ページ、この間委員会でマニアスプレッターの購入のことで利用状況等を聞きました。課長さんから128トンの利用があったということを知りましたが、当初のこのマニアスプレッターを買うときの計画が何トンで、それを上回ったのか。

○議長(高橋 正君) 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

村上産業振興課長。

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長(村上和好君) 計画の段階でございますが、計画の段階では年1,785トンという計画でございます。実際にですから計画面積よりは堆肥の散布は、始まった時期が11月以降ということ

ですので、期間も短いということでございます。また、使用する時期が農作業の畑を使う場合なんかもありますけれども、4月、5月、それから秋口以降ということでございますので、これからまたその辺の散布がふえると推測しています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 昨年度途中からだということで、利用状況が少なかったと思うんですけども、まだあれは私も農家の人に聞いて一生懸命手で散布したりしている人にマニアスプレッターを村で買ったんだから利用してくださいと言ったら、よくまだ皆さんに徹底されていない部分が大分ありました。それと、これからわらの時期になって今度脱着式なので、下の2トン車で使えると思いますけれども、これで今度車検が来ますよね。その車検の費用等はどのようにこの設立のときに決めたのか、それもお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 維持管理費につきましては、この機械化利用組合で負担するということが契約しています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） この利用状況で昨年度途中でしたので、仮に車検が幾らかかるかわからないけれども、その車検料にこの機械化組合の収益が上がらなかった場合、どのように対処しますか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 組合員の方が毎年出資金のほかに負担金ということで、3万円を負担していただくようになっています。その中とあと利用状況の負担金の中で賄っていただくということで考えています。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

11番岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

158、159ページの8款2目の公園費の中のふるさと公園の関係なんですけれども、ふるさと公園、親水公園、その関係なんですけど、こういうたぐいのものが競合施設ができたのと、景気の低迷によりまして来園者が非常に年々少なくなっております。そういった中で、数年前に親水公園とふるさと

公園の真ん中にある道路あれを閉鎖して、両公園を一体化し、利用増を図るということで、前にもこれ伺ったことがあるんですが、いまだもって真ん中のフェンスも取り除かれていないと、いまだもって一体化されたという感じがしないんですが、これ今後活性化委員会等いろいろ議論しているんだと思うんですが、なかなか数千万もかけた親水公園もほとんど利用されていない。夏場ちょっと利用される程度で1年中誰もいないというようなことで、非常に投資効果がないんですが、これから本気でこれを一体化するような施策を講じていくのか、また両公園の知らない人にとすると案内看板もわかるようなものが何もないと。今後どのようにこれを運営していくのか、また維持管理費は必要最低限のような予算しか組んでないんですが、今後、これから村長、この公園を核としてこれからの観光振興につなげていくという構想があるんですが、村長、基本的な今後の考え方を伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 常々経済の活性化とか、観光の振興とかというお話はさせていただいております。ご案内のように去年1年かけて村の観光資源、あるいは村が持っている設備とか、それから財産、それから民間が持っている財産、施設、そういったものを一堂に会して点であったものを線でつないで何とか活性化事業につなげようということで、去年1年間かけて大学連携モデル事業の基本構想を出していただきました。そして、ことしについては、観光資源研究ということで、この10月までにそれに輪をかけた中での構想が基本計画に出てくるわけになっております。その中に今指摘されました公園事業も一つの（仮称）榛東パークエリアというような中で、今研究をさせていただいております。そして、その構想が出てきた中で、今立ち上げております経済観光推進協議会、あるいは公園の運営委員会等に投げかけまして、その中から基本計画が出たものについていろいろと精査をして、そして初期、中期、後期に分けて事業を展開していきたいと。そして、その展開することによって予算が必要であるということであれば、やはり皆さん方にご相談を申し上げて進めていきたいとこんなふうに思っております。

親水公園をつくったときに私も議員だったので聞いたことがあります。同じような質問をさせてもらったことがあります。その公園をつくった中で、親水公園をつくった中で、その道路を廃止した中で、公園とどういつながりを持って効果を上げるんだという質問をさせていただきましたけれども、当時は答えが出てきませんでした。しかし、今先輩たちがそういうふうやってしてくれた中で施設を有効利用しなければならないという観点から、今パークエリアの中に入れた中で、検証をしているというところでございます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 両公園の真ん中にある道路を閉鎖して、近隣住民に不便を強いてまで一体化するというのでやってきたわけなので、これが26年度の予算にどのように反映されてくるのか、

これから見守っていきたいと思うので、ひとつ期待しています。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどちょっと申し述べができなかったんですけども、今回やっているのが榛東村地域活性化基本計画というので出てきますので、その中で皆さん方にまた提示をして、そして議会にも活性化委員会がありますから、そこへも提案して、いろいろな意見を聞いた中で事業を段階的に進めていきたいとこんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 決算書163ページですか、ここの中ほどに関越自動車道 I C 設置等建設促進期成同盟会 3万円とあるんですけども、この事業に対して今の進捗状況を、建設課長かな、わかりましたらお知らせください。

○議長（高橋 正君） 清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 関越自動車道 I C の期成同盟会でございますけれども、これにつきましては、駒寄インターですか、あれを大型化するというで動いているということでございます。それに伴いまして、上毛延伸道を今後設置をしていくという形でありまして、現在大松の交差点までが開通しておりまして、それが 1 期工区ですね。2 期工区につきましては、池端から吉岡、渋川高崎線までですか、それが 2 工区。これが平成 29 年度の供用開始ということで、計画をされておりまして、それ以降渋高バイパスまでの間が 3 期工区で、それが榛東村に該当するかということですけども、その部分につきましては、平成 33 年供用開始予定という形になってございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 今、高崎渋川バイパスではなくて、I C のほうをちょっと聞いたんですけども、それは何年ごろインターチェンジのことを聞いたんですけども、いつごろ大型がおりて榛東村のほうへ来られるかわかりましたらお知らせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 正確にいつとは言えませんが、今までの協議の中では、今年度の 3 月までに連結協議が終わるということでございます。今中心になっているのが前橋市で中心になっております。そして話の様子を聞いている中で、インターチェンジをつくるのに中は道路公団というか、

経営者、それから外については、市町村持ちという区別がされているそうです。それで市町村別で見ますと、あそこを簡単につくっても約10億ぐらいかかるというような試算が出ております。そんな中で、前橋市はもう7割、8割は持ちますよという本当に話のわかる話をさせていただいております。それで、榛東、吉岡としては、吉岡は地元ですからそれなりの負担があるかと思えますけれども、榛東についても、事業の地元としてはないんですけれども、関係市町村ということで、万が一負担が出てくればまた皆さん方にご相談を申し上げて適切な措置をしていきたいとこのように思います。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長から明確な答えは今聞こえなかったんですけれども、先ほど建設課長が渋高バイパスまで33年というけれども、29年度ごろまでにできるのかとみているんですけれども、それと同時並行ぐらいに村長、延伸道ができたときにはICも一緒に使えるようにぜひお願いしていただきたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 期待に応えるように一生懸命頑張ります。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ないようですので、5款から9款までを打ち切り、次に10款から14款までの質疑に入ります。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 171ページお願いします。25節に義務教育施設整備基金費としてこれは1億ですか、金額が計上されているんですけれども、ここに関連しまして、基金のことでお尋ねをしたんですが、223ページ、まず1つは、地域福祉基金、これが今年度全然動いてないんですよ。基金として使われていないんですよ。この地域福祉基金については、高齢者の保健福祉の向上を図るためということで、基金設置の理由が書かれています。ということは、平成24年度は高齢者の保健福祉の向上のための予算というのは、一般予算で当然とっていると思うんですね。でもせっかくこういう基金がありながら使われていないわけです。

さらにもう一つは、義務教育施設整備基金と社会教育施設整備基金があるわけです。この2つを何も分けなくて教育施設整備基金と一緒にすればいいというふうに思うんです。さらに申し上げたいことは、基金が余りあつたりすると財政の硬直化を招くということもあり得るわけですね。そういった観点からいくと、やはりできるだけ基金を設置するなら厳選し、当然必要な基金は設置しなければならないんですけれども、ただ何でもかんでも基金を設置すればいいものではないというふうに私は考え

ておるわけです。その辺のことについて村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 幾つか質問があったけれども、行ったり来たりするかもしれないですけれども、お答えさせていただきます。

最初に、地域福祉基金のことですけれども、今年度は使われていないということですので。いろいろな施策の中で国や県が出してきている施策がございます。それにのっとって福祉政策を進めさせていただくと同時に、村で独自で決めたものについては、予算化してやっております。今のところそれに予算の不ぐあいがなかったということをご理解をお願いいたします。

それから、義務教育施設整備基金と社会教育整備基金のこれを一緒にしたらどうかというお話ですが、今行政の立場からいいますと、機構の中で教育委員会の中には、教育課と生涯学習課というふうに分けてございます。そんな観点から、基金もやはり目的とした中での使い方をこういう形にしたほうがいいのではないかとということで、基金を設置する委員会の中からこういうことで基金の上程を行ったということがございます。

ちなみに、義務教育施設基金のほうでは、今回南小学校の体育館建設、それから社会教育施設については、中央公民館の改修というものを見込んで基金に今充当させていただいているということがございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 地域福祉基金なんですけれども、これ1億6,603万円ですか、かなりの金額あるわけですね。せっかく基金があるんですから、もしこの基金を活用するならば他町村に抜き出した高齢者福祉をすとか、ともなければそうでなくて、いろいろ補助金とか交付金とか一般財源で施策が間に合うのならば何も基金をつくることはないわけですね。その辺の考えはいかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど私の答弁の中で今回これを崩すだけの費用はなかったということがございます。ただ、基金というのは非常時のときに備えておかなければならないという性質のものもがございますので、そのところをご理解をお願いしたいとこんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 地域福祉基金の元金の話をされていますが、利子につきましては、24年度66万9,000円余り発生しまして、そちらにつきましては高齢者福祉事業に充当しております。この基金は、平成5年高齢者の保護、保健福祉の向上を図ることを目的とした地方交付金を

もとに設置した経緯がございます。

以上、つけ加えさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 要するに、定額運用型ということですね。基金を運用して施策を講じるというための基金ですね。それは了解しました。

そこで、さらに先ほどの質問に戻ります。3問目なのでうまくまとめたいと思うんですけども。やはり私は先ほどの義務教育施設整備基金と社会教育施設整備基金が2課にまたがるから統一できないという考えがわからないんですけれども、同じ榛東村という行政機関において、教育施設整備基金ということで積み立てていて、それぞれ必要なものがあればそこから基金を出して使えばいいというふうには私は考えるんですけども、その辺はどうしてもその2課にまたがるのは、それぞれ課ごとに基金をつくらなくてはいけないんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） いけないということはないと思います。しかし、執行とすれば、義務教育というのは、学校教育とか子供たちを教育する施設の整備だと。それから社会教育というのは、一般的な市民を対象にした施設をつくるというような中で、機構改革の中でも2つに分けさせていただいているというところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 10款の教育費、ページはいろいろあるので、ちなみに199ページを見ていただくと、中央コミセンの嘱託職員賃金、これは館長の報酬、給料と理解しているんですけども、まずそれでいいんですか。

○議長（高橋 正君） 清水義美生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 金井議員の質問にお答えします。

中央公民館の嘱託職員賃金につきましては、館長の賃金になります。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、村のその教育施設で隣保館ですとか、南コミですとか、中央、耳飾り館、児童館というのがあるんですが、この嘱託職員すなわち館長の給料、報酬が全部違うんですけれども、これは嘱託職員賃金というのは、私がお聞きしたところによると、15万5,000円の13

カ月で201万5,000円ということになるかと思うんですけども、この隣保館、南コミ、中央、耳飾り、児童館の金額が違う原因は何なんですか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

中央公民館につきましては、ご指摘のとおり15万5,000円の12カ月と12月の期末手当ということで、13カ月、南部コミュニティセンターにつきましては、同じように中央公民館と同じです。ただし、この中に超過勤務が含まれているということでご理解いただきたいと思います。

それから、耳飾りにつきましては、そこは館長職ではなく事務員ということで、月15万円になっております。

隣保館につきましては、担当課ではございません。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、だから先ほどから言っているように、これが全部隣保館については205万、端数は切ります。南コミが208万、中央が201万5,000円、耳飾りが193万、児童館が101万とこうなっているんですが、なぜそのあれが違うんですか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 一応総務課の賃金表がございまして、一般に館長職と言われるところについては15万5,000円ということで、一般の事務員よりも5,000円高いというのは、やはり中央公民館、それから南部コミュニティセンターの館長職については、その全般的な統括を行い、管理運営していくという立場でございまして、耳飾り館につきましては、事務職員ということで、一応教育長がその館長という形になっておりまして、その事務の補佐をするということで、もう一点つけ加えますと、学芸員の角田が兼務という形の中で補佐し行っているということで、15万円ということになっております。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） だから各館の館長、南コミ、中央、隣保館、児童館については、15万5,000

円の13カ月分というのでこれは統一をしていないということなので、そこら辺がなぜ南コミは中央から見ると7万円ほど高いのか、その辺を聞いたかったですけれども、わかりますか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） まず南コミについては、残業分が出ているということで、7万円ほどですかあります。超勤が入っているというところで、中央公民館と比較して上がっているということです。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

12番岸君。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 209ページです。耳飾り館についてですけれども、成果は111ページです。毎回指摘がございまして、費用が1,000万円余り、入場料が28万8,000円余りということで、収支決算すると大分赤字ということなんです。その反面、学習面とかいろいろ文化財的な価値とか換算しますと、価値がお金では買えない要素もあると思います。だけれども、今度9月29日、一日榛東村の観光ツアーを計画しておりますけれども、この中にも耳飾り館の見学というのがございまして。今後その耳飾り館というのは、榛東村にとってメインの文化財ではないかと思っております。観光施設のメインだと思っております。そのことに関しまして、この間ふるさと公園活性化の基本構想というのが高崎経済大学の南教授から提言がございまして、耳飾り館とハルナグラスを結びつけて、ハルナグラスで耳飾り館のあれをつくって飾ったり、販売したりする、そういう提言が入っております。そういう提言に対して村としてはどういう対応を今後していくかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどもちょっと触れさせていただいたんですけれども、耳飾り館については、これは本当に損だ得だという問題ではなしに、岸議員の言うように村の一つの宝だという位置づけで多くの人に見ていただきたいという思いがあります。ただ、経営面から見ると、費用対効果を考えると、非常に低いというような状況が続いております。そんな中で、今議員もおっしゃったように、経済観光推進協議会というのを立ち上げまして、今年度10月までに活性化基本計画が第2次が出てきますので、その中にやはりエリアに入っています。そして、その中で私今構想と自分で思っているのは、点在している村の施設とそれから民間の施設等を線で結んだ中で、一日観光コースというのをつくったり、それから1泊コースというのをつくったり、それから創造の森を利用した中でのキャンプコースをつくったりという構想をこの計画の中に提案をしまして、そして皆さんと議論をして、そしてサロンド・Gでやってきたあの経験も活かしながら、そういったものを経済の活性化の一つの目玉としてやっていきたいと。

それともう一つは、今指示はしているんですけども、大洗町との友好関係がございます。そんな中で、海と山というような位置づけの中で、それが進むかどうかわかりませんが、今指示はして研究はさせているんですけども、小学生の5年生なり6年生なりを対象にして、村の6年生を海の家へ研修、体験をやらせたり、それから向こうから6年生がこっちに来てもらってこの地域の山の空気を吸ってそういう体験をさせてあげたいと、その中で経済活性を生み出したいという今構想は持っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） ちょっと質問で具体的なことですけども、要するにハルナグラスで最近低迷なんですけれども、その活性化で耳飾り館のイヤリングですけども、それをつくってハルナグラスでも販売したり、耳飾り館でも展示したり販売したり、そういう提言が入っていたりしています、基本構想の中に。それにどう対応していくかということ具体的にお聞きしたいんです。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどから申し上げますように、民間の施設、それから官の施設、それを組み合わせた中で観光、村の1周観光ができて、その中で相乗効果としてそういうものが出れば非常にいいのではないかとこの考え方で今進めさせていただいております。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） オリンピックも東京に決まったんですけども、最近テレビ見るとイヤリングしている人が結構多いんですね。外国の方をターゲットにするということも一つの観光の目玉ではないかと思っております。そういうことで、イヤリングをひとつ榛東が特産品とってはおかしいんですけれども、そういう方向で考えていくことが大事ではないかと思っております。そういうことでぜひそういうことも前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常にいい提言だと思います。それで、今村では商工会と組んで、今言われたその耳飾り館では耳飾りではないですけども、やはり村としての価値のあるものを早く言えばお土産とか、それからおつかいものとか、そういうものに使っていただきたいということで、今ぐんまちゃん焼きを研究させていただきまして、この9月までに一応仕上がるという報告を受けております。それも高校生の力をかりて、レシピについては高校生の力をかりて焼き上げるという、中身について焼き上げるというようなもので、それがうまくいけば榛東村のワインとそれからそのぐんまちゃ

ん焼きのセットがこれが榛東村のお土産品になるかなというような期待は今しているんですけども、
どういうものができるかちょっとわかりませんが、そういう道筋も今言われるように、耳飾り
のほうにもそういった研究をさせていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 決算書205ページ、中ほど委託料で文化財保護費というのが出ています。そ
れについて質問します。

長谷津ですか、この遺跡試掘調査費委託料と出ているんですけども、今現在フレッセイができる
予定のところだと思うんですけども、今の現在の進捗状況、それから来年9月にオープン予定とい
うのは聞いているんですけども、今のところどこまで進んでいるか質問します。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

では、全協の説明で聞いてください。

ほかにございませんか。

3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山です。

213ページお願いします。金井議員の関連になってしまうんですけども、出先機関でありますし
んとうスポーツアリーナ並びに総合グラウンドなんですけれども、私の認識では社会体育施設で一括
管理していたと思っていたんですが、グラウンドとアリーナは別管理だったのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

しんとう総合グラウンド及びしんとうスポーツアリーナにつきましては、管理事務所の管理下にあ
ります。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） それで、ここには管理事務所の所長というのは存在しますか。臨時職員とか
嘱託職員とかが結構の額になっているんですが、何名ほどいてどのような作業をしているか、内容を

教えていただけますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小山議員、この予算をつくる時にこの予算は何に使いますよということで、予算計上されておるんです。ですから、この予算は何にどういうのに使っているんだということは、もう少し予算書を見ておれしいというふうに思うんですけども。

○議長（高橋 正君） 小山議員いいかね、それで。

でも幾人いるかというのは……。

暫時休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 管理事務所の職員なんですけれども、昨年度は村の職員が3名、嘱託が1名で、緊急雇用で11月に採用したのが嘱託が1名、それから臨時職員が2名ということです。

○議長（高橋 正君） 3番。

○3番（小山久利君） この職員のほかにのり面とか下のアリーナのところを刈っていた職員というのは私が見たときではシルバーの方が刈っていたのを見たんですけども、そういう費用もこの管理事務所の費用としてでよろしいんですか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 昨年度につきましては、嘱託職員及び臨時職員でアリーナの周辺の草刈りを実施しておりました。今年度につきましては、シルバーへ委託するということで、大変な部分につきましては、シルバーのほうに委託し、通常の草刈り等の維持管理については職員がやるという体制になっております。

所長というのは存在いたしません。昨年度は課長補佐と職員2人ということで、一応生涯学習課の指示のもとに、またその課長補佐の対応職員が管理のほうのほとんどをやっていただくと、それを生涯学習のほうで実施するという形でやっております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど早坂議員のほうからも基金の関係で質問があったんですけども、同じく223ページの（3）の基金の中で、今回自然エネルギー事業のほうでの運用ということで、新しく注1ということで、今までにない書き方になっているところなんですけれども、予算決算特別委員会のほうでも副村長が議員の質問に対して、この部分のお話をくださっているんですけども、ちょっともう少し詳しくお聞かせいただきたいと思ひまして、当初私のほうも運用に関しては疑問に思ひて、いろいろ県の市町村課の財政係だったり、そういったところにも聞きに行った経緯があつて、この間の予算決算特別委員会では、県のほうが認めたというお話しだったので、当初の考え方と県のほうも変えたのかと思ひて、昨日もう一度群馬県の市町村課の財政係のほうに聞きに行つてきました。繰りかえ運用をやっているということでは、今のこういった表記の仕方というか、書き方を助言というか、そういった部分があつたけれども、最初のその運用に関しての方針というか、考え方については、変えていないですし、これを全部認めたというだけではないというようなお話を直接いただきました。

その部分なんですけれども、村がやっているものとその県の助言の内容の違いというか、県のほうで助言いただひているその内容についてもう少し詳しく教えていただきたいんですけども。説明、副村長ですかね、お願いします。県の方はこんな方法がいいんじゃないですかみたいな助言をしたということ、その内容を教えてください。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 県のほうは借り入れにしろと最初そういうふうな形でした。しかし、これは我々は農業用水維持管理基金のあれからいつて運用のほうが適切であろうというふうなことで、話し合い等をもつてまいりました。その中で、繰りかえ運用、連続的繰りかえ運用ということが出てまいりました。ということは繰りかえ運用というのは、1年で返してというふうな形なんですけれども、その連続的というんですか、そのところを延ばした方法が京都府で取り入れているというふうな形の中から、我々はあくまでも最初からやった運用でいしましよつというふうなことで、お願いをしておるといふふうなことであります。

ただ、再三今までも申し上げたとおり、県のような借り入れというふうな形でいきますと、本来のこちらのほうの目的に反するといふふうな中から、繰りかえ運用という形の中の運用を使わせていただいたものであります。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 県のほうは今借り入れということで、貸付金という形で条例を改正してというふうな助言をしているということ、繰りかえ運用に関しましても、非常に先ほど副村長が言うように、連続的で京都でというお話がありますが、県のほうはその京都のほうの関係は細かく認識はし

ていないという話だったんですけれども、今後もやはりこの県の助言に対して応えていくといえますか、よりベターの方向で是正をしていく考えはないのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） これだけ全国的にソーラー関係の発電事業ですか、こういうふうなものが入ってきますと、やがては総務省のほうでも法律が変わるのではないかと。これはあくまでもあれですが、企業会計に変わり得る可能性が非常に高いです。そういうふうになったときには当村でもそういうふうな形を取り入れていこうかということで、この注釈が出ていると思いますけれども。とりあえずは今のままでいくのが基金の目的を達成するために一番ベストの方法かというふうなことで我々は今解釈しているところです。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 副村長のほうから法律等が変わっていく場合にはそういった部分もきちんと検討なり対応をしていくようなお話を今いただいたんですけれども、やはり法律もこういう書き方というのは非常に難しく、こういうことはできる、こういうことはできる、その辺の曖昧な表現だったりもたくさんあって非常に難しいなどというのも私自身も思っているんですけれども、今後また県のほうより助言があったり、国の法律が変わったりしたときには、きちんとそういった部分に対応する中で、この事業を進めていっていただければと思うんですけれども、最後にお答えください。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 先ほどの県のほうは京都府のことにしましては、よく知らないというようなことを議員のほうから今ご指摘があったんですけれども、これは総務省のほうへ出されます。それを国が認めておると、繰りかえ運用というのは1年1年の繰りかえだと非常に難しいんですけれども、今の法律の微妙なところなんですけれども、明快に1年借りたらそこから返すという、これが繰りかえ運用になってきます。しかし、それを返したことによって直ちに借入れをする連続的繰りかえ運用というような方法が用いられております。これが京都の方法だと思っています。というふうな中で、今再三再四言ったんですけれども、我々も農業用水維持管理基金の目的に沿った範囲内で、この辺のところでは弁護士との相談において、一番非常にすばらしい方法ではないかということも出ておりますので、当分の間はこういうふうな形でいきたいと。そしてまた、これが企業会計というようなことになると、基金の目的には多少反してきますけれども、そのときはそのときとして国の指示に従っていかなければかなというふうなことで今思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

6番松岡君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 179ページ、成果では94ページの図書の備品購入のことでちょっとお聞きします。中学校では129万円、小学校では99万、約100万円近くのお金が出て、ちょっと計算したら400万、昨年が約500万を超えているような記憶なんですけれども、この毎年買った本、何年度ぐらい、借りる子供たちの使用頻度によって変わらなうと思うんですけれども、大体仮に23年の本が何年ぐらい学校図書に存続するのちちょっとお願いします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 具体的な数字はちょっとつかんでおりません。後ほど調べてお伝えをしたいと思いますけれども、図書費については、非常に榛東村はご理解をいただいて充実をしておると、これはもう群馬県一だろうというふうを考えております。図書の購入につきましては、子供たちが必要とするもの、学習等または小説、読み物関係もあるんですけれども、それ以外にこれは職員の図書も含まれております。先生方が指導に必要なものも購入されております。多分子供たちは各学校でも読書離れを防ぐということで、たくさん本を借りましたということ、あの手この手で今いろいろ模索をしてみています。したがって、非常に多くの子供たちが借りているという現状もありますし、古いものは廃棄していきますけれども、かなりの年数をもっているというふうに思います。職員図書についても、かなり前のものもあって、非常に充実しているという状況で、具体的な数字については後で説明します。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 主要成果にも98ページ、中学校の県下に誇れる学校図書となっています。我々も学校訪問をして図書室を見ていないんですけれども、次のあれなんですけれども、南部コミセンだとか、中央コミセンでも約40万の予算で本を購入しています。中央コミセンと南部コミセンの図書の利用状況はどういうふうになっていますか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えします。

中央公民館の図書室ですけれども、貸出人員6,356人です。貸出冊数が1万7,583冊ということで、1人当たり貸出数は2.7ということで、平成23年度が貸出人数が6,805人ということで、若干減少しているということです。

それから、南部コミセンの図書室は、貸出人員が5,726人、貸出冊数が9,332、前年度ですけれども、

貸出人員が6,142人ということで、こちらも若干減少しておるということです。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 利用状況は随分あるなど。我々1万4,000の人口の中で私の感覚では随分貸し出されていると思うんですけれども、それと先ほど教育長の話の中にいろいろ県下に誇れる図書とありましたけれども、中学校のほうの主要施策の中には細かく書いてあるんですけれども、小学校の部分では、余り主要施策の成果説明書には具体的なことが書いていないんですけれども、これから来年もうちょっと細かく書いていただきたいと思います。

それと、榛東村に図書館がないということで、毎年公民館、学校施設には500万円ずつかけていますけれども、今後図書館の計画等はどのように考えていますか。村長にお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 生涯学習する中では、やはり図書館が必要ではないかというふうに考えております。そんな中で、中央コミセンが耐震構造で欠陥であるということ指摘されております。建てかえるか補強するかということで議論をした時代がございますけれども、補強するには建てかえ以上にかかるということで、今現在では補強をしながら使わせていただき、後に計画を立てた中で建てかえをし、そしてその中に図書館も一緒につくってみたいというふうな考えがございます。ご案内のようにこの間ですか、建設委員会を立ち上げまして、その中で1年間今言ったように複合的な施設として議論をしていただき、そして来年度基本計画を立てて、そしてその後実施計画、建設という段取りで今進んでいるところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成24年度榛東村一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

それでは、ここで昼食休憩といたします。

開会を1時から行います。

午前11時52分休憩

午後1時再開

○議長（高橋 正君） それでは、定刻となりましたので午前に引き続き会議を再開をいたします。

◎補足説明

○議長（高橋 正君） まず総務課長のほうから午前中の宿題があるそうなので、宿題を答弁するそうです。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 午前中の質問で岩田議員さんからの住宅の使用料未納者何人いるかということなんですけれども、平成24年度、25人です。件数にしますと674件です。

2つ目なんですけれども、早坂議員さんからの平成24年度指名入札件数ということですが、75件でございます。

3点目に小野関議員さんから庁舎管理委託料、昨年より増額されているその理由ということでしたが、主なものとしまして、新規としまして議場、委員会室、会議システムの補修業務36万7,500円、これが新たになりました。もう一つ新規で排煙窓の保守点検、これが25万7,250円、これが新規になりました。それから、23年度の途中から10月1日からなんですけれども、エレベーター保守点検業務が、23年が途中からでしたので、24年と比べますと62万2,440円ふえております。また、23年の途中から保守点検した自動ドア、これにつきましても23年度途中でしたので、24年につきましては10万7,625円ふえております。

以上が主な増額した理由でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長はまだ資料がそろわないので、入り次第説明します。

◎日程第3 認定第2号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第3、認定第2号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

平成24年度の国民健康保険特別会計は、歳入では対前年度比4.9%、金額で8,433万4,000円の増額となりました。

歳出では、対前年度比率5.7%、金額で9,250万9,000円の増。2款保険給付費では0.55%、金額で615万7,000円の減となりましたが、3款の後期高齢者支援金は8.5%、金額で1,618万1,000円の増額となりました。9款の基金積立金は7,000万円を積み立てることができました。

決算書の229ページをお願いいたします。

実質収支に関する調でございます。

区分1、歳入総額18億585万7,320円、2、歳出総額16億9,627万7,320円、3、歳入歳出差引額1億958万円、5の実質収支額は同額でございます。

次に、230、231ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1款国民健康保険税、調定額6億8,913万9,675円、収入済額4億8,327万8,133円、不納欠損額398万9,300円、収入未済額2億187万2,242円、比較195万2,133円の増でございます。1項国民健康保険税、同額です。

2款以降につきましては、調定額と収入額が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読をさせていただきます。

2款一部負担金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1項一部負担金、同額です。

3款使用料及び手数料、収入済額3万4,258円、比較6,258円。1項手数料、同額です。

4款国庫支出金、収入済額4億1,501万425円、比較931万8,575円の減。1項国庫負担金、収入済額3億3,295万9,425円、比較1,255万4,425円の増。2項国庫補助金、収入済額8,205万1,000円、比較2,187万3,000円の減。

5款療養給付費交付金、収入済額1億1,331万8,102円、比較1,762万7,102円の増でございます。1項療養給付費交付金は同額です。

6款前期高齢者交付金、収入済額2億4,961万9,785円、比較785円の増。1項前期高齢者交付金、同額です。

7款県支出金、収入済額9,621万9,772円、比較1,218万7,772円。1項県負担金、収入済額1,070万4,772円、比較30万772円の増。2項県補助金、収入済額8,551万5,000円、比較1,188万7,000円の増。

8款共同事業交付金、収入済額2億3,032万2,469円、比較10万4,469円の増。1項共同事業交付金、同額です。

9款財産収入、収入済額7円、比較993円の減。1項財産運用収入、同額です。

10款繰入金、収入済額9,405万9,597円、比較305万3,403円の減です。1項他会計繰入金、同額です。2項基金繰入金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。

11款繰越金、収入済額1億1,775万1,668円、比較332円の減。1項繰越金、同額です。

12款諸収入、収入済額624万3,104円、比較62万6,104円の増でございます。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額589万3,064円、比較66万1,064円の増。2項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。3項受託事業収入、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。4項雑入、収入済額35万40円、比較3万2,960円の減。

歳入合計でございます。予算現額17億8,572万7,000円、調定額20億1,171万8,862円、収入済額18億585万7320円、不納欠損額398万9,300円、収入未済額2億187万2,242円、比較2,013万320円です。

次に、232、233ページをお願いします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

それでは、1款総務費、支出済額1,032万8,294円、不用額151万9,706円。1項総務管理費、支出済額552万3,276円、不用額111万7,724円。2項徴税費、支出済額467万8,162円、不用額5万5,838円。3項運営協議会費、支出済額6万5,400円、不用額16万600円。4項趣旨普及費、支出済額6万1,456円、不用額18万5,544円。

2款保険給付費、支出済額11億480万9,013円、不用額8,369万9,987円。1項療養諸費、支出済額9億6,509万6,976円、不用額7,100万2,024円。2項高額療養費、支出済額1億3,073万2,037円、不用額986万7,963円。3項移送費、支出済額ゼロ。不用額15万円。4項出産育児諸費、支出済額753万円、不用額213万円。5項葬祭諸費、支出済額145万円、不用額55万円。

3款後期高齢者支援金等、支出済額2億653万7,115円、不用額4,885円。1項後期高齢者支援金等は同額でございます。

4款前期高齢者納付金等、支出済額21万5,916円、不用額が22万2,084円でございます。1項の前期高齢者納付金等、同額でございます。

5款老人保健拠出金、支出済額9,173円、不用額が5万2,827円。1項の老人保健拠出金、同額でございます。

6款介護納付金、支出済額9,060万6,613円、不用額1,387円。1項介護納付金、同額でございます。
7款の共同事業拠出金、支出済額1億7,994万3,950円、不用額5万1,050円。1項共同事業拠出金、同額でございます。

8款保健事業費、支出済額1,502万39円、不用額153万8,961円。1項の特定健康診査等事業費、支出済額1,232万5,694円、不用額98万3,306円。2項の保健事業費、支出済額269万4,345円、不用額55万5,655円。

9款の基金積立金、支出済額7,000万7円、不用額993円。1項の基金積立金、同額でございます。

10款公債費、支出済額ゼロ、不用額1,000円。1項公債費は同額でございます。

11款諸支出金、支出済額1,880万7,200円、不用額135万6,800円。1項償還金及び還付加算金、支出済額1,859万5,382円、不用額132万8,618円。2項指定公費負担医療費立替金、支出済額21万1,818円、不用額が2万8,182円。

12款予備費、支出済額はゼロ、不用額が100万円。1項の予備費、同額でございます。

歳出合計でございます。予算現額17億8,572万7,000円、支出済額16億9,627万7,320円、翌年度繰越額ゼロ、不用額8,944万9,680円、予算現額と支出済額との比較8,944万9,680円でございます。

234、235ページから246、247ページにつきましては、歳入の事項別明細書、248、249ページから262、263ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

264ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。国民健康保険基金の平成24年度末残高につきましては7,003万186円となっております。

また、主要施策の成果説明書につきましては、139ページから141ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 23ページをお開きいただけますか。

特別会計の9会計ある合計から申し上げます。

歳入で37億3,900万円、歳出が34億7,700万円ということで、実質収支は1億3,200万円の黒字でございます。歳入が前年度比で5億6,100万円、歳出で4億2,900万円増加しております。

次のページをお願いします。

国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入が18億500万、歳出で16億9,600万円、実質収支は1億900万円です。歳入歳出とも前年に比べ

て8,400万円、9,200万円の増加となっております。

次に、歳入でございますけれども、調定が20億1,100万円あったんですが、収入率は89.77%です。不納欠損額が398万円、収入未済で2億100万円。これは不納欠損が前年に比べて1,200万円減少。収入未済は逆に1,200万円増加しております。

款別の歳入状況は、表のとおりであります。

歳入の過大・過小について500万以上差があるのが6件ございました。いずれにしても、確定が年度末ということで補正等はもちろんできませんので、それまでの間は適切な予算管理がされているものと認められました。

収入未済及び滞納整理は、収入未済は2億100万円ということですが、滞納整理は適切に行われていることを確認いたしました。収入未済の明細が表になっておりますけれども、合計で2億100万円というのは、全体の収入未済が8億1,500万円というのは前に申し上げましたけれども、その25%占める額でございます。

それから、増加した1,200万円の内訳を見ますと、滞納繰越分が774万円、現年度分が443万円ということですから、滞納繰越分の増加が大分ふえているということでございます。

次に、歳出でございますが、最終予算に対して94.99%の執行率で、不用額は8,900万円ということでございます。

款別の歳出状況は表のとおりでございますが、不用額の中身100万円以上の件についてこれが6件ございます。これはおのおのが医療費ということでございますので、請求がこの翌々月になるので、なかなか補正等は困難というふうに考えられます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 国民健康保険税の歳入でございますけれども、ここに収入未済というのが2億ほどございまして、昨年と比べると1,200万ほど多くなっているというお話を今聞いたんですが、滞納の現年は440幾万ということですが、今までの過年度分についてこの収入未済をいただくということでご努力はされておるんですか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 収入未済の関係でございますけれども、パーセンテージで申し上げたいと思います。

滞納繰越分でございますけれども、収納率が23年度が17.32でございました。24年度が19%という

ことで1.68%ほど改善しております。

しかしながら、この中で昨年を含めて17%ほどの料金改定をしているというような形もございまして、全体では調定額が4.7%、全体ボリュームがアップしているという形ですね。それから見ると、これは言いわけめいた形になってしまいますけれども、全体のボリュームがふえるということになりますと、当然それに引きずられるような形の中で滞納というかその未納額もふえてくるというようなことが実体かと思えます。

そして、ご存じだと思えますけれども、国保につきましては税といっても量的な意味があります。要するに給付とその税とのバランスがあるわけですし、そういったことで、それと低所得世帯層が一番底辺のところはかなり広がっております。ですから、この人たちのその所得と、課税したくてもできないような状況と、あるいは不良債権で残っているような状況がかなりこの中に含まれているということでございます。

そういったものを含めまして、未納額がふえているんですけれども、税の滞納整理としては1.68%ほど改善しているということが実情でございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 税だけでないというようなお話ですけれども、これはしっかりとした国民健康保険税です。税の公平・公正といった面からもこれがふえるということは、不納欠損もふえてくるということにとれるんですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 不納欠損でございますけれども、24年度につきましては351件で、398万9,300円と。23年度が1,251件で、1,666万6,307円ということでございます。これについて中を見いきますと、不納欠損の内訳24年度で見ますと、停止だとか3年度を経過して不納欠損としたのが4人ですね、19万600円。それから、本人が死亡したのが1名ということで18万3,000円と。そして、今一番問題になります時効を迎えているのが66人で、361万5,700円ということでございます。

ただ、これがほかの税と特異性があるのは、ほとんどが生活困窮世帯でございます、生活保護とか。そういうことですので、他の税の住民4税とはちょっと比較可能は内容的に意味合いというんですか、特異性を持っているということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第2号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎補足説明

○議長（高橋 正君） ここで、子育て長寿支援課長の資料がきておりますのでお願いします。

子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 先ほど岸議員さんのご質問にありました渋川広域障害者虐待防止センターの利用実績についてなんですけれども、昨年スタートして以来、ゼロ件だそうです。

それとあとそれにあわせて、要対協って私はちょっと言葉を使って、何の略称だかわからないって説明したんですけれども、正式名称は要保護児童対策地域協議会実務者協議会という名称です。

以上です、補足説明させていただきます。失礼しました。

○議長（高橋 正君） いいですか、岸さん。

〔「はい」の声あり〕

◎日程第4 認定第3号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第4、認定第3号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算につ

きまして説明を申し上げます。

平成24年度後期高齢者医療特別会計は、24年度に保険料が平均9.38%増額されたことの影響もございまして、歳入歳出において対前年度比率では16.9%、金額で1,436万7,000円の増となっております。

歳出の1款総務費では、率で10.67%の増、金額では29万2,000円の増でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は率で17.15%、金額で1,407万5,000円の増額ございました。

決算書の267ページをお願いいたします。

実質収支に関する調でございます。

区分1、歳入総額9,918万2,891円、区分2、歳出総額同額でございます。同じく3の歳入歳出差引額はゼロ、5の実質収支額もゼロでございます。

次に、268、269ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。調定額は収入済額と同額、また不納欠損額、収入未済額につきましては、該当がありませんので省略をさせていただきます。予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額6,489万6,100円、比較39万4,900円の減。1項後期高齢者医療保険料、同額です。

2款使用料及び手数料、収入済額ゼロ、比較は1,000円の減。1項手数料は同額です。

3款繰入金、収入済額3,428万6,791円、比較70万4,209円の減。1項一般会計繰入金、同額です。

4款の繰越金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。

5款諸収入、収入済額ゼロ、比較5,000円の減。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額ゼロ、比較2,000円の減。2項の償還金及び還付加算金、収入済額ゼロ、比較2,000円の減。3項の預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減です。

6款雑入、収入済額ゼロ、比較2,000円の減。1項滞納処分費、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。2項雑入、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。

歳入合計でございます。予算現額1億29万1,000円、調定額9,918万2,891円、収入済額9,918万2,891円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較110万8,109円の減でございます。

次に、270ページ、271ページをお願いします。

歳出です。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額303万1,636円、不用額34万9,364円。1項総務管理費、支出済額181万159円、不用額1万2,841円。2項徴収費、支出済額122万1,477円、不用額33万6,523円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額9,615万1,255円、不用額55万6,745円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3款諸支出金、支出済額ゼロ、不用額2,000円。1項の償還金及び還付加算金、同額でございます。

4款予備費、支出済額ゼロ、不用額20万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、予算現額1億29万1,000円、支出済額9,918万2,891円、翌年度繰越額ゼロ、不用額110万8,109円でございます。予算現額と支出済額との比較110万8,109円。

272、273ページから274、275ページにつきましては、歳入の事項別明細書、276、277ページから278、279ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

また、主要施策の成果の説明書につきましては、145ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 29ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入歳出ともに9,900万円、今年度は1,400万円の歳入歳出ともに増額しております。

歳入についてですが、昨年度は3万4,000円収入未済があったんですけれども、24年度はゼロになっております。不納欠損、収入未済ともにゼロでございます。

歳出については、98.90%の執行率、支出額は1,400万円ふえておるんですけれども、これは広域連合への納付金が増加したためでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第3号 平成24年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第5 認定第4号 平成24年度榛東村老人保健特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第5、認定第4号 平成24年度榛東村老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村老人保健特別会計決算についてご説明を申し上げます。

老人保健特別会計は、平成20年3月31日で実質的な事業を終了しまして、後期高齢者医療に切りかえが行われ、その後5年間の整理期間の最終年度となっております。請求権の時効等を考慮しまして、医療諸費、償還金等を予算化しましたが、支払い請求はありませんでした。

歳入においては、前年度繰越金4,305円の収入がございました。

歳出では榛東村特別会計設置条例、平成23年改正条例の附則第2項榛東村老人保健特別会計は、平成24年度の出納を閉鎖するまで存続するものとし、当該以降において榛東村老人保健特別会計に属する財産並びに債権及び債務があった場合は、榛東村一般会計が引き継ぐものとする。この規定によりまして、全額を榛東村一般会計に繰り出しをいたしました。

決算書の283ページをお願いします。

実質収支に関する調でございます。

区分1、歳入総額4,305円、2の歳出総額、同じく4,305円。3、歳入歳出差引額ゼロ、5、実質収支額はゼロでございます。

次に、284、285ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、調定額は収入済額と全て同額のため、また不納欠損額、収入未済額につきましては、いずれも数値がゼロですので省略をさせていただきます。予算現額と収入済額との比

較につきましては比較と述べさせていただきます。

1 款支払基金交付金、収入済額ゼロ、比較38万7,000円の減。1 項支払基金交付金、同額です。

2 款国庫支出金、収入済額ゼロ、比較24万1,000円の減。1 項国庫負担金、同額です。

3 款県支出金、収入済額ゼロ、比較6万1,000円の減。1 項県負担金同額です。

4 款繰入金、収入済額ゼロ、比較11万5,000円の減。1 項一般会計繰入金、同額でございます。

5 款繰越金、収入済額4,305円、比較695円の減。1 項繰越金、同額でございます。

6 款諸収入、収入済額ゼロ、比較5,000円の減。1 項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。

2 項雑入、収入済額ゼロ、比較3,000円の減。3 項加算金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。

歳入合計でございます。予算現額81万4,000円、調定額4,305円、収入済額4,305円、不納欠損額、収入未済額ともゼロでございます。予算現額と収入済額との比較は80万9,695円の減でございました。

続きまして、286ページ、287ページをお願いいたします。

歳出でございます。最初に説明をさせていただきましたように、1 款総務費のみ支出がございます。その他につきましては、予算現額のみ報告をさせていただきます。

1 款総務費、予算現額1万7,000円、支出済額4,305円、不用額1万2,695円、比較1万2,695円。1 項総務管理費、同額でございます。

2 款医療諸費、予算現額74万5,000円。1 項医療諸費、同額でございます。

3 款諸支出金、予算現額2,000円。1 項償還金、同額でございます。

4 款予備費、予算現額5万円。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額81万4,000円、支出済額4,305円、翌年度繰越額ゼロ、不用額80万9,695円、予算現額と支出済額の比較は80万9,695円でございます。

なお、288、289ページから290、291ページにつきましては、歳入の事項別明細書、292、293ページにつきましては、歳出の事項別明細書となっております。

また、主要の施策の成果説明書につきましては、149ページとなっております。

老人保健特別会計につきましては、この決算によりまして廃止ということになります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 32ページでございます。

老人保健特別会計について報告します。

歳入歳出ともに4,000円。先ほど課長さんから話がありましたように、当該年度をもって特別会計

は廃止となっております。特に問題はございません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第4号 平成24年度榛東村老人保健特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第6 認定第5号 平成24年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第6、認定第5号 平成24年度榛東村介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度の介護保険特別会計決算についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間といたします第5期介護保険計画によりまして、介護保険料を7段階、33%の改定をさせていただきました。その初年度の決算でございます。

歳入総額におきましては、対前年度比9.87%の増、保険料におきましては対前年度比35.6%の増となりました。

歳出においては、対前年度比8.9%、金額で7,382万2,000円の増額となっております。

2款の保険給付費は、対前年度比8.92%、金額で7,064万3,000円の増となりました。

それでは、決算書の297ページをお願いいたします。

実質収支に関する調でございます。

区分1、歳入総額9億2,297万1,175円、区分2、歳出総額9億76万4,725円、区分3、歳入歳出差引額2,220万6,450円、区分5、実質収支額、同額でございます。

続きまして、298、299ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1款保険料、調定額1億9,752万5,860円、収入済額1億9,330万7,104円、不納欠損額73万7,980円、収入未済額348万776円、比較65万1,896円の減。1項介護保険料、同額です。

2款使用料及び手数料、調定額1,000円、収入済額800円、比較200円の減。1項手数料、同額です。

3款以降につきましては、調定額と収入済額の欄が全て同額でございますので、収入済額欄のみ朗読をさせていただきます。

3款国庫支出金、収入済額2億101万7,694円、比較217万306円の減。1項国庫負担金、収入済額1億5,596万9,469円、比較531円の減。2項国庫補助金、収入済額4,504万8,225円、比較216万9,775円の減。

4款支払基金交付金、収入済額2億5,193万4,000円、比較1,000円の減。1項支払基金交付金、同額です。

5款県支出金、収入済額1億3,561万8,476円、比較499万2,524円の減。1項県負担金、収入済額1億2,826万2,018円、比較453万9,982円の減。2項県補助金、収入済額735万6,458円、比較45万2,542円の減。

6款財産収入、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。1項財産運用収入は同額です。

7款繰入金、収入済額1億2,781万8,106円、比較585万1,894円の減。1項一般会計繰入金、収入済額1億2,781万8,106円、比較585万894円の減。2項基金繰入金、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。

8款繰越金、収入済額1,308万6,536円、比較536円。1項繰越金、同額です。

9款諸収入、収入済額18万8,459円、比較1万6,459円。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額1万5,200円、比較5,200円。2項村預金利子、収入済額ゼロ、比較1,000円の減。3項雑入、収入済額17万3,259円、比較1万2,259円。

歳入合計でございます。予算現額9億3,662万3,000円、調定額9億2,719万131円、収入済額9億2,297万1,175円、不納欠損額73万7,980円、収入未済額348万976円、予算現額と収入済額との比較は

1,365万1,825円の減でございました。

次に、300、301ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額ですので省略させていただきます。

1 款総務費、支出済額1,823万6,709円、不用額122万9,291円。1 項総務管理費、支出済額736万2,745円、不用額26万6,255円。2 項徴収費、支出済額119万7,658円、不用額8万1,342円。3 項介護認定審査会費、支出済額962万1,328円、不用額88万672円。4 項趣旨普及費、支出済額5万4,978円、不用額1,022円。

2 款保険給付費、支出済額8億6,219万4,251円、不用額3,109万8,749円。1 項介護サービス等諸費、支出済額7億8,521万6,595円、不用額2,767万8,405円。2 項介護予防サービス等諸費、支出済額3,099万9,661円、不用額151万339円。3 項高額介護サービス等費、支出済額1,421万6,653円、不用額3万1,347円。4 項高額医療合算介護サービス等費、支出済額189万9,091円、不用額40万1,909円。5 項特定入所者介護サービス等費、支出済額2,887万9,780円、不用額142万2,220円。6 項その他諸費、支出済額98万2,471円、不用額5万4,529円。

3 款地域支援事業費、支出済額1,085万7,053円、不用額248万6,947円。1 項介護予防事業費、支出済額222万4,053円、不用額51万1,947円。2 項包括的支援事業・任意事業費、支出済額863万3,000円、不用額197万5,000円。

4 款基金積立金、支出済額414万4,000円、不用額1,000円。1 項基金積立金、同額です。

5 款公債費、支出済額160万円、不用額ゼロ。1 項財政安定化基金償還金、同額です。

6 款予備費、支出済額ゼロ、不用額100万円。1 項予備費、同額でございます。

7 款諸支出金、支出済額373万2,712円、不用額4万2,288円。1 項償還金及び還付金、同額です。

歳出合計、予算現額9億3,662万3,000円、支出済額9億76万4,725円、翌年度繰越額ゼロ、不用額3,585万8,275円、予算現額と支出済額との比較3,585万8,275円です。

302、303ページから308、309ページにつきましては、歳入の事項別明細書、310ページ、311ページから326、327ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

328ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。(1)の基金の平成24年度末介護給付費準備基金残高につきましては、平成24年度積立額414万4,000円でございます。

(2)の物品につきましては、地域支援事業用として購入をしまして、地域包括支援センターで使用している軽貨物自動車でございます。

329ページをお願いします。

地方債の目的別現在高、地方債借入先別現在高でございますが、群馬県介護保険財政安定化基金480万円を平成23年度に借入れをいたしました。平成24年度に160万円を償還したということでござ

います。3年の均等償還ということで、初年度の返還額でございます。

主要施策の成果説明書につきましては、153ページから155ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、34ページをお願いします。

介護保険特別会計について、決算収支を歳入が9億2,200万、歳出で9億、実質収支は2,200万円の黒字ということでございます。歳入が前年に比べて8,200万、歳出で7,300万円増加しております。

歳入について申し上げますと、収入率は98.54%、不納欠損額が73万8,000円、これは47万円ほど減少しております。収入未済が348万円、これは前年に比べて111万円の増加でございます。

款別の歳入状況は表のとおりでございますが、収入未済及び滞納整理について申し上げますと、適切な滞納整理は行われているということは審査で確認をできましたが、なおかつ当該年度は111万円増加、348万円になったということでございますので、一層の収納努力をお願いしたいというふうに思います。

歳出について、執行率は96.17%、不用額が3,500万ということでございます。

款別の歳出状況の中で、上から2番目の保健医療給付費が7,000万増加しております。この調子で保険給付費がふえますと、たちまち2億、3億というのはふえると思うんですけども、現状は7,000万増加でございます。不用額は3,500万円ありましたが、100万円以上の高額な不用額は6件ございました。いずれも医療サービス費ということでございまして、決済が2カ月置きということでございますので、なかなか管理が難しいと思います。予算管理は適切に行われていたというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 決算書の311ページです。

介護認定審査会費、これは歳出になっております。これは毎年年度初めにということではなくて、それぞれの介護の給付を受けている該当者について聞き取りといたしますか、介護の認定をする、一人一人の保険者、そういう該当の保険者に聞き取りをしたりして、それをまた持ち寄る形で審査会を行っているための費用という形で理解をしてよろしいですか。

○議長（高橋 正君） 311ページ。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 310ページ、311ページです。

○議長（高橋 正君） 需用費のところじゃないの、違うか。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 介護認定審査会費……

○議長（高橋 正君） 一番下。

〔「3項全体についてですか」の声あり〕

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） そうです、3項です。

〔発言する声あり〕

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） そうです。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、1款総務費の中の3項の介護認定審査会費ということでございますが、これにつきましては今柳田議員がおっしゃいましたように、支出の内容について若干説明をさせていただければわかると思うんですが、まず報償費の中の認定審査等費、報償金というふうになっております。これにつきましては、外部認定の調査費ということで役場の保健師も1名調査員として実働しているわけですが、とても全ての該当者のところに行けないということで、村で雇っている臨時というんでしょうか、認定調査員、あるいは施設入所の場合には施設の中にいる調査員、病院にいる場合には病院の中にいる認定調査員等に認定調査をお願いしたときの報償費ということでございます。

11需用費につきましては、これは電信料ということで、これは介護のデータが渋川の介護認定審査会というところとつながっているその回線使用料。その下の主治医意見書作成等手数料というのは、介護認定が出たときには必ずその申請者の主治医の先生に意見書を書いていただくことになっております。その意見書の作成の手数料が255万1,500円。

これは参考でございますけれども、在宅の新規の場合は5,250円、在宅の更新の場合は4,200円、施設の新規の場合は4,200円、施設の更新の場合は3,150円、こういう細かい内訳に基づいて先生、お医者さんに手数料を支払っております。

それから、認定審査等費、これは電算委託料とあります。これも認定システムの委託料で、渋川との関係で委託料を払っております。

それから、介護認定調査委託料、これにつきましては施設等に入所している、介護施設等に入所し

ている方の認定の調査ですね。これが施設等ということで調査費、1件、施設の場合については2,000円、それから在宅の場合は3,500円というような形で委託料を支払っております。

それで、一番最後に19節になりますけれども、これが渋川地域介護認定審査会ということで、榛東、吉岡、渋川、各町村の規模がまだまだ介護認定の単独で審査会を持つほど大きくございませんので、3市町村合同で渋川市に認定審査会ということでお医者様、それから介護の関係の方とそろっております審査会がございます。ここに先ほど申し上げました認定調査の資料、主治医の意見書等をお送りしまして、その認定申請された方の状況をその会で判定していただいて、要支援1から要介護5までの判定をしていただく審査会がございます。それに対する委託料ということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 私の質問に対する回答でわかりました。

それですけれども、その認定に対しまして、介護度とかが、今年度あなたの介護度は要支援も含めてこれですというふうに通通知が来ると思うんですけれども、そのときに一緒にこの認定に関して不服の場合は、不服の申し立てができますというふうなことの用紙がきちっと入っております、親切だなとは思ってはありましたけれども、この不服で返信をしてというふうな方もおられますか。もし何人ぐらいいるとかということがわかればなんですけれども。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 私がここに異動してきてからは聞いておりません。

それと、その不服の申し立ての受付場所は群馬県の介護高齢課の中だと思っております。当然不服の申し立てがあれば市町村のほうにも問い合わせ、あるいは調査等が来ると思うんですが、私の記憶の中にはございません。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第5号 平成24年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

それでは、ここで15分間休憩といたします。

再開を2時15分からいたします。

午後1時56分休憩

午後2時11分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第7 認定第6号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第7、認定第6号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） それでは、平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の333ページをお開きください。

実質収支に関する調でございます。

区分1の歳入総額2,444万2,621円、2の歳出総額、同額の2,444万2,621円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額はともにゼロでございます。

続きまして、334、335ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額は省略をし、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と称するとともに収入未済額及び比較欄につきましては、金額のある項目のみ朗読をさせていただきます。

1 款県支出金、調定額9万円、収入済額、同額でございます。1 項県補助金、同額でございます。

2 款繰入金、調定額488万8,511円、収入済額、同額でございます。比較360万8,489円の減。1 項繰入金、同額でございます。

3款諸収入、調定額4億1,630万6,052円、収入済額1,946万4,110円、収入未済額3億9,684万1,942円、比較360万5,110円の増。1項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、予算現額2,444万6,000円、調定額4億2,128万4,563円、収入済額2,444万2,621円、収入未済額3億9,684万1,942円、比較3,379円の減でございます。

続きまして、336ページ、337ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額の順に朗読をさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、全て不用額と同額のため省略させていただきます。

1款総務費、支出済額12万1,526円、不用額2,474円。1項総務費、同額でございます。

2款公債費、支出済額2,432万1,095円、不用額905円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、予算現額2,444万6,000円、支出済額2,444万2,621円、不用額3,379円でございます。

なお、338ページから339ページまでが、歳入決算事項別明細書でございます。

3款1項貸付金元利収入につきましては、借入者から村への返済金で、内訳は339ページにあるとおりでございます。

340ページから341ページにつきましては、歳出決算事項別明細書でございます。

2款公債費につきましては、村からかんぽ生命保険の償還金で、内訳は341ページにあるとおりでございます。

342ページをお開きください。

地方債の目的別現在高と借入先現在高が示されております。後ほどごらんをいただきたいと思いません。

また、主要施策の成果説明書は、157ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 38ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

歳入歳出ともに2,400万円で、実質収支ゼロでございます。

歳入でございますけれども、調定額の4億2,100万円に対して、収入率は5.8%でございます。収入未済額は3億9,684万円となっております。前年に比べて859万円ほど増加しております。収入未済額にかかわる滞納整理については、しんしゃくをいたしましたけれども、定期的な訪問だとか訪問回

数の増加等で適切な管理がされていることは確認できましたけれども、年々収入未済額が増加しております。今年度も先ほど申しましたように、859万円という増加でございますので、さらなる徴収体制というか収納対策を強化を図っていただきたいというふうに思います。

収入未済の状況は、表は真ん中のところがございますけれども、3億9,600万円という数字は、特別会計、それから一般会計合わせて収入未済が8億1,500万円ございます。そのうち国保が25%と申しましたけれども、この住宅特会は47.8%を占めるという数字でございます。

それから、当年度859万円収入未済がふえましたけれども、この中身は滞納繰越分で970万円、現年度分は111万円減少しております。こういったことから滞納繰越分の処理がより重要になってくると思われます。よろしくお願いをしたいと思います。

歳出については、大部分を含めます公債費は68万円増加して、2,400万円です。起債残高は、23年度が1億3,200万円で、24年度が1億1,300万円ということで、1,900万ほど起債残高は減少しております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 先ほど岩崎監査委員のほうから指摘がありましたように、滞納整理のほうも進んでおりますし、返済のほうはありますけれども、本当に、例えばこの公債費に2,432万1,095円、この村の予算は住民の人たちの税金でありまして、その税金を限られた方たちのために使われているという状況はいつまで本当に続けるのか。担当のほうでは回収にいろいろ工夫もしたり取り組んでいることはわかっておりますけれども、その滞納がふえていったりとか、なかなか大きな金額の回収が思うように進まないというふうなことにしましては、やはり何らかの形できちっと目に見えるこの前進といいますか、効果の上がるような対策をとるとか、きちっと村としての決断といいますかそういうふうな考え方をしていかなければならないのではないかと。それは村民の税金を納めてくださる全住民の人に対する、その村としての態度をきちっと示すというふうなことだと思っておりますけれども、その辺に関しての村長、お考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 柳田議員も長く議会生活をされておるのでご承知かと思うんですが、これについては時限立法で国が施策を立ち上げて、そして地方にやれやれどんどんというところでやらせていただきました。それで、本当かどうかちょっと定かじゃないんですが、私が認識している中では、この施策を使って、その地域の改善をしたり道路を改善をしたり住宅を改善して、そして

本当に何ていうか、一般並みの生活ができるような対応を国が立ち上げてやるんだという中で、初めのときには借り手がいなかったそうです。しかし、国が立法化したものですから、何かうわさによると後で返さなくてもいいんだような流れがあった中で借り受けが始まったというようなお話を聞いております。それは本当かどうかわかりませんが、そういうことを私も聞いております。

そんな中で平成9年に終わったわけですが、それからずっと今のような状態を引きずっているわけです。

そして、今、村としては非常に危惧しているところがございます、一つの方法としまして、去年からもう借りた人が年代も本当に進んで、なかなかその返済能力がなくなってきたというような観点から、この借り受けするときの保証人を今洗い出して、その保証人さんにもう幾つか話しかけてあります。そして、その保証人さんも嫌だとは言いませんけれども、弱ったものだというような中で、今保証人さんがもう少し検討させてくれというような状況にもあるわけで、やはり本人がなす能力がなかったら、力がなかったら、そういった方法をとって、今議員が言われますように、この住宅特会を何とかゼロにしたいとこんなふうな努力はしているところでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 税を公平に使うということからも、それから自治体として住民全員に公平にというふうな形で施策をというふうなことにしましては、この予算の使い方にもあらわれてくる、証明されるのではないかなというふうに思っていて、この住宅新築貸付特別会計のこの予算の使い方と、それから予算の、そうですね、額も結構金額が大変なものでありますので、もし村民の皆さんのどなたかから住民に対して平等な行政をしてほしいというふうなことで村長の何ていうか、こういうふうに平等にやっている、この件に関して特にいろいろ質問が来たときに、明快に村として平等な形で行政をしているんだと自信を持って答えられるような形で、本当にこの特別会計きちっと位置づけてほしいと思います。

他の町村などでも参考になるようなそういうところがあれば、積極的にそういうところも取り入れていくとかあるかとは思いますが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどから申し上げているように、税の公平さというのはこれは何の負担金であろうと何であろうと、これは村民一律に平等に負担し、そしてまた納めなきゃならないというのは原点だというふうに柳田議員もそうおっしゃっていますけれどもそうだと思います。

ただ、内容によってなかなか本当に逃げじゃございませんけれども、その対策に苦慮しているというのが実情でございます。そして、この住宅特会については、ご案内のように村でも随分使われましたけれども、非常に生活の基盤、それから生活環境がよくなったというのは、これは誰もが認めてい

るところであって、そういうところは本当によかったのかなというふうに思います。

ただ、その負担として自分が引き受けた負担としては、やはり納めてもらうのが、常でございませぬけれども、なかなかそこいらがうまくいかないというのが今までのこの住宅特会の引きずりだろうなというふうに思いますけれども、今柳田議員が言いますように、公平性から見れば、やはりどんなものであろうと税負担であろうと負担金であろうとそういうものについては、同じ考え方で、税徴収の考え方でこれからも努力をしていきたいとこんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませぬか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 私もこの住宅特会には前期役員をさせていただき大変勉強にもなりましたし、今村長が言うように、やはり借り受け人がもう年代も違ってしまったり、あるいは転売をしたとかいろいろあることがあって、なかなか難しい問題かなというふうに思っておりますけれども、1つだけお聞きしたいのが、借り受け人は貸付決定の通知書に定められた償還期限までに所定の元金及び利子を村に償還しなければならない。そして、それができないときは年10.95%の違約金というのがこのあれに出ているんですけれども、違約金というのは今までにあったか、あるいは事例がありましたか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） ただいまのご質問でございませぬけれども、違約金、この規定はございます。わかりやすく言えば延滞金かなということで解釈いただきたいんですけれども、滞納があった場合に本来の規定から言えば違約金もいただくということでございませぬけれども、やはりそのような場合に返済をいただけた場合には元金から優先的に充当すると。そして、元金は減らしていくという観点から過去この違約金をいただいた経過はございませぬ。

なお、この手法については、県下16市町村でも貸付事業ございませぬけれども、ほかの町村の意見を聞いてみますと、やはり違約金徴収をしたという自治体がないというふうに聞いているところがございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第6号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 賛成12人、反対1人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第8 認定第7号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第8、認定第7号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） 決算書345ページ、お願いいたします。

それでは、平成24年度公共下水道事業特別会計決算についてご説明をさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、国の地域再生法に基づく地域再生計画第2期の認定を受け、5年を単位とした交付金事業として現在実施をしております。平成22年度から26年度まで5年間の地域再生計画の認定を受け、現在事業を実施しております。

それでは、実質収支に関する調でございます。1、歳入総額4億3,038万7,545円、2、歳出総額、4億3,038万7,545円。3、歳入歳出差引額ゼロでございます。

346ページ、347ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、不納欠損額につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額2,502万円、収入済額2,021万8,000円、収入未済額480万2,000円、

比較328万4,000円。1項負担金、同額です。

2款使用料及び手数料、調定額4,266万728円、収入済額4,160万9,486円、収入未済額105万1,242円、比較398万9,486円。1項使用料、調定額4,260万728円、収入済額4,154万9,486円、収入未済額105万1,242円、比較397万9,486円。2項手数料、調定額6万円、収入済額6万円、比較1万円。

3款国庫支出金、調定額1億1,300万円、収入済額も同額です。比較、ゼロ。1項国庫補助金、同額です。

4款県支出金、調定額140万、収入済額も同額です。比較10万。1項繰入金、同額です。

5款繰入金、調定額1億385万3,731円、収入済額も同額です。比較2,035万9,269円の減。1項繰越金、同額です。

6款繰越金、調定額、収入済額ともゼロ。比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。

7款諸収入、調定額6,328円、収入済額も同額です。比較5,672円の減。1項村預金利子、調定額、収入済額ともゼロ、比較1,000円の減。2項雑入、調定額6,328円、収入済額も同額です。比較4,672円の減。

8款村債、調定額1億5,030万、収入済額も同額です。比較610万円の減。1項村債、同額です。

歳入合計、予算現額4億4,948万円、調定額4億3,624万787円、収入済額4億3,038万7,545円、不納欠損額ゼロ、収入未済額585万3,242円、比較1,909万2,455円の減。

348ページ、349ページをお願いいたします。

歳出です。収入済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1款総務費、支出済額510万7,599円、不用額8万4,401円、比較、同額です。1項総務費、同額です。

2款建設費、支出済額2億8,837万9,412円。不用額1,330万588円、比較1,330万588円。1項建設費、同額です。

3款管理費、支出済額1,930万7,780円、不用額502万7,220円、比較、同額です。1項管理費、同額です。

4款公債費、支出済額1億1,759万2,754円、不用額68万246円、比較、同額です。1項公債費、同額です。

支出合計、予算現額4億4,948万円、支出済額4億3,038万7,545円、不用額1,909万2,455円、比較、同額です。

350ページから353ページまでが、歳入の事項別明細書になっております。354ページから361ページまでが歳出の事項別明細書です。

続きまして、362ページが、財産に関する調書となっておりますので、これにつきましては前年度と変更がございません。

363ページをお願いいたします。

地方債の目的別現在高と借入先別現在高です。上表の合計欄、平成23年度末現在高21億5,988万2,398円、平成24年度発行額1億5,030万、平成24年度償還額6,901万4,648円、24年度末現在高22億4,116万7,750円です。

下の表の借入先別現在高につきましては、資金借入先の内訳となっております。

主要施策の成果につきましては、163ページ、164ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 41ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入歳出ともに4億3,000万円、前年に比べて1億6,400万円増加しております。

歳入については、収入率が95.75%、収入未済額が585万円、それから不納欠損は前年度は4,000円あったんですが、今年度はなくなりました。

収入未済額は77万円の増ということでございます。

款別の収入状況は、表のとおりでございます。

歳入の課題については、公共下水道事業者への起債について事業費が確定しないということで、補正予算への計上は困難だということで、適切な予算管理はできているというふうに認められます。収入未済については、585万ということで、前年に比べて77万5,000円増加しております。この表を見ていただくとわかるんですけども、現年分は25万円、滞繰分が51万円ということで、ほかの科目でもありましたけれども、やはり滞納繰越分の増加がどうしても多うございます。ぜひこれを集中的に管理していただくようお願いをいたします。

歳出については、95.75%の執行率ということで、不用額は1,900万円でございます。高額の不用ということでは100万円以上の分は4件あるんですけども、特にこれは事業が完工しないということですから、問題はなく処理されているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第7号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第9 認定第8号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第9、認定第8号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） 決算書367ページをお願いいたします。

それでは、平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算について説明をさせていただきます。

農業集落排水事業につきましては、平成23年7月1日より、広馬場地区処理場が供用開始となりました。維持管理費が増額となっております。平成25年3月末日の接続戸数ですが、長岡地区376戸、接続率で82.3%、広馬場地区434戸、接続率で48.3%となっております。

それでは、実質収支に関する調でございます。

歳入総額1億1,547万5,261円、歳出総額1億1,547万5,261円。歳入歳出差引額ゼロでございます。

368ページ、369ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。款、項、調定額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、予算現額と収入済額との比較につきましては比較と述べさせていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額400万円、収入済額386万円、収入未済額14万円、比較25万8,000円。

1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料、調定額2,459万8,075円、収入済額2,449万5,600円、収入未済額10万2,475円、比較1万8,400円の減。1 項使用料、同額です。

3 款繰入金、調定額8,711万4,205円、収入済額も同額です。比較286万8,795円の減。1 項繰入金、同額です。

4 款繰越金、調定額、収入済額はゼロ、比較1,000円の減。1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入、調定額5,456円、収入済額も同額です。比較1,456円。1 項村預金利子、調定額、収入済額ともゼロ。比較1,000円の減。2 項諸収入、調定額5,456円、収入済額も同額です。比較2,456円。

歳入合計、予算現額1億1,810万4,000円、調定額1億1,571万7,736円、収入済額1億1,547万5,261円、不納欠損額ゼロ、収入未済額24万2,475円、比較262万8,739円の減。

次に、370ページ、371ページをお願いいたします。

歳出です。支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄を朗読させていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款総務費、支出済額750万1,020円、不用額13万8,980円、比較、同額です。1 項総務費、同額です。

2 款管理費、支出済額3,164万7,531円、不用額248万7,469円、比較、同額です。1 項管理費、同額です。

3 款公債費、支出済額7,632万6,710円、不用額2,290円、比較、同額です。1 項、公債費、同額です。

歳出合計、予算現額1億1,810万4,000円、支出済額1億1,547万5,261円、不用額262万8,739円、比較、同額です。

372ページから373ページまでが、歳入の事項別明細書となっております。374ページから379ページまでが歳出の事項別明細書です。

380ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、前年度変更がございません。

381ページをお願いいたします。

地方債の目的別現在高と借入先別の現在高です。上の表、24年度末現在高19億6,543万4,044円、平成24年度償還額3,781万2,610円、平成24年度末現在高19億2,762万1,434円となっております。下の表の借入先別現在高につきましては、資金借入先の内訳となっております。

主要施策の成果につきましては、167ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

45ページをお願いします。

歳入歳出ともに1億1,500万円ということで、前年に比べまして歳入歳出ともに1,700万円ほど増加しております。

歳入について収入率は97.77%、収入未済額は24万3,000円。これは桁が違うわけではありませんので、よく覚えておいてください。

それから、款別の歳出状況は表のとおりでございますが、収入未済の24万2,000円ですね。これで増減額のところを見ていただくとわかるんですけども、6,570円ふえているということですが、この中で書いておいたんですけども、上から2行目の分担金の滞納繰越分ですね、これが今までなかったんですけども、12万円ふえているということでございます。先ほどから収入未済のふえているもとは、やはり滞納繰越分が非常に多いと。大体现年度分の倍以上は滞納繰越分で占められるというようなこととございますので、この新顔ができたということは、よく重く受けとめて対応していただきたいというふうに思います。

歳出については、執行額で97.77%ということで、不用額は200万。ふえたもとは、広馬場の何ていうんですか、処理場が管理費としてふえていると。それから、公債費は元金が増加したためにふえたということとございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第8号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第 10 認定第 9 号 平成 24 年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定
について

○議長（高橋 正君） 認定第 9 号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、平成24年度東村学校給食事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

決算書、385ページをお願いいたします。

実質収支に関する調でございます。

区分 1、歳入総額 1 億4,156万8,284円、2、歳出総額 1 億4,124万6,894円、3、歳入歳出差引額 32万1,390円、5、実質収支額は同額でございます。

次に、386、387ページをお願いをいたします。

学校給食事業特別会計歳入歳出決算書、初めに歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。なお、不納欠損額及び収入未済額欄につきましては、数値がゼロの場合は省略をさせていただきます。また、予算現額と収入済額との比較欄は比較と朗読させていただきます。

1 款事業収入、調定額 8,178万8,190円、収入済額 7,936万5,490円、収入未済額 242万2,700円、比較 356万8,510円の減でございます。1 項事業収入、同額でございます。

2 款繰入金、調定額 6,193万2,158円、収入済額 6,193万2,158円、比較 164万7,842円の減でございます。1 項他会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金、調定額 25万3,836円、収入済額 25万3,836円、比較 836円。1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入、調定額 1 万6,800円、収入済額 1 万6,800円、比較 1 万1,800円。1 項村預金利子、調定額ゼロ、収入済額ゼロ、比較 1,000円の減でございます。2 項雑入、調定額 1 万6,800円、収入済額 1 万6,800円、比較 1 万2,800円。

歳入合計、予算現額 1 億4,677万2,000円、調定額 1 億4,399万984円、収入済額 1 億4,156万8,284円、

不納欠損額ゼロ、収入未済額242万2,700円、予算現額と収入済額との比較520万3,716円の減でございます。

続きまして、388ページ、389ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順で朗読説明を申し上げます。なお、翌年度繰越額につきましては、該当数字がございませんので省略をさせていただきます。また、予算現額と支出済額との比較欄につきましても、不用額と全て同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

1 款総務費、支出済額6,193万2,158円、不用額192万2,842円。1 項総務管理費、同額でございます。

2 款事業費、支出済額7,931万4,736円、不用額318万8,264円。1 項事業費、同額でございます。

3 款公債費、支出済額ゼロ、不用額1万円。1 項公債費、同額でございます。

4 款予備費、支出済額ゼロ、不用額40万4,000円。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億4,677万2,000円、支出済額1億4,124万6,894円、不用額552万5,106円、予算現額と支出済額との比較552万5,106円でございます。

390ページから391ページは歳入の事項別明細書、392ページから397ページは歳出の事項別明細書となっております。

398ページにつきましては、財産に関する調書でございますが、平成24年度中の移動はございませんでした。

主要施策の成果説明書につきましては、171ページから174ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは48ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

歳入で1億4,156万円、歳出で1億4,124万円でございます。実質収支は、32万円がプラスとなっております。歳入歳出ともに前年に比べて約300万円減少しております。

歳入について申し上げます。

収入率は96.45%、それから収入未済額は242万3,000円、不納欠損は昨年、23年度は4万4,000円あったんですが、24年度はゼロでございました。収入未済額の増加は65万円増加しております。款別の歳入状況は以下のとおりでございます。

収入未済がございますけれども、これによる滞納整理等は帳票等を精査したんですが、適切に管理

されているというふうに認められました。

しかしながら、前年に比べて37.16%の増加ということはなかなか尋常な数字ではございません。ほかの項目でも書きましたけれども、負担の公平性とかそういったもろもろの観点からも徴収体制をさらに整えていただいて、収納率の向上に努めていただきたいと思います。特に、幼稚園とか学校に
いるうちでないとなかなか回収しにくいと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、歳出については96.24%の執行率、不用額は550万ということで、次ページに高額不用の
明細がありますけれども、2件ございました。予測が困難ということでございますので、予算管理は
適正にされていたと認められることでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第9号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定するこ
とに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第11 認定第10号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会 計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第11、認定第10号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計
の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書401ページをごらんください。

自然エネルギー発電事業特別会計の実質収支に関する調でございます。

1、収入総額2億円、2、支出総額6,949万6,977円、3、歳入歳出差引額1億3,050万3,023円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中（2）繰越明許費繰越額1億3,048万6,000円、5の実質収支額は1万7,023円です。なお、この1万7,023円に対する処理は平成25年度補正予算で計上させていただきます。

決算書402ページ、403ページをごらんください。

自然エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算書の歳入です。款、項、調定額、収入済額の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款諸収入、調定額2億円、収入済額2億円、不納欠損額収入未済額、比較ともゼロ。1項雑入、全て同額でございます。

収入合計、予算額2億円、調定額2億円、収入済額2億円、不納欠損額、収入未済額、比較ともゼロです。

決算書404ページ、405ページをごらんください。

自然エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算書の歳出です。同じく款、項、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。なお、歳入と同様に予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款建設費、支出済額6,863万5,925円、翌年度繰越額1億2,939万6,000円、不用額1,075円、比較1億2,939万7,075円。1項建設費、全て同額です。

2款管理費、支出済額86万1,052円、翌年度繰越額109万円、不用額1万5,948円、比較110万5,948円。1項管理費、全て同額です。

歳出合計、予算額2億円、支出済額6,949万6,977円、翌年度繰越額1億3,048万6,000円、不用額1万7,023円、比較1億3,050万3,023円。

決算書406、407ページにつきましては、事項別明細書の歳入となっております。なお、支出済額2億円につきましては、農業用水維持管理基金の運用として、本会計では雑入で受けております。

決算書408、409ページは、事項別明細書の歳出となっております。

なお、主要施策の成果説明書は177ページからとなっております。

以上で決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご認定いただきますよう、よろしく。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、51ページをお開きください。

自然エネルギー発電事業特別会計について決算収支を申し上げます。

歳入が2億円、歳出が6,949万円でございます。翌年度に繰り越す財源1億3,000万円を差し引いた実質収支では、1万7,000円のプラスでございます。歳入は100%でございます。

歳出について、支出済額が6,949万円ということで、34.75%の執行率。翌年度の繰越明許1億3,000万を含めると不用額は1万7,000円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） この事業は24年度から始まった事業で、本当に忙しい事業で、執行の皆さんにはご苦労いただくことは重々承知で二、三用語について質問させていただきます。

まず、歳入の部分で406ページ、失礼しました。402ページ、3ページのほうでよろしいですか。

1款の諸収入、1項の雑入ってあるんですけども、雑入って通常利息とかのところが多々見受けられるんですが、これ明確に農業用水の維持管理基金からの繰入金とかにしたほうがいいんじゃないんですか。予算のときに気づけばよかったんですけども、もし直せるものであれば。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これにつきましては、特別会計のほうでもう決まっておりますので、もう雑入以外にないということで雑入にしてあります。そのほかに再三繰り入れ運用等の借り入れではどうかという声もあるんですけども、あくまでも運用でありますので、もし借り入れとかそういう形ですと、この借り入れた利子がまたこれは独立してしまいますので、この事業が。あくまでも運用でその利子も全て含めて農業用水維持管理基金のほうに入るという形で雑入となっております。

407ページのほうに一応備考欄に農業用水維持管理基金債権引換収入ということで書かせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） もう一点、今のなんですけれども、農業用水維持管理基金債権引換収入ってあるんですけれども、債権引きかえという言葉が広辞苑にもウィキペディアでも見当たらないんですが、これも債権をかえた収入とか用語で本当に細かいところで申しわけないんですけれども、基金のところ南議員が質問されて、条例改正等法改正があれば村長は対応するという話だったんですが、20年後の職員が戸惑わないためにも明確に用語のところを訂正できるものなら訂正しておいてほしいので質問します。

○議長（高橋 正君） 要望だからいいのかい、答弁は。
副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 先ほども申し上げたんですけれども、国のほうでそういうふうな形になれば、いつでも変えてまいりたいというふうに思っております。

ただし、そのときには農業用水維持管理基金からの恐らく借り入れという形になるでしょう。そうするとこれは独立したものになってくるというふうなことで、本来の目的に多少はずれてくるかないうふうな懸念はあります。そういうふうな形の中から、当分の間はこの今のような形で運用でいきたいというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） この事業、本当に長い事業で、また水道とか下水道とかと違って半永久的でもないわけで、その辺が非常に難しい事業だとは思いますが、20年後の職員が戸惑わないようにぜひ時代に即した、また法改正に即した改正やらお願いできればと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。
12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 12番岸です。

成果の178ページなんですけれども、下のほうに表が載っているんですけれども、具体的な事業を比較しようってございますけれども、今ちょっと見たんですけれども、もうメガネかけても見えない字なので、もっとこれを見やすいものにしてほしいんですけれども。できれば、この資料も訂正していただきたいと思うんです。そういうことをよろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） そうしましたら、後で配らせていただきます。それでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 拡大したのを配るのでいいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

認定第10号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第12 認定第11号 平成24年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（高橋 正君） 日程第12、認定第11号 平成24年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 決算書の413ページをお願いいたします。

上水道事業会計決算についてご説明申し上げます。朗読にて説明をさせていただきます。

1の概要ですけれども、総括的事項。

健全な上水道事業経営を遂行すべく、浄水の供給及び水道施設の建設改良を実施いたしました。建設改良事業では、安全で安定した水の供給を目的に、新長岡浄水場築造工事（防衛補助事業、平成23年度繰り越し事業）及び配水管布設工事（老朽管の布設がえ、減圧調整等）を実施いたしました。日常における浄水の供給状況は、1日最大配水量が6,634立米（平成24年8月30日、前年比301立米の

減)、総配水量210万1,569立米(前年比4万2,125立米の減)であった。その理由といたしましては、節水意識の高まりや節水型機器の普及等の節水型社会への移行等による使用量の減少などが想定されます。

経済はいまだ厳しい状況にあり、また今後の社会情勢を考えると、上水道の需要・収益は今後も停滞していくことが予想されます。このような状況を踏まえ、安心して安全な水の供給、経営効率化の推進、健全な事業運営に努めていくものでございます。

(2)の予算及び決算に係る議会議決等の事項につきましては、表のとおりとなっております。

2の業務。業務内容ですけれども、給水人口1万4,635人、給水件数5,268件、新規加入件数71件、給水普及率99.9%、総配水量210万1,569立米、1日最大配水量6,634立米、総有収水量167万3,725立米、1人1日平均有収水量249リットル、有収率79.6%。前年が79.7%でしたので、0.1%ほど下がっております。

2の事業収支(損益)に関する事項ですけれども、経常利益1万4,658円、特別損失31万6,451円、当期純損失30万1,793円。

3の企業債に関する事項ですけれども、借入限度額700万、当年度借入額700万、執行率100%となっております。

414ページをお願いします。

4の一時借入金に関する事項ですけれども、借り入れはございませんでした。

5から7の表につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、415ページ、企業債の概況。

企業債、前年度末残高4億8,657万8,698円、本年度借入高700万、本年度償還高2,443万5,732円、本年度末残高4億6,914万2,966円。

4の収益的収入及び支出でございますが、初めに収入から、第1款水道事業収益、予算額合計2億6,429万7,000円、決算額2億5,887万2,178円。予算との比較ですけれども、542万4,822円の減。備考で仮受消費税相当額、水道料金等のほかですけれども、1,201万1,905円。

以下、決算額のみとさせていただきます。

1項営業収益、決算額2億4,492万9,769円。比較ですけれども、558万231円の減。2項営業外収益、決算額1,393万8,770円。比較で15万4,770円。3項特別利益、決算額3,639円、比較639円。

支出ですけれども、1款水道事業費用、予算合計額2億5,996万8,000円、決算額2億5,239万9,140円、不用額756万8,860円。備考で仮払消費税相当額、既に支払いしたものです、504万4,041円。

以下、決算額のみとさせていただきます。

第1項営業費用、決算額2億4,043万2,445円、不用額673万4,555円。2項営業外費用、決算額1,164万4,900円、不用額10万2,100円。3項特別損失、決算額32万1,795円、不用額5,205円。4項予備費、決算額ゼロ、不用額72万7,000円。

続きまして、416ページお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入ですけれども、第1款資本的収入。予算合計額1億835万6,000円、決算額1億363万1,000円。予算との比較ですけれども472万5,000円の減。仮受消費税相当額はゼロです。

第1項企業債。以下、決算額のみとさせていただきます。決算額700万、比較増減ゼロです。2項国庫補助金、決算額9,463万1,000円。比較472万5,000円の減。3項工事負担金、決算額200万、比較増減ゼロ。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出、予算合計2億7,480万1,000円、決算額2億5,955万5,632円。不用額1,524万5,368円。仮払消費税相当額657万5,154円。

以下、決算額のみとさせていただきます。

第1項建設改良費、決算額2億3,511万9,900円、不用額1,524万5,500円。2項企業債償還金、決算額2,443万5,732円、不用額268円。欄外ですけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,592万4,632円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額657万5,154円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,939万4,478円で補填をいたしました。

続きまして、417ページをお願いいたします。

損益計算書につきましてご説明申し上げます。

営業収益は、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益までの計、真ん中の列の2億3,337万2,447円でございます。

2、営業費用は、(1)原水及び浄水費から(7)の資産減耗費までの計、真ん中の列の2億3,539万109円、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の201万7,662円の減。3、営業外収益、(1)の受取利息から(3)の雑収益までの計、真ん中の列の1,349万7,911円になっております。4、営業外費用は、(1)の支払利息と(2)の雑支出の計、真ん中の列の1,146万5,599円、その右の列は3の営業外収益の計から4の営業外費用の計を差し引きました営業外収支額は203万2,320円となっております。

次の行は、営業利益と営業外収支額を合わせました経常利益1万4,658円、5の特別利益、(1)の特別利益は3,639円、6の特別損失、(1)特別損失は32万90円。一番右の列、下から4行目、5の特別利益と6の特別損失を差し引きました特別収支額は、31万6,451円のマイナスとなっております。

営業収支、営業外収支、特別収支、この3つを合わせました当年度純損失は、下から3行目、一番右の列、30万1,793円の赤字となっております。前年度繰越利益剰余金は下から2行目の一番右の列、4,211万1,553円。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末未処分利益剰余金は4,180万9,760円となっております。

418ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

初めに、資産の部、1の固定資産は（1）有形固定資産、イの土地からチの建設仮勘定まで合わせました有形固定資産は右から3行目の数字26億5,791万9,864円でございます。（2）の無形固定資産は44万円、（3）の投資、イの投資有価証券、これは平成19年と23年度で購入いたしました群馬県債2億円でございます。投資合計も同額でございます。

（1）の有形固定資産と（2）の無形固定資産、（3）の投資を合わせました固定資産合計額は、一番右の列、28億5,835万9,864円でございます。

2の流動資産は、（1）の現金預金から（4）の前払費用までを合わせました合計は、一番右の列、下から2行目、7億472万784円でございます。

1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、一番右の列、一番下の行、35億6,308万648円となっております。

次に、419ページをお願いいたします。

負債の部でございます。3の流動負債は、（1）の未払金から（4）の預り金までを合わせました合計、一番右の列、4億9,217万6,427円、負債の合計も同額でございます。

資本の部でございます。4の資本金は、（1）の自己資本金、イの固有資本金からハの組入資本金までを合わせました計、真ん中の列、1億401万3,797円。（2）の借入資本金、イの企業債は真ん中の列、4億6,914万2,966円。（1）の自己資本金と（2）の借入資本金を合わせました資本金の合計は、一番右の列、5億7,315万6,763円でございます。

5の剰余金は、（1）の資本剰余金、イの国庫補助金からニのその他資本剰余金までを合わせました合計は、真ん中の列、23億5,593万7,698円でございます。（2）の利益剰余金は、イの減債積立金からハの当年度末未処分利益剰余金までを合わせました合計で、真ん中の列、1億4,180万9,760円でございます。（1）の資本剰余金と（2）の利益剰余金を合わせました剰余金の合計は、一番右の列、下から3行目、24億9,774万7,458円。また4の資本金合計と5の資本剰余金の合計を合わせました資本合計は、一番右の列、下から2行目、30億7,090万4,221円、さらに負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は、一番右の列、一番下の行、35億6,308万648円となっております。

420ページから422ページまでは、上水道事業の収益費用明細書となっております。また、423ページから424ページまでは、資本的収入支出の明細書となっております。説明を省略させていただきます。

続きまして、425ページをお願いいたします。

平成24年度榛東村上水道事業剰余金計算書でございます。418ページから419ページで説明を申し上げました趣旨と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、426ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金、一番右の合計ですけれども、これは翌年度へ繰越剰余金となります。

427ページ、企業債明細書、428ページ、お願いします。

未処分償還残高ですけれども、右から1、2、3、4、5列目です。計4億6,914万2,966円となっております。

429ページ、430ページにつきましては、明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、71ページをお開きください。

榛東村上水道事業会計決算について報告をいたします。

今までは地方自治法であったんですけれども、これについては地方公営企業法ということが対象でございます。

審査は7月22日、一般会計、特別会計と同様な方法で行いました。

審査の結果については、当該年度の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。

次に、業務の概要でございますけれども、この下の表を見ていただくとわかるんですが、3番目の給水件数がプラスの42件、あとはみんなマイナスということでございます。特に一番気になるのは、一番下の有収率です。23年度は1.54上がったんですけれども、また0.03%下がってしまいました。群馬県平均に比べると、約5%近い額が劣っております。

それから、施設整備については長岡の浄水場が繰り越し事業で完了しております。

収益的な収入及び支出については、2億5,800万、2億5,200万ということで、前年に比べて100万円、150万ほど減少しております。

経営成績が気になる場所なんでございますけれども、74ページを見ていただくと表のとおりです。有収水量が減ったおかげで総収益が、93万6,000円減少しました。総費用が384万円ふえ、その結果、当該年度は30万2,000円のマイナスと、純損失という結果になりました。この表でも20年から730万、1,500万、1,300万、400万というようにずっとプラスが続いてきたんですけれども、今回30万といいながらも純損失です。前年が448万円ですから、約500万近い減益ということになるろうかと思いません。

この表の一番下を見ていただきたいんですけれども、総収支比率というのがございます。99.9ということで、これはマイナスだからこうなったんですが、同規模団体が108.1と言う数字が書いてあります。108.1というのを当村の数字に入れますと、大体2,000万程度純利益が出ていないと108.1というふうになりません。同規模平均では、大体そのくらい利益が出ているということでございます。

それから、水道料金の未収がこのところふえております。24年度は1,558万ということで、前年に

比べて285万円ほどふえております。この表で見ていただけるとわかるんですけども、平成20年度は未収金が862万円だったんです。24年度で1,558万と。4年後には約700万円未収がふえるということがこの表でおわかりになるかと思います。

それから、要素別では余り合計はございませんで、支払利息のところ、支払利息は50万ほど減少、企業債は4億6,900万ということで、1,700万ほど減少しております。財政状況はとくに問題はございません。

最後に、減少傾向にあった配水量、それから有収水量、これが減ったことによって、例えば23年が7万7,000立米、24年が3万4,000立米という減少で、この2年で11万立米減少しております。減少したことで、総収益が93万6,000円減少、管理費等で384万円の経費がふえました。当該年度においては30万2,000円の純損失ということでございます。

水道の未収金についてもこの数年増加傾向です。滞納整理を積極的に行って、未収金の減少に努められたい。

一方、有収率、先ほど申しましたように、0.03ポイント減少ということで群馬県平均と比べるともう劣っております。原因を追究して、有収率の向上に向けた具体的な対策、速やかに取り組まれるようお願いをいたします。

ちなみに、24年度が総配水量が210万立米、有収水量が167万立米ということで、42万立米が不明水ですか、土の中に隠れてしまうと。42万というのは上野原の10万トンの貯水池が4つ流れていってしますね。県平均にすると、それが今度は3つですということが概算いえるかと思います。

次に、次年度以降についても各施設老朽化とか施設がえ等いろいろ投資的事業が多いと思うんですけども、多額の費用がかかります。中長期的な視野に基づいた計画的な財政運営をやって、経営の安定化を図る。安全・安心な水の安定供給に努めていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 岩崎代表監査委員の報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど代表監査委員のほうからもご指摘がありましたが、有収率が群馬県平均よりも低く、また同規模団体平均よりも低いという中で、不明水が42万トンですか、あるということで、このあたりどのように今後村として考えていくのか。また具体的にそういった不明水に関して調査等を行っていくのか、そのあたりの考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 不明水対策につきましては、毎年実施をしているんですけども、

老朽管等の布設がえ、それと減圧調整等で対応を今現在しているところでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に憂慮する問題だというふうを受けとめております。1つ原因は、群馬県平均といってもやはりうちのほうは高低差のある本当に何ていうか地域で言えば棚田に等しいような地域でございます。そんな中で、非常に管が一定に引かれるんじゃないで、やはり勾配を見ながら落としていくと。その落としていくところのジョイントの施設が非常に多いというような関係もそこいらから漏れているんじゃないかと推理されます。

それからもう一つは、地域住民からの漏水、何ていうか、生活の中での漏水が非常に最近多いんです。そういったためにも注意を喚起をさせていただいておるわけですが、いずれにしましても群馬県下平均からするとすごく悪いと。それから、水の量からいっても、先ほど監査委員が言われましたように、榛東村だけでも10万トンを見れば、あれが4杯漏水しているというのは、これは物すごい私も今聞いてショックでございます。いい対策というのは、これからもっともっと真剣になって係と話し合いまして、前向きに考えていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 不明水に関しましても、やはりこれだけあるというのは村長もおっしゃるように私もかなりの量が毎年なくなっているんだなというので、本当に非常に考えていかなければいけないと思っているところであります、しっかりとその辺も考えながらまた老朽管の布設がえ等もしっかりと行っていただければと思います。

また、水道料金のほうの滞納に関してなんですが、この滞納整理等は上下水道課で行っているのか、また税務課か、また多少一緒に行っているのか、そのあたりの滞納整理の状況と今後のしっかり未収金を減少していただくように努めていただければと思うんですが、そのあたりに関してもお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ほかの税、負担金と違いまして、水を供給しているという観点から村でもある程度、何ていうかな、執行の中で握っているものがあるわけです。それを行使しながらやっているんですけども、なかなかそれが行使して、猶予期間を置くんですけども、その間は納めますよ、やりますよというその返答は来て、またあけてやると。そうするとまたそれが積み重なるというたちごっこみたいなことになるので、その辺をもう少し村でもしっかりした態度で、もう今回やって何回目だから、今度あったらだめだよとかというような強い姿勢で臨んで、滞納というか未収をクリアしていきたいと。

それで、一番多いというかその人たちは、やはり住宅を借りている方が多いんです。既存にある住宅の方は少ないんです。本当に借り家で、早く言えばアパートとかそういうところが非常に多く出てきているので、そういうところは大家さんにもお願いしながら、一つ対策を考えていこうかなというふうには思っているんですけども、また妙案があったら、皆さん方からも提案させていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 滞納整理につきましては、毎月4班体制で2名ずつ大字ごとを実施しております。あとは3カ月に1回催告書の送付、それと督促については毎月ですね。あと定数につきましても随時実施しております。

しかしながら、その滞納者につきましては、低所得者であったり、また水道料金だけでなく、ほかの公金等も滞納している方が大変多いということでなかなか滞納整理をしても収納に直接効果がないような状況でもあります。だからといって滞納整理については、今後も強化をしていく計画ではあります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 滞納整理の状況を課長のほうからお話いただいたんですけども、話の中でほかのものについても滞納しているような状況も見られるということで、税務課が所管している部分と同じ1軒の家で幾つか滞納されているのであれば、やっぱり連携してその辺滞納整理とか行ったりはできないのかなと思うんですが、やっぱり水道は水道で会計が別でありますので、その辺難しいのかもしれないんですけども、そういった連携だったりすることはやはり難しいのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 水道課長のほうからですけども、税務課も連携で徴収には行っております、水道の徴収は。それから、日曜納税等につきましても、水道の納税来ますので、一緒に徴収をして一体となって滞納整理というんですかね、行っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番松岡です。

先ほど漏水という話が出たので、その点について村で調べてほしいんですけども、自分のうちの

自宅の約200メートルくらいかな、事務所の北のU字溝のところで年間通して相当量水が出ちゃうんですよ。上水道だか農業水だかわからないんだけど、その辺のところ確認できないんだけど、42万トンといえはすごい量でそれが漏水しているというとな本当に大変な金額になっちゃうんだけど、それを早急に調べていただいて、関係課長さんはよく調査してください。お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど申し上げましたように、漏水箇所というのはそういった方たちの通告というか案内でもわかるので、今言われたものについては早急に指示をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第11号 平成24年度榛東村上水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第13 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

○議長（高橋 正君） 日程第13、報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

議案書102ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして報告させていただきます。

中段の1の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

初めに、実質赤字比率でございます。この比率は、普通会計が赤字の場合、その赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

本村は、これまでにご認定いただきました各会計の決算でもおわかりのように、実質収支はいずれも黒字またはゼロでございます。したがって、「－」（ハイフン）、該当なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。この比率は、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。

本村は、全会計とも実質収支はいずれも黒字またはゼロでございます。したがって、「－」（ハイフン）、該当なしとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。この比率は一般会計が負担する全会計の公債費の標準財政規模に対する比率でございます。本村の平成24年度の過去3年間の平均値は6.0%でございます。

次に、将来負担比率でございます。この比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率でございます。本村は、「－」（ハイフン）、該当なしとなっております。

以上の1つでも早期健全化基準値、カッコ内数値以上となった場合は、財政健全化計画を作成し、議会の議決を得ることとなっております。

次に、その下の段でございます。2の資金不足比率でございます。この比率は、各公営企業等の資金不足の事業の規模に対する割合でございます。本村はいずれの会計も資金不足はありません。したがって、備考のとおり、「－」（ハイフン）、該当なしとなっております。

以上、ご説明申し上げたとおり、本村の平成24年度決算における一般会計、特別会計、企業会計の財政の健全性は十分保たれていることがご理解いただけると存じます。

また、審査意見書につきましては、平成24年度榛東村決算書等審査意見書の83ページ、財政の健全化に関する審査は84ページに、経営健全化に関する審査がそれぞれ掲載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

以上をもちまして、平成24年度の決算審議は終了します。

岩崎代表監査委員におかれましては、決算審査を初め、行政全般にわたりましてご指導を賜り感謝申し上げます。ここに一般会計並びに特別会計の決算が無事認定されましたことに対し、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

◇

◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成25年第3回榛東村議会定例会2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時散会

平成 2 5 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 7 日 (火)

平成25年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

平成25年9月17日（火曜日）

議事日程 第3号

平成25年9月17日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第67号 榛東村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第68号 榛東村子ども・子育て会議条例について
- 日程第 4 議案第69号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第70号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第71号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第72号 村道の路線認定について
- 日程第 8 議案第73号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 9 議案第74号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第75号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第76号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第77号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第78号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第79号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 陳情・請願について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 平成24年度榛東村一般会計決算の審査結果について
- 日程第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第80号 榛東村子ども・子育て会議条例について

出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第3回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

なお、昨日の台風18号では、議員各位におかれましては、大変ご心配をいただきましたことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

なお、村長のほうからご挨拶をお願いいたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） おはようございます。

3日目の定例会です。よろしくお願いいたします。

今、議長が申し上げましたように、昨日の台風については、議員の皆様方には自宅待機ということで、議長のほうから連絡があったと思うんですけども、お願いしたところでもございますけれども、本当に不幸中の幸いで、多少の流土の流出とか、それから風倒木とかというものがあったんですけども、大過なく過ぎ去ったということで、ご報告申し上げたいと思います。

執行のほうでも、きのう1日待機をして、いろいろな情報等を入れながら備えておったんですけども、本当に大過なかったということです。

ただ、砂の流出については、村の建設業者さんが率先してその片付けに当たってくれたということに対しては、本当に感謝を申し上げるところでございます。

報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ただいま村長のほうから報告のとおりでございます。

また、本日早朝より関係職員が被害状況の把握を行っています。今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、また、ここであらかじめ報告を申し上げます。

本日、午後の会議に13番早坂通議員が所用のため、欠席したいとの届がありました。

それでは、出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

7番南千晴さん、8番金井佐則君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 議案第67号 榛東村税条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第2、議案第67号 榛東村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴いまして、榛東村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案書につきましては2ページを、例規集につきましては2巻の640ページから710ページまでをごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正は、今年3月30日公布の地方税法の改正及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことによるものでございます。

なお、議案書につきましては3ページから9ページと、それから新旧対照表につきましては1ページから28ページということで、分量的にかなりボリュームがございます。したがって、要点を絞りつつ説明をさせていただきます。また、各字の字句の訂正等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

今回の主な改正点は、現在の低金利の状況を踏まえ、国税の見直しに合わせ、延滞金の利率引き下げにかかわるものが1点。2点目が、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間の延長並びに控除限度額の拡充に係るものが2点目。3点目として、住民税の年金特徴にかかわる算定方法の見直しに係るものということで、以上3点が主なものでございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

左が改正案でございます。右が現行案でございます。下に下線が引かれている箇所が改正の部分と

なりますので、よろしく願いいたします。

初めに、34条の7の寄附金税額控除でございますけれども、第2項について、現行、地方公共団体の寄附、ふるさと納税、寄附等でございますけれども、行った場合については、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金のうち2,000円を超える部分について全額控除できる仕組みとなっております。

今回の改正は、地方税法附則第5条の6の新設に伴う規定整備でございます。復興特別所得税が平成25年1月1日から課税されていることに伴い、いわゆるふるさと寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年から50年までの各年度に限り特例控除の算定の見直しを行うものでございます。

次に、47条の2でございます。これは、公的年金等に係る所得に係る個人の住民税の特別徴収でございますけれども、第1項について、地方税法321条7の2地方税法施行令第48条9の12の改正に伴う規定整備でございます。また、字句の訂正でございます。

改正内容でございますけれども、個人住民税の公的年金から特別徴収制度の見直しによって、賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合に、一定の要件のもとで特別徴収を継続するものというものでございます。

なお、本条の改正によって、徴収法の見直し等で税の負担の増減を生ずるものではございません。

それから、2ページをごらんいただきたいと思います。

47条の5でございます。年金所得に係る仮特別徴収税額等でございますけれども、第1項について、地方税法第321条の7の8の改正に伴う規定整備と字句の訂正でございます。

改正内容は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しに伴い、年間の徴収税額の平準化を図るものでございます。具体的には仮徴収の税額を前年度の特別徴収税額、免税額に対しての2分の1に相当する額とするという改正でございます。

なお、本改正は住民税の年金特徴に係る仮徴収税額部分の算定法の見直しを行うものでございまして、税の負担の増減を生じさせるものではございません。

次に、2ページ下段から3ページをごらんいただきたいと思います。

附則の3条の2でございますけれども、今回の改正の1つの要点でございます。延滞金割合の特例でございますけれども、地方税法附則第3条の2の改正に伴う規定整備で、現在の低金利の状況に踏まえ、国税の見直しに合わせて、延滞金の利率を引き下げるものでございます。

第1項で改正後の特例割合を規定しております。具体的には、納期限が1カ月を経過した場合は、現行14.6%だったものが、改正後は各年の国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合に年1%を加算し、さらにこれに7.3%を加えた9.3%が23年度の延滞金の割合となります。一方、納期限が1カ月を経過した1カ月以内の場合については、現行4.3%だったものが、改正後は国内銀行の約定金利1%を加算した上に、さらにこれに1%を加えた3%が平成25年度の延滞金の割合となります。

なお、第2項については、法人の申告延長に伴う特定基準割合を規定するために新たに追加されたものでございます。

次に、附則の第4条をごらんいただきたいと思います。

納期限の延長に係る延滞金の特例でございます。

第1項について、地方税法附則第3条の2の2の改正に伴う規定整備でございます。具体的には、法人住民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、附則第3条の2の改正に伴う規定整備でございます。

次に、4ページ下段から5ページをごらんいただきたいと思います。

附則第4条の2でございます。公益法人等に係る村民税の課税の特例でございますけれども、地方税法附則第3条の2の4の改正に伴う規定整備と、それに伴う字句の訂正でございます。具体的には、租税特別措置法第40条に第10項が追加されたことによるものでございます。租税特別措置法第40条は、国等に対して財産等を寄附した場合の譲渡所得の非課税について規定しており、第10項は本規定を一般法人に準用するというものでございます。

次に、附則の第7条の3の2の第1項でございますけれども、地方税法附則第5条の4の2の改正に伴う規定整備でございます。具体的には、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間について、所得税における住宅ローン減税の延長に合わせて、平成29年末から4年間延長するとともに、控除限度額を拡充するというものでございます。

次に、附則第7条の4でございます。寄附金税額控除における特例控除の特例でございますけれども、地方税法附則第5条の6の新設に伴う規定整備と字句の訂正でございます。具体的には、第34条7の2と同様な改正内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る住民税の課税の特例でございます。地方税法附則第33条の2の改正に伴う規定整備でございます。具体的には、金融所得課税の一体化に伴いまして、上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことによる改正でございます。

少し飛びまして、8ページまでお進み願いたいと思います。

附則第17条の2でございます。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る村民税の課税の特例でございます。第3項について、地方税法附則第34条2の改正に伴う規定整備でございます。具体的には、租税特別措置法37条の9の2。これは、認定農業用地適正化計画の事業用適用期限の到来により廃止されることによる改正でございます。

次に、附則第19条でございます。ごらんいただきたいと思います。一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例でございます。地方税法附則第35条の2の改正に伴う規定整備でございます。具体的には、金融所得課税の一体化に伴い株式等に係る譲渡所得の分離課税について、一般

公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されると、組み合わせが変わるということに伴う改正でございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

19条の2でございます。上場株式等に係る譲渡所得に係る個人の住民税の課税の特例でございます。地方税法附則第35条の2の2の改正に伴う規定整備で、全部改正でございます。具体的には、附則第19条の株式等に係る譲渡所得の分離課税について、特例公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設するための改正でございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

附則第19条の3から15ページの第20条まで飛ばさせていただきますので、15ページの20条までお進み願いたいと思います。

20条でございますけれども、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例までにつきましては、単に課税標準に係る計算の細目を定めるものであり、これについては、削除するというものでございます。

次に、18ページまでお進み願いたいと思います。ごらんください、18ページをお願いいたします。

附則第20条の2でございます。先物取引に係る雑所得等に係る個人住民税の課税の特例でございますけれども、附則第19条の3から20条までの削除に伴う条ずれを改正したものでございます。

次に、19ページをごらんください。

附則第20条の3でございます。先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除でございますけれども、単に課税標準に計算の細目を定めるものであり、これについても条を削除するというものでございます。

少し飛ばして、21ページまでお進み願いたいと思います。

附則第20条の4でございます。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例でございます。

租税条約実施特例法第3条の2の2の改正に伴う規定整備と合わせて、条ずれの修正を行うものでございます。具体的には、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債等の利子等が対象に追加されたことによる改正でございます。

少し飛ばしまして、23ページまでお進み願いたいと思います。

附則第20条の5でございます。保険料に係る個人の住民税の課税の特例でございますけれども、これにつきましても、単に課税標準に係る計算の細目を定めるものであり、条を削除するというものでございます。

24ページをお開き願いたいと思います。

附則第22条の2でございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の期限の特例でございますけれども、地方税法附則第44条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係

る譲渡期限の延長の特例の改正に伴う規定整備でございます。

少し飛ばして、27ページまでお進み願いたいと思います。

次に、附則23条でございます。東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございますけれども、地方税法第45条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の改正に伴う規定整備でございます。

最後に、議案書の8ページをごらんいただきたいと思います。本文のほうへお戻り願いたいと思います。

附則。本文のところですが、附則をごらんいただきたいと思います。

附則。第1条、施行期日でございますが、この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとし、第1号、附則第7条の3の2及び23条の改正規定並びに次条第4項の規定については、27年1月1日から適用とする。

2号について、第47条の2第1項、47条の5第1項の改正規定並びに次条の第6項の規定については、28年10月1日から適用とする。

そして、第3号について、附則第7条の4の改正規定（「附則第19条第1項」の下に「、附則第19条の2第1項」を加える部分に限る。）、ということで、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第7条の規定については、平成29年1月1日から適用するというものでございます。

また、附則第2条第1項から第7項まで経過措置を規定しておりますけれども、説明を省略させていただきます。

以上で提案理由の説明、改正内容の説明を終わりにします。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第67号 榛東村税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第68号 榛東村子ども・子育て会議条例について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第68号 榛東村子ども・子育て会議条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） それでは、議案第68号の提案理由についてご説明申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく合議制機関として、子ども・子育て会議を設置するものです。

榛東村では質の高い乳幼児期の教育、保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実等を推進するため、新たな仕組みづくりを進め、教育、保育、地域の子育て支援が円滑に実施できるよう、（仮称）榛東村子ども・子育て支援事業計画を策定します。同計画の策定等に係る合議制の機関としながら、本村の子ども・子育て支援施策を推進するため、学識経験者、子育て支援事業に従事する者、保護者を初めとする幅広い関係者の皆様の意見を反映することを目的に、榛東村子ども・子育て会議を設置するものでございます。

それでは、条文の朗読により説明にかえさせていただきます。

議案書11ページをお開きください。

榛東村子ども・子育て会議条例。

（目的）第1条 この条例は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、榛東村子ども・子育て会議を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）第2条 会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

1号、法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2号、前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項に関すること。

（組織）第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

第2項 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

1号、児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者。

2号、学識経験者。

3号、関係行政機関の職員。

4号、その他村長が必要と認める者。

(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

第2項 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長) 第5条 会議に、会長及び副会長の各1人を置き、委員の互選により選任する。

第2項 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議) 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

第2項 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

第3項 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請) 第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務) 第8条 会議の庶務は、子育て・長寿支援課において処理する。

(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議において定める。

附則。

(施行期日) 第1項 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例) 第2項 会長が選任されるまでの会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 第3項 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3開票立会人の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員、日額7,000円。

なお、榛東村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例は、例規集第1巻423ページに記されております。

また、補足資料を記した資料をお配りしてありますので、ごらんください。

特にお伝えしておくところは、第3条で15人とした委員構成についてのこちらのほうの判断記録が記されております。また、第4条で任期を2年としたものの内容が記されております。また、附則の

ほうで、資料の3ページになりますが、報酬を必要とした理由、経緯等を記しておきました。また、その資料の4ページ目以降は関係法令の抜粋として、子ども・子育て支援法の抜粋を記しております。

続きまして、またカラー刷りの資料につきましては、表紙で内閣府、文部科学省、厚生労働省が共同で作成したものを用意しております。以前にも配りましたが、この機会にまた示した次第です。この新制度において、消費税の増税分のうち7,000億円を充てる旨の内容が、開いて右上のほうで、子ども・子育て支援制度の財源はということで記されているとともに、また裏表紙の中で、平成27年度に本格的なスタートを目指しております、ここの中でも消費税引き上げに伴う財源が7,000億円充てられている旨が記されております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、これから指摘したいことは、内容についてもいろいろ私もどうかなと思うところもあるんですけども、今、指摘するところは、条文の文について、何かしっちゃかめっちゃかなんですよ。今、逐一指摘しますので、課長、よく聞いていてください。

まず、会議ということがこの中で使われております、会議という字句が。この会議というのを指すのは2つあると思うんです。子ども・子育て会議の会議ということ指す場合と、あとは会議をする自体を指す会議という言葉がこの中に使われていると思うんです。ただ、この言葉が同じ会議で使われてしまっているんです。これは、こういう文章の中でやっぱりちゃんと区別をして、例えば子ども・子育て会議の組織自体を指す場合は、「子ども・子育て会議」とするか。第6条の「会議」、これは要するに、いわゆる会合をすることですよ。この会議を指した場合は、ただの「会議」でもいいとか、この2つがごちゃごちゃで同じ会議になってしまっているんです。非常に読みづらい。

それが1点と、あと第2条、(1)のところに「法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事」となっておりますね。次の(2)では、「前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項に関する事」となっておりますね。これ、ちょっと細かいところなんですけれども、今、私聞いていて気づいたんですけども、ここにしても、(1)のところは、何も「事務」にしないで「事項」にすればいいわけですよ。統一的な見解からすれば、それが2点目。

3点目、4条の2「委員は再任されることができる」となっていますね。これは違うでしょう。「委員は再任することができる」でしょう。なぜかといえば、村長が委嘱するんです。わかりますよね、私が言っていることが。それと5条。5条の「会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選任する。」これ私は間違えているかもしれませんが、私の見地からいけば、これは文になっていないです。これをもし変えるとすれば、「会長及び副会長は委員の互選による」とか、も

しくは、「会議には委員の互選により会長及び副会長を置く」とかすべきだと思います。これ1人の場合は各1人なんて入れないでいいと思うんです。例外として2人置く場合は、2人というのを入れればいいんですけれども。

それと、その5条のところの3「副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」となっていますけれども、これのこのところの「又は会長が欠けたとき」なんて入れる必要ないですよ。その前に事故あると載っているんですから。ですから、「副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する」でいいわけですよ。

次、「会議は、会長が招集し、その議長となる」というふうになっていますけれども、これもちょっと細かい表現なんですけれども、文章はある程度できるだけ整理したほうがわかりやすいですから、この際だから言いますけれども、この場合の「その」なんて要らないと思うですよ。「会議は会長が招集し、議長となる」で。

次、その6条の、これもちょっと細かいんですけれども、あえてこの際だから言わせてもらいますけれども、6条の3「会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」となっていますけれども、これだって「可否同数のときは、議長が決する」で済んじゃうわけですよ。

次、7条。7条の「会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる」となっていますけれども、ここで「意見の開陳及び説明」のところ「、」が入らなければだめですよ。もしくは、「、」を入れなければ「説明など必要な協力を求めることができる」というふうにするか。これじゃちょっと文章的にやっばりまずいと思うんですよ。あえて私こんな細かいことを指摘するつもりもなかったんですけれども、最初にひっかかったのが、この「会議」が混同されているということです、使い方。あれおかしなと思って、いろいろ何度も何度も読んでいるうちに、いろいろやっばり見つけてきてしまったわけです。なので、今、指摘をさせていただきます。

青木課長、今の指摘をどうお考えですか。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） こちらの条例を作成するまでに至るまで、近隣市町村の例とか、もう既に定めているものをいろいろ取り寄せまして、いろいろこちらで協議、検討した原案をつくって、村の法令審査会のほうに提示しまして、そこでまたいろいろチェックを受けて、精査を受けたつもりです。

確かにつくる過程で会議と会議を混同しないように区別しているケースも認められましたが、そこら辺法令審査のほうでもちょっと指摘を受けなかったもので、簡略して会議ということがちょっと混同されるように解釈されるかもしれませんけれども、一応こういう形に至りました。

そのほか細かい点につきましても、一応そういう法令審査を受けたところで、直している過程で、ちょっとうちのほうでも、また審査会のほうでもちょっと気づかなかったというか、そういうふうな解釈もあるんだなということで、今後の審査等における原案をつくるときに注意したいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、課長が今私が指摘したことは否定はしなかったですね。だから、中には原文のままでもいいじゃないかというものもあったかもしれません。

ただ、やっぱり決定的なのは会議を混同していることと、あと4条の2の「委員が再任されることが出来る」というこの表現ですね。これ委員側からの表現ですよ、再任されることが出来るなんていうのは。ですから、これはやっぱり大きな間違いだと思うんです。なおかつこの条例をここで通れば、これホームページなんかにも載ってしまうわけでしょう。そうしたら、ほかのいろいろな他町村の人たちも見るとは思いますよ。でも、私から言わせれば、ちょっとこれは余りにも文としていろいろ問題があるというふうに思うんです。こういうものをやっぱりホームページに載せるというのは、いかなものかと思えますし、今後、こういう文章がずっと残っていくというのもどうかと思えますので、やっぱりきちっとした、いわゆる一般的な通常認められるような文章につくりかえるべきだと思うんです。

課長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時33分休憩

午前9時52分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 大変本当に申しわけないんですけども、字句等の修正がございますので、この議案については、きょう取り下げをさせていただき、そしてきょうの最後に追加議案として出させていただくということでもよろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） ただいま村長の説明のとおり、議案第68号 榛東村子ども・子育て会議条例についてを取り下げいたします。

◎日程第4 議案第69号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第69号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、さきほど可決をされました榛東村税条例と同様に地方税法等が一部改正されたことに伴いまして、榛東村国民健康保険税条例においても所要の改正を行うものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

改正条例を朗読させていただきます。朗読に当たりまして、括弧類につきましては省略させていただきます。

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

榛東村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「株式等」を「一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項」を「法附則第35条の2第5項」に改める。

附則第8項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）8項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第9項及び第10項を削る。

附則第11項を附則第9項とする。

附則第12項を削る。

附則第13項を附則第10項とする。

附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第12項とする。
ここから新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の29ページをお願いします。

左が改正案、右が現行でございます。

附則4項の見出しを含め下線部分「配当所得」を「配当所得等」に改めます。これは、法律におきまして、配当所得が利子所得及び配当所得に改正されたため、「配当所得等」と改めるものでございます。

次に、附則第7項の見出しを含め下線部分「株式等」を「一般株式等」に改め、「法附則第35条の2第6項」を「法附則第35条の2第5項」に改めます。これは一般株式等は一般公社債及び非上場株式等でございますが、一般株式に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等、これは特定公社債及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改正されたことに伴いまして改めるものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

附則第8項は、先ほど説明をいたしましたとおり、全文の改正でございます。これは上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設するための改正でございます。

右の現行条文の附則9項、附則10項は削除いたします。これは課税標準の計算に係る細目の定めでございます。地方税法の附則に定めがあることから削除するものでございます。

31ページの附則9項、10項が削除されたことで、「11項」を「9項」に改め、現行条文附則12項も課税標準の計算に係る細目の定めにつきまして、地方税法の附則に定めがあることから削除いたします。

32ページ、現行条文「13項」「14項」を「10項」「11項」に改め、33ページ、現行附則「第15項」を「12項」に改め、下線部分の「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めます。

これは、条例適用利子等に係る分離課税の対象に特定公社債の利子等を追加するものでございます。議案書の14ページにお戻りください。

附則でございます。

附則。

(施行期日) 第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分) 第2条 この条例による改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

例規集につきましては、第2巻の1,089の9ページからとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第69号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第70号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第70号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

議案書16ページ、提案理由でございますが、納税環境整備のため地方税法等が一部改正されたことに伴いまして、延滞金の利率を引き下げるもので、榛東村後期高齢者医療に関する条例においても所要の改正を行うものでございます。

議案書の17ページをお願いいたします。

改正条例を朗読させていただきます。朗読に当たりまして、括弧等につきまして省略をさせていただきます。

榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

新旧対象表35ページをお願いいたします。

左が改正案、右が現行でございます。

附則第2項中の下線部分「年14.6パーセントの割合及び」を加えます。これは、現行では延滞金の額が納期限の翌日から1年間は年7.3%、1カ月経過後は14.6%の率で計算する規定を特例によりまして、年7.3%については、特例基準割合等を適用し軽減をしていました。この改正によりまして、14.6%も特例基準割合の適用として軽減をするものでございます。

次の下線部分「各年の前年」から「加算した割合をいう」までを改正案下線部分「当該年の前年に」から「以下この項において同じ」に改め、次の下線部分「その年中においては」から「これを切り捨てる。」までを改正案下線部分「その年」から「年7.3パーセントの割合」に改めるものです。これは、適用する特例基準割合の利率を改正するもので、対象とする利率の変更、加算割合の変更にによりまして、利率を下げるものでございます。

議案書の17ページにお戻りください。

附則でございます。

（施行期日）1項 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）2項 この条例による改正後の榛東村後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

例規集につきましては、第2巻の945の3ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第70号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第71号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第71号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の18ページ、提案理由でございますけれども、先ほどと同様、納税環境の整備のため地方税法等が一部改正されたことに伴いまして、延滞金の利率を引き下げるもので、榛東村介護保険条例においても所要の改正を行うものでございます。

議案書の19ページをお願いいたします。

条例を朗読させていただきます。同じく朗読に当たりまして、括弧等については省略をさせていた

だきます。

榛東村介護保険条例の一部を改正する条例。

榛東村介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89条）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（公定歩合）に年4パーセントの割合を加算した割合をいう）を「同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ）」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数がある時は、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

次に、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表36ページお願いします。

今回のこの介護の条例改正は、先ほど説明をいたしました後期高齢者の条例と内容同様でございます。今回、新旧対照表の内容につきましても同様ですので、この説明につきましてはごらんいただいて、私のほうからは省略をさせていただきます。

次に、議案書の19ページにお戻りください。

附則でございます。

（施行期日）第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）第2条 この条例による改正後の榛東村介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

例規集は、第2巻の1093の7ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第72号 村道の路線認定について

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第72号 村道の路線認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 提案理由について、説明を申し上げます。

今回、道路法第8条の規定に基づき、路線認定の議決をお願いする路線は2路線でございます。建築基準法に伴うもの1件と宅地開発に伴うもの1件でございます。

議案書21ページが認定路線調書、22ページからが路線認定図でございます。これにより説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

路線番号、5258。路線名、判塚10号線。起点、大字新井字判塚2689番4地先。終点、大字新井字判塚2682番5地先の路線でございます。図面は22ページにあります。延長が85.2メートル、幅員が2.75メートルから4メートルでございます。

この路線は、11区松岡商店跡地のところに位置し、県道から南へ進入する赤道であります。前橋土木事務所より協議がありまして、現在この道路につきましては、建築基準法の道路として認められておりません。奥側に5件の家がありますが、再建築の際に支障を来すこととなります。村で認定をしてもらえるのであれば、建築基準法の道路として扱いとのことであります。

次に、路線番号、5259。路線名、八幡下19号線。起点、大字広馬場字八幡下2373番7地先。終点、大字広馬場字八幡下2373番9地先の路線でございます。図面は23ページにあります。延長が34メータ

一、幅員が5メートルでございます。

この路線は、13区の八幡下で金古広場線と蛇ヶ見井戸尻線の交差点の南になります。北群馬土地により造成された土地開発地内につくられた道路でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 村道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで15分間休憩といたします。開会を30分から行います。

午前10時15分休憩

午前10時53分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） 日程の追加についてお諮りいたします。

この際、日程を追加したいと思いますが、お手元に配付の議事日程にとおり追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、お手元に配付の議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第80号 榛東村子ども・子育て会議条例について

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、議案第80号 榛東村子ども・子育て会議条例についてを議題

といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく合議制の機関として榛東村子ども・子育て会議を設置するものでございます。

それでは、条文のほうを朗読でもって説明にかえさせていただきます。

榛東村子ども・子育て会議条例

（目的）

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、榛東村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条、子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、または意見を述べることができる。

1号、法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

第2号、前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条、子ども・子育て会議は委員15人以内をもって組織する。

第2項、委員は次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

1号、児童福祉その他子どもに関係する事業に従事する者。

2号、学識経験者。

3号、関係行政機関の職員。

4号、その他村長が必要と認める者。

（任期）

第4条、委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第2項、委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条、子ども・子育て会議に会長及び副会長の各1人を置き、委員の互選により選任する。

第2項、会長は会務を総理し、会議を代表する。

第3項、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、また会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条、子ども・子育て会議の会議は会長が招集し、その議長となる。

第2項、子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第3項、子ども・子育て会議の会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条、会長は特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条、子ども・子育て会議の庶務は、子育て・長寿支援課において処理する。

(委任)

第9条、この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、子ども・子育て会議の会議において定める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は公布の日から施行する。

(招集の特例)

第2項、会長が選任されるまでの子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず村長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3項、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3開票立会人の項の次に、次のように加える。

子ども・子育て会議委員、日額7,000円。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第80号 榛東村子ども・子育て会議条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第73号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第73号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては前年度の繰越額の確定及び地方交付税の交付額確定に伴う増額及び財政調整基金からの繰入金の減額などがございます。歳出におきましては、財政調整

基金への法定積み立て及び将来に備え社会教育施設整備基金への積み立てなどをお願いするものでございます。

25ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

10款地方特例交付金、補正額222万5,000円、計1,102万5,000円。1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税、補正額4,602万2,000円、計13億7,602万2,000円。1項地方交付税、同額でございます。

15款国庫支出金、補正額4,053万円、計5億7,693万3,000円。2項国庫補助金、補正額4,053万円、計2億4,583万7,000円。

16款県支出金、補正額409万1,000円、計3億6,456万8,000円。2項県補助金、補正額409万1,000円、計1億5,581万1,000円。

17款財産収入、補正額54万2,000円、計5,794万2,000円。1項財産運用収入、補正額54万2,000円、計5,792万9,000円。

19款繰入金、補正額8,138万6,000円の減、計4億9,047万6,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

20款繰越金、補正額1億2,917万3,000円、計2億917万3,000円。1項繰越金、同額でございます。

21款諸収入、補正額732万4,000円、計3,174万2,000円。4項雑入、補正額732万4,000円、計2,859万8,000円。

22款村債、補正額217万3,000円の減、計2億4,782万7,000円。1項村債、同額でございます。

歳入合計、補正前の額49億7,378万円、補正額1億4,634万8,000円、計51億2,012万8,000円でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額9万円、計9,406万3,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額7,456万7,000円、計6億9,797万4,000円。1項総務管理費、補正額7,207万3,000円、計5億6,142万9,000円。2項徴税費、補正額249万4,000円、計8,792万8,000円。

3款民生費、補正額764万5,000円、計17億1,068万2,000円。1項社会福祉費、補正額386万円、計10億3,121万4,000円。2項児童福祉費、補正額378万5,000円、計6億7,849万5,000円。

6款農林水産業費、補正額1,075万2,000円、計3億1,041万1,000円。1項農業費、補正額1,075万2,000円、計2億9,344万9,000円。

8款土木費、補正額224万6,000円、計5億97万9,000円。1項道路管理費、補正額6万5,000円、計

1,163万9,000円。2項道路橋梁費、補正額112万3,000円、計2億2,400万4,000円。5項都市計画費、補正額105万8,000円、計2億5,860万3,000円。

10款教育費、補正額5,104万8,000円、計8億9,805万8,000円。2項小学校費、補正額71万9,000円、計2億8,522万6,000円。3項中学校費、補正額29万2,000円、計8,209万4,000円。5項社会教育費、補正額5,003万7,000円、計1億9,292万7,000円。

歳出合計、補正前の額49億7,378万円、補正額1億4,634万8,000円、計51億2,012万8,000円でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けての補正となっております。

表中、左側が補正前、右側が補正後でございます。

今回の変更は、借入限度額を補正前の2億5,000万円から補正後2億4,782万7,000円とするものでございます。

28ページから30ページは、歳入歳出事項別名明細書総括でございます。説明を省略させていただきます。

32ページをお願いいたします。

一番上の枠でございます。10款1項1目地方特例交付金、補正額222万5,000円は、減収補填特例交付金の変更見込みによるものでございます。

2番目の枠、11款1項1目地方交付税、補正額4,602万2,000円は、普通交付税の確定によるものでございます。

3番目の枠でございます。上の段、15款2項5目教育費国庫補助金、補正額3,029万1,000円は、学校施設環境改善交付金の補助金の算出根拠の変更に伴うもので、南小プール建設事業でございます。

この下、7目地方の元気臨時交付金、補正額1,023万9,000円は、国の平成24年度補正予算に伴う経済活性化交付金でございます。なお、財源の充当先は3款2項4目学童保育費の財源でございます。

この下、16款2項4目農林水産業費県補助金、補正額409万1,000円は小規模農村整備事業補助金で県の採択見込みによるものでございます。

33ページをお願いいたします。

2番目の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額8,138万6,000円の減は、説明欄にある財政調整基金5,109万5,000円の減は歳出の充当残によるものでございます。また、義務教育施設整備基金3,029万1,000円の減は、南小プール建設において補助金の増額に伴いそれぞれ基金の繰入金を減額するものでございます。

この下の枠、20款1項1目繰越金、補正額1億2,917万3,000円は、前年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

一番下の枠、21款4項4目雑入、補正額732万4,000円の主なものは、次のページ、2節民生費雑入で説明欄にある福祉センター管理運営余剰金374万1,000円及び後期高齢者医療広域連合市町村負担金過年度精算金260万1,000円でございます。

下の枠、22款1項1目臨時財政対策債、補正額217万3,000円の減は、臨時財政対策債の借入額の確定によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

初めに、今回の補正の3節職員手当等の扶養住居通勤児童の各手当につきましては新規受給に伴うものでございます。期末手当、勤勉手当につきましては、主に新規採用に伴うもので、平成25年第2回定例会補正予算（第2号）で計上すべきものを計上しなかったものでございます。4節共済費につきましては、掛金の変更によるものでございます。

以下、各目の3節職員手当等及び4節の共済費の説明は省略させていただきます。

それでは、2番目の枠、2款1項1目一般管理費、補正額518万2,000円の主なものは、2節給料194万2,000円につきましては人事異動に伴うもので、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋りょう総務費から移しかえるものでございます。7節賃金105万円は10月からの臨時職員賃金を計上させていただくものでございます。

38ページをお願いいたします。

上の枠、2段目、8目財政調整基金費、補正額6,500万円は、繰越金の確定を受けて財政調整基金に積み立てるもので、法定積み立て分、繰越金の2分の1を計上させていただくものでございます。

下の段でございます。2款2項1目税務総務費、補正額249万4,000円の主なものは、次のページ、13節委託料134万5,000円で、うち固定資産評価がえに伴う事務調査委託料183万8,000円を計上させていただくものでございます。

39ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額358万8,000円の主なものは、25節積立金で平成24年度福祉センター指定管理運営事業費の確定に伴い、余剰金を社会福祉施設整備基金への積み立て374万2,000円を計上させていただくものでございます。

40ページをお願いいたします。

上の枠でございます。2段目、2目老人福祉費、補正額150万円は、20節扶助費で介護慰労金は本年度から介護特会で計上しましたが、介護特会において介護給付費に占める介護慰労金の割合が基準額を超える見込みであるため、要介護3の対象者を一般会計で計上させていただくものでございます。

下の段、3款2項1目児童福祉総務費、補正額378万5,000円の主なものは、次のページ、13節委託料で228万6,000円で子ども・子育て支援事業計画策定のための事務調査委託料を計上させていただくものでございます。

下の枠、2段目、6款1項5目農地費、補正額984万9,000円は、小規模農村整備事業、13節委託料126万円、次のページ、15節工事請負費858万9,000円を計上させていただくものでございます。

43ページをお願いいたします。

上の枠の下の段でございます。8款2項3目道路新設改良費、補正額280万1,000円は、村道の歩道部分の整備工事を行うもので、17節公有財産購入費75万円、22節補償補填及び賠償金206万1,000円を計上させていただくものでございます。

少し飛ばしまして、46ページをお願いいたします。

下の枠でございます。10款5項1目社会教育総務費、補正額5,003万7,000円の主なものは、将来に備え、社会教育施設整備基金への積み立てを行うもので、25節積立金5,000万円を計上させていただくものでございます。

47ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 38ページなんですけれども、37ページのほうから自然エネルギー推進事業の使用料及び賃借料と備品購入費の部分でお聞きしたいんですけれども、自動車借り上げ料についてと施設備品費25万円に関しまして、どういった用途のものなのか、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 南議員さんのご質問なんですけれども、使用料自動車借り上げ料、38ページになりますね。これは一応積雪時の機械借り上げ料等を予定しております。

また、備品なんですけれども、25万円、これにつきましては簡易トイレ1台を購入予定でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 簡易トイレの設置の場所と、積雪時の自動車ということは雪かきの車両ということですか。まず、簡易トイレの設置場所等に関してお聞かせいただきたいのと、雪かきはどこの部分の雪かきを行うのか、説明してください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一応、八州高原付近と言うのか、八州高原のところですか。

〔発言する者あり〕

○総務課長（立見清彦君） 一応、八州高原内を想定しておりますけれども。

〔発言する者あり〕

○総務課長（立見清彦君） トイレも八州高原でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） トイレに関しては、今2つ設置されていると思うんですけども、それ以外にも一つということなのか。あと、雪かきですけども、八州高原内の雪かきということは、目的とか、例えばS B エナジーが点検等をするのに当たって行く場合に榛東が雪かきをするために借り上げていくのか、それとも視察とか研修に当たって受け入れるためにかくのか、ちょっとそのあたりも説明していただきたいんですけども、3問目なので、雪かきまでして視察を受け入れる場合、やはり道路の凍結等を考えると本当にあのあたりは危険を伴うのかなと思うんですけども、そのあたり、雪かきしたから、ただ受け入れるとかということではなくて、行くまでの間の危険とか、そういった部分もきちんと考えなければいけないと思うんですが、そのあたりはどう考えているのか、説明してください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

予算書の33ページを見てください。

一番下です。雑入のところソーラーパーク管理負担金ということで63万円、それからソーラーパークイベント共済費ということで5万円計上させていただいております。これは、ソフトバンクのほうから今あります発電所の中を榛東村民の中で雇用で草を刈ってくださいというお願いがございました。それをするに当たり、ソフトバンクからこの補助金をいただけるということで収入で計上させていただきました。その収入をどういうふうに使ったらいいかということでソフトバンクとも相談し、またうちのほうでも相談したんですけども、やはりソフトバンクの好意に甘えるのであれば、その発電所の地域に施すことが妥当であろうということで、今回支出のほうで計上させていただきました。

そして、先ほど話されました除雪ですけども、冬は前にも申し上げたように原則としては受け入れておりません。ただ、あそこへ非常時があった場合に雪等があった場合には除雪をこちらからしていかねばならない。建設にはその費用もございません。それから、山の管理の中にも除雪費はございません。そんな中からこの費用として運用をさせていただく、こういうことで計上させていただきました。

きました。

それから、トイレについては今2基あるわけですが、ご案内のように非常に来所者が多いということで、女性の方が多いということなので、そういうお話をしましたらそういうところも整備をしたほうがいいんじゃないかということで、1基増設をさせていただき、そして利便性を図ると。それと同時に経済活性、それから観光振興等の施策も今立ち上げております。その中でメガソーラーも一つの適地として今日をつけておりますので、そういった面からも整備をしたほうがよいという判断のもとにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 40ページにあります児童福祉総務費で、先ほど来お話が出ておりますけれども、非常勤特別職の報酬が日額7,000円ということで、これを15名で10万5,000円掛ける2回分ということで21万円というのが計上されたのかなと思うんですけれども、その理解でいいんですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） そのとおりでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうすると、今年度中に2回会議を予定しているということなんですけれども、もう1点お聞きしたいのは、15人以内をもって組織するというので、児童の福祉その他子どもに関する事業に従事する者、学識経験、関係行政機関の職員、その他村長が必要と認める者、これの児童福祉に従事する者は何名、学識が何名、関係機関の職員が何名というようなあれはできているんですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 今慎重にそれを検討している最中で、内容についてはちょっと示せる段階には至っておりません。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 学識経験者という項目があるんですけれども、学識経験者というのは例えばの話ですけども、どのような学識のある方を選ぶんですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 一応想定しているのは大学の教授等、もしくは小児科の医師等、そういう方々を念頭に置いております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

12番岸君。

[12番 岸 昭勝君発言]

○12番（岸 昭勝君） 12番岸です。

44ページから北小、南小、中学校もですけれども、保護者メール配信システム構築委託料というのがずっとあるんですけれども、この内容を説明していただきたいんですけれども。

○議長（高橋 正君） 清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、説明を申し上げます。

10款2項1目の学校管理費の中で、小学校、中学校ということで、13節委託料にはそれぞれ5万円、それと14節にはそれぞれ3万2,000円ということで計上させていただいておりますが、これにつきましては小中学校で現在メール配信システムが入っております。これについては平成21年度に市販ソフト1個当たり10万円を購入いたしまして、パソコンに入力し、使用しているものでございます。昨今、スマートフォンの普及などにより、対応できなくなっております。また、パソコンの故障や災害時に停電となった場合には使用できなくなるおそれがございます、データ管理や入力などすべて学校の先生が行っております。パソコンが故障しますと、データも失われることとなります。

そこで、新たなシステムを導入するものでございます。13節の委託料5万円につきましては初期導入に要する費用でございます、あとは月々5,000円の使用料が必要となります。

導入を予定しておりますシステムにつきましては、東日本大震災のときにも使用できたものでございます。システム会社が登録削除、転入転出書類などのデータ管理を行い、保護者からの問い合わせも先生にかわって行っていただけるものでございます。メール配信された内容につきましては、同時に専用掲示板にアップされ、保護者はいつでも閲覧することができます。また、保護者がメールを開封したかどうかの確認もできまして、災害時の安否確認にも使用することができるというものでございます。

○議長（高橋 正君） 12番。

[12番 岸 昭勝君発言]

○12番（岸 昭勝君） このシステムは保護者全員とか、任意でとか、どうなっているのか。また、先ほど災害に対しての対応というんですけれども、また違った目的があったら教えていただきたいです。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 対象につきましては全保護者の方を対象にしてございまして、現在災害とかいろいろな緊急事態等がございました場合に、保護者の方にメール配信をしているわけですが、そういった災害時とか緊急時の場合に、保護者宛てにメールを配信するものでございます。今のシステムが非常に古くなっておりまして対応ができなくなってきているということで、今後に備えて小中学校で導入をさせていただくものでございます。

○議長（高橋 正君） 12番。

[12番 岸 昭勝君発言]

○12番（岸 昭勝君） 今までこれを、前大震災があったんですけども、そのとき使ったとか、その使用の経過、今までの経過というのをちょっと。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 今までどのような使用をされていたかということでございますけれども、例えば非常時で災害が、今回も台風がございましたけれども、そういったことで臨時休校とか、あるいはインフルエンザで学年閉鎖とか、または防犯関係で緊急時にメール配信をさせていただいております。そういったことで緊急に保護者の方に連絡をさせていただく事項が発生した場合に対応させていただいているものでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

6番松岡君。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番（松岡 稔君） 41ページから42にかかって農地費のことなんですけれども、この小規模農地の整備、どこの場所で面積はどのぐらいなんですか。

○議長（高橋 正君） 清水建設課長。

[建設課長 清水喜代志君発言]

○建設課長（清水喜代志君） 農地費の13節委託料と15節工事請負費ということでよろしいでしょうか。

場所につきましては、御堀18号及び19号線です。6区湯浅ヒトシさんちの牛舎から下っていきまして、群馬用水の幹線の横道になります。延長としましては215メートルでございます。この路線につきましては平成21年5月に陳情が行われております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番（松岡 稔君） 昨年もワイナリーの上に小規模土地改良ということで出てきました。また今

回小規模土地改良、もう大きいところは土地改良が終わっているんですけども、こういう小さな農村整備の農道改修だとか、そういう順番、そういうものはどういふふうに行政のほうでは——要するに、陳情があったから受け付ける、それで予算で今回はここにしようとか、そういう面で割り振るんですか。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） これは県の補助事業でありまして、一応採択要件がございます。今回ここが採択になりましたのは、御堀地区で橋梁のつけかえをしているところがあるんですけども、その同地区内という部分での採択要件で県より回答をもらっているところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第73号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第74号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第74号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入の主なものは、平成24年度決算に伴いまして繰越金の確定によるものでございます。

歳出の主なものは、繰越金の確定による国民健康保険基金積み立ての増額、それから24年度補助事業の確定による国・県からの補助金の償還金等でございます。

議案書の50ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

11款繰越金、補正額1億957万9,000円、計1億958万1,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

12款諸収入、補正額1,000円、計274万2,000円。4項雑入、補正額1,000円、計20万8,000円。

歳入合計、補正前の額17億3,335万5,000円、補正額1億958万円。計18億4,293万5,000円です。

続きまして、51ページをお願いいたします。

歳出です。9款基金積立金、補正額1億957万円、計1億987万1,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

11款諸支出金、補正額1万円、計222万5,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額1万円、計202万3,000円でございます。

歳出合計、補正前の額17億3,335万5,000円、補正額1億958万円。合計18億4,293万5,000円です。

52ページからの歳入歳出事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

56ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

11款1項2目その他繰越金、1節一般分繰越金1億957万9,000円は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

12款4項7目雑入、補正額1,000円は国保税の還付未済金の時効によりまして雑入により歳入をす

るものでございます。

続きまして、58ページをお願いします。

歳出の事項別明細書でございます。

9款1項1目国民健康保険基金積立金、25節の積立金1億957万円は、繰越金のうち財源充当した残額を基金に積み立てるものでございます。

11款1項3目一般被保険者国県支出金償還金、23節の償還金、利子及び割引料は、補助事業費の確定によりまして、補助金の国庫への還付金1万円でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第74号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第75号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第75号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入は後期高齢者広域連合からの市町村負担金過年度の精算によります精算金の雑入で、それから歳入とそれに伴います一般会計繰入金の減額でございます。歳出の補正はございません。

議案書の60ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額122万8,000円の減、計3,313万5,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも

同額です。

6款雑入、補正額122万8,000円、計123万円。2項雑入、補正額122万8,000円、計122万9,000円。

歳入合計、補正前の額9,755万8,000円、補正額はゼロ、計9,755万8,000円です。

61ページからの歳入歳出事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

64ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。3款1項1目の事務費等繰入金、1節事務費等繰入金、補正額122万8,000円の減。

6款2項1目雑入、1節雑入、補正額122万8,000円。これは後期高齢者医療広域連合からの市町村負担金の過年度精算金でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第76号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第76号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入の主なものは、平成24年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

歳出の主なものは、介護給付費準備基金への積み立て、国・県支出金償還金が主なものとなっております。

66ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款保険料、補正額31万6,000円の減、計2億2,256万8,000円。1 項介護保険料、補正額、計とも同額です。

3 款国庫支出金、補正額59万2,000円の減、計2億3,624万4,000円。2 項国庫補助金、補正額59万2,000円の減、計5,904万7,000円。

5 款県支出金、補正額29万6,000円の減、計1億5,408万5,000円。2 項県補助金、補正額29万6,000円の減、計437万6,000円。

7 款繰入金、補正額29万6,000円の減、計1億4,825万6,000円。1 項一般会計繰入金、補正額29万6,000円、計1億4,825万5,000円、8 款繰越金、補正額2,220万5,000円、計2,220万6,000円。1 項繰越金、補正額、計とも同額です。

9 款諸収入、補正額15万円、計15万5,000円。3 項雑入、補正額15万円、計15万3,000円です。

歳入合計、補正前の額10億5,514万5,000円、補正額2,085万5,000円、計10億7,600万円です。

67ページをお願いいたします。

歳出です。3 款地域支援事業費、補正額150万円の減、計2,315万2,000円、2 項包括的支援事業任意事業費、補正額150万円の減、計2,045万4,000円。

4 款基金積立金、補正額1,606万2,000円、計1,989万6,000円。1 項基金積立金、補正額、計とも同額です。

7 款諸支出金、補正額629万3,000円、計633万8,000円、1 項償還金及び還付金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額10億5,514万5,000円、補正額2,085万5,000円、計10億7,600万円。

68ページからの歳入歳出予算事項別明細書、総括の説明は省略をさせていただきます。

72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして、説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料から7款1項4目地域支援事業繰入金までは、歳出で補正を計上しています3款2項2目任意事業費、補正額150万円の減額に伴う負担割合による歳入減でございます。国庫補助金が39.5%、県補助金が19.75%、一般会計の繰入金が19.75%、保険料が21%の負担による減額でございます。

8款1項1目繰越金、1節繰越金2,220万5,000円は、前年度の繰越金の確定に伴うものでございます。

9款3項3目雑入、1節雑入15万円は、渋川地区認定審査会共同設置費の平成24年度の精算還付金でございます。

次に、75ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。3款2項2目任意事業費150万円の減額は、本年度から介護予算から介護慰労金の支出を予定しましたが、介護給付費に占める任意事業費の割合が2%を超えることができないとの県の指導がございまして、ルール内での支出になるよう減額をするものでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1,606万2,000円は、前年度決算による繰越金のうち財源充当した残額を基金に積み立てるものでございます。

7款1項2目国県支出金償還金、23節償還金利子及び割引料629万3,000円を補正しまして、平成24年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算を行うものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第77号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(高橋 正君) 日程第12、議案第77号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長(清水誠治君) それでは、平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)について、朗読及び説明をさせていただきます。

議案書78ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

4款繰越金、補正額32万1,000円、計32万2,000円。1項繰越金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億6,094万9,000円、補正額32万1,000円、計1億6,127万円。

続きまして、79ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款事業費、補正額32万1,000円、計7,929万3,000円。1項事業費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億6,094万9,000円、補正額32万1,000円、計1億6,127万円。

80ページから82ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略をさせていただきます。

84ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。前年度の決算の実質収支額32万1,390円でございますが、保護者からお預かりしました給食費から食材購入費を支出した残金を繰り入れるものでございます。

86ページをお願いいたします。

前年度繰越金を賄い材料として支出するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第77号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第78号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第13、議案第78号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長（立見清彦君） それでは、平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

今回の補正は平成24年度決算において実質収支1万7,023円を処理するためのものがございます。

議案書88ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰越金、補正額1万8,000円、計同額。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額2,447万1,000円、補正額1万8,000円、計2,448万9,000円。

次に、議案書89ページをごらんください。

歳出でございます。1款総務費、補正額1万8,000円、計1,659万9,000円。1項総務管理費、同額

です。

歳出合計、補正前の額2,447万1,000円、補正額1万8,000円、計2,448万9,000円。

議案書90ページから歳入歳出事項別明細書総括になります。総括につきましては説明を省略させていただきます。

議案書の94ページをお願いします。

事項別明細書の歳入です。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万8,000円。1節繰越金1万8,000円。これは前年度繰越金です。

議案書の96ページをお願いします。

事項別明細書の歳出となっています。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1万8,000円。25節積立金1万8,000円。これにつきましては自然エネルギー発電運用基金積立金として積み立てをするものでございます。

以上、説明は終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第78号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第79号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第14、議案第79号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は3条予算の収益的収入及び支出につきまして、職員給与費、手当及び共済掛金の掛金率の変更に伴う補正です。

議案書98ページをお願いいたします。

補正予算第3号、実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

なお、議決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業費用、補正予定額41万7,000円、計2億6,359万円。1項営業費用、補正予定額41万7,000円、計2億4,756万4,000円。3目総係費、補正予定額41万7,000円、計2,180万5,000円。内訳につきましては、99ページ、説明書の2節手当と4節法定福利費の増額となっております。

次の100ページ、101ページは、給与費の明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第79号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 正君） 午前に引き続きまして会議を再開いたします。

◇

◎日程第15 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第15、請願・陳情についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第3回陳情第10号、付託年月日、平成25年9月4日、件名、道州制導入に反対する意見書について（依頼）。

委員会の意見、制度導入によって住民の暮らしがどう変わり、都道府県制に比べてどんなメリットがあるのか。現状では枠組みや制度論だけが先行し、その目的や効果、導入時期といった具体像は一つははっきりしていない。制度導入ありきで市町村合併をさらに強制させるおそれがあり、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。よって、本委員会は道州制導入に反対する意見書提出については全員賛成である。

審査結果、採択です。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成25年第2回第3号、区分、請願、提出者、群馬県労働組合会議議長、真砂貞夫、件名または要旨、最低賃金制度の改善と中小企業支援策の拡充に関し、国及び群馬県労働局長に対し意見を提出してほしい。

平成25年第2回第4号、陳情、提出者、霞山カントリークラブ、株式会社ロイヤルヴィレッジゴルフ倶楽部代表取締役、市川金次郎、件名または要旨、村有林借地料減額をお願い。

以上です。

○議長（高橋 正君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成25年第3回陳情受理番号第10号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第3回陳情受理番号第10の採決に入ります。

この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成25年度第2回請願受理番号第3号、平成25年第2回陳情受理番号第4号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続調査を許可いたします。

次に、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成25年第3回第11号、区分、陳情、提出者、心身障害児（者）父母の会会長、柴田優子、件名または要旨、心身障害者のためのケアホームつきグループホーム設置に関する陳情について。
以上です。

○議長（高橋 正君） 平成25年第3回陳情第11号は、継続審査の申し入れがありました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

以上をもちまして、日程第15、請願・陳情についてを終わります。



◎日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第18、議会運営委員会の

閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第16から日程第18までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 19 平成 24 年度榛東村一般会計決算の審査結果について

○議長（高橋 正君） 日程第19、平成24年度榛東村一般会計決算の審査結果についてを議題といたします。

平成25年9月4日付で付託を行いました平成24年度榛東村一般会計決算の審査結果について、予算・決算特別副委員長より報告を求めます。

岸 予算・決算特別副委員長。

〔予算・決算特別副委員長 岸 昭勝君登壇〕

○予算・決算特別副委員長（岸 昭勝君） 委員長が欠席のため、副委員長が報告申し上げます。

予算・決算特別委員会報告書。

予算・決算特別委員会よりご報告申し上げます。

平成25年9月4日付で決算特別委員会に付託されました平成24年度一般会計決算の審査結果について、次のとおり報告いたします。

平成24年度榛東村一般会計決算の実質収支は、次のとおりでした。

区分、金額の順に説明を申し上げます。

歳入総額49億711万1,992円で、歳出総額が46億4,312万8,848円で、歳入歳出差引額は2億6,398万3,144円となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源のうち繰越明許費繰越額は5,481万円となり、実質収支額は2億917万3,144円でした。

本委員会による審査は8月27日と29日の2日間、各担当課より関係資料を用いて詳細な説明を受け質疑を行いました。その結果、平成24年度の予算は適正に処理されていることを確認いたしました。

また、幾つかの事業について改善点、要望事項としてまとめさせていただいておりますので、今後の事業執行及び平成26年度予算に反映していただくようお願いして報告いたします。

以上です。

- 議長（高橋 正君） ただいま岸予算・決算特別副委員長より審査結果の報告がありました。
平成24年度榛東村一般会計決算の審査結果につきましては、報告のみといたします。

◇

◎日程第20 議員派遣について

- 議長（高橋 正君） 日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、榛東村議会会議規則第113条の規定により、議会で議決することになっております。現在、北群馬郡町村議会議長会議員研修会が2件、群馬県町村議会議長会議員研修会、総務産業建設、文教厚生2常任委員会合同研修会の4件が確定しております。したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議」なしの声あり〕

- 議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した件名のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

◇

◎議長挨拶

- 議長（高橋 正君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

9月4日の開会以来、本日までの14日間、5名の議員からの一般質問、平成24年度の各会計決算の認定並びに本年度の補正予算、条例の一部改正や請願・陳情などについて、熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ、議決いただき、本議会が閉会できますことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、9月8日の早朝に2020年の夏季五輪、パラリンピックの開催都市が東京に決まったビックニュースが入ってきました。1964年の第18回東京大会以来56年ぶり、アジアでは初の二度目の開催となります。世界の注目が集まるオリンピックの開催が多くのメリットをもたらすことは言うまでもありません。スポーツを通じた青少年への教育効果を初め、インフラなどの整備による経済効果、国民に夢と希望を与えるビッグイベントであります。半世紀前に開かれた東京五輪は、戦後の高度成長を象徴するインフラ整備を加速させ、日本選手の活躍は今につながるスポーツの基盤をつくりました。2020年東京五輪が青少年の新たな目標となり、国民の精神や社会の雰囲気をも明るい方向に導くきっかけになることを期待します。

また、7年後の東京五輪開催は、被災地の人々にも希望を与えたいと思います。しかし、福島県は今も約16万人が避難生活を余儀なくされています。福島とは離れている、東京は安全だなど誘致活動の場での説明に対し、被災地の人々は複雑な思いも抱き、被災者が本来の生活を取り戻し、心から五輪開催を喜べる状況を一日も早く実現しなければなりません。同時に、安倍首相が述べたように、震災からの復興をなし遂げた日本の姿を全世界に向けて発信していくという真の復興五輪になることを望

みます。

9月も中旬になりますが、なお残暑の厳しい日が続いております。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意され、村の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成26年度税制改正に係る要望事項として7月に私が議長会長をしているときに提案しましたことが新会長のもとで各都道府県会長に要望が出ました。この20日に群馬県選出国會議員のところに町村会長と主に要望に行ってまいります。20日に新井緑地公園の会議もありますけれども、欠席させていただきますけれども、関係委員の皆さんにはよろしく申し上げます。

また、内容につきましては、償却資産に係る固定資産税の堅持。固定資産税における償却資産については資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存在することから、現行の評価方法を堅持すること。2点目がゴルフ場利用税の堅持。ゴルフ場利用税は道路整備や環境対策などゴルフ所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。いま一点が、自動車取得税の見直しに係る代替財源の確保。自動車取得税の抜本的な見直しを行う場合は町村にとって極めて貴重な財源であることを踏まえ、税制上現行の総額を確保することと、3点を町村会長宮前会長と陳情に、國會議員、群馬県10人くらいいますけれども、その方のところへ陳情に行ってまいりますのでよろしく申し上げます。

◇

◎閉 会

○議長（高橋 正君） では、以上で平成25年榛東村議会第3回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 南 千 晴

榛東村議会議員 金 井 佐 則